

1日目 (9月2日)

第3回福生市議会定例会会議録（第11号）

平成20年9月2日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ど も 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 者	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 委 員 会 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君			事 務 局 長	

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
臨 時 速 記 事 務 補 佐 員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第3回福生市議会定例会議事日程

開議日時 9月2日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第46号 福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第47号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第48号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第49号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第50号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第51号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第52号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第53号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第54号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第55号 平成19年度福生市一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第56号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第57号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第58号 平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第59号 平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第60号 平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議案第61号 福生市民会館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第62号 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について
- 日程第21 陳情第20-7号 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書

- 日程第22 陳情第20-8号 東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書
- 日程第23 請願第20-1号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書
- 日程第24 請願第20-2号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書

午前10時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第3回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

~~~~~

午前10時4分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において

4番 杉山行男君

5番 乙津豊彦君

6番 堀雄一朗君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成20年第3回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第46号外16件）（別添参照）
- 3 福生市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うべき事由の発生（別添参照）
- 4 請願・陳情書の受理について（陳情第20-7号他3件）（別添参照）
- 5 市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- 6 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 7 平成20年5月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成20年6月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 9 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（別添参照）
- 10 本会議資料の提出について（議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第61号、議案第62号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る8月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案17件と、請願、陳情者から陳情2件、請願2件が提出されております。

一般質問につきましては19名の議員から通告されており、通告時間は20時間10分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第13、議案第55号、平成19年度福生市一般会計決算認定について、特別委員会を設置して付託し、審査を願うことといたしました。

また、その他の案件についてもお手元の付託表のとおり各所管委員会に審査をお願いすることにいたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして9月2日、3日、4日、5日の4日間を本会議とし、9月6日から28日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を29日とする28日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますので、議事の都合上全員協議会を2回に分けて行うこととし、1回目を一般質問終了後に行い、2回目を本会議4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げます御報告とさせていただきます。

なお、今定例会から議場風景がインターネット配信されることになりました。議員の皆さんぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(原島貞夫君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり9月2日から9月29日までの28日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、15番大野聰君。

(15番 大野聰君質問席着席)

○15番（大野聰君） それでは、御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました事項に基づき一般質問をさせていただきます。

加藤市長が就任され、はや3カ月ちょっとが経ちました。日夜職員の先頭に立って八面六臂の御活躍をされている姿は堂々と見え、頼もしく感じております。7月から新副市長も誕生し、コンビの合った連携プレーで新しい福生市がスタートできたところでございます。

さて、今回の一般質問は大きくは3項目、一つは「福生に五つの元気」の実現に向けて、二つ目は歳入財源の確保に向けて、そして三つ目は安全安心まちづくりの実現に向けてについての3点についてお伺いいたします。

まず1項目目、「福生に五つの元気」の実現についてですが、この件については市長が選挙戦で公約とされた中身でございまして、6月の定例会でもこの実現についての決意をお伺いいたしました。今回はこれらの内容について具体的にどのように検討し、進めていくのかのお考えをお伺いいたします。

市長が選挙戦で示されたこれらの政策については、私が言うまでもなく多くの市民の皆さんがその実現を待ち望まれております。そこで今回はそれらの実現に向けての着手状況等について何点かお伺いいたします。

最初に、「五つの元気」の実現に向けての検討状況について3項目お伺いいたします。7月に市長の決意のあらわれとして担当参事を配置されました。既に本格的な検討に入られたと思います。

そこで、次の3点についてお伺いします。1点目は、実現に向けての検討の着手状況について、どんな状況になっているか。2点目は、各項目ごと、全体では五つの元気の内訳として三十数項目あると思いますけれども、短期的な実施、中期的な実施、長期的な実施ということでそれぞれ区分ができるのだと思うのですが、その実現に向けての区分の考え方、整理の考え方。3点目は、この中で特に言われております中小商工業振興対策の支援強化が強く言われておりますが、この辺の方向性についてのお考えをお伺いします。

次に、町会・自治会館の整備促進策の検討の方向性についてお伺いいたします。この項目については選挙期間中も熱く語られておりましたが、今後どのように検討されていくのか、その方策についてお伺いいたします。

「五つの元気」の最後に、第4期福生市総合計画の策定検討の今後について3点お伺いします。まず、福生市基本構想市民会議の位置付けについてお伺いいたします。去る8月5日に「全員参加のハーモニー」と題したメンバーの方々の報告会があり、多くの議員の方が参加されておりました。メンバーの皆さんは「福が生まれるまち、共生のまち福生」について熱い思いで語られておりましたが、この提言の位置付けについて改めてお伺いいたします。

2点目は、基本構想策定までの具体的な進行方法についてお伺いいたします。あわせて基本構想審議会が発足されると伺っておりますので、そこでの検討状況についてもお伺いいたします。

3点目は、基本構想と「福生に五つの元気」との関連、これについてはどのように成立されていくのか、いろいろなお考えがあると思いますが、その点についてお伺いします。以上、「福生に五つの元気」の実現に向けての項の質問を終わります。

次に、大きな2項目目、歳入財源の確保に向けてについて何点かお伺いします。

今回、決算議会ということで市税の問題、いろいろ大勢の議員の方から質問がありますが、私はその中で幾つか、総括的に4点を上げて、改めて総括的な質問をさせていただきます。

まず、市税、使用料等の収納向上対策についてお伺いいたします。三位一体改革による税源移譲により市民税の課税率は大幅に上がりましたが、半面、地方交付税等の減額があり、所得水準が低い市民層が比較的多い我が市にとっては、税率は上がっても大幅な税の調定の増は望めないと思います。しかもガソリンや諸物価の高騰は市民の皆さんの生活を大きく脅かしております。そうでなくても我が市が市民税などの収納状況は従来からあまり良好ではありません。今定例会でも、先ほど言いましたように決算の中で収納対策については多くの議員さんから質問がされると思います。

市でも市税等収納率向上対策本部を設置して電話催告、タイヤロック対策等さまざまな新しい方策を講じ、収納率向上に努力されておりますが、まだ十分な成果が上がっていないようでございます。

そこで、1点目の質問は、市税、国保税等の関係も含んで収納状況向上対策の現状と今後の方策についてお伺いいたします。

2点目は、保育料、給食費、学童保育料等の収納率向上対策についてお伺いいたします。保育料や学童保育料は決算審査でも再三質問が出ているところですが、残念ながら一向に収納率が上がりません。他市でも大分苦勞されております。さまざまな手段により努力されているようでございますが、先日ある市内の保育園の園長さんとお会いする機会がありまして、その席で最近市からの要請で督促状を督促の世帯に直接園長が保護者の方に手渡すようになって、そのときに最初に受け取った督促世帯の件数が10数件あったけれども、翌月は数人に減ったという話を伺いました。この園長さん、かなり努力していろいろやっていたでございまして、園長さんから直接やはり手渡していただくということについてはかなり効果があるものだなというふうに感じました。

このような方法が本当にいいのかどうかということは議論があると思いますが、負担の公平からも、支払い能力がある方に対しては毅然とした行政姿勢を見せる必要があると思います。

また、学校給食費については、公会計でないことは承知しておりますが、未納者が多い現実は見逃すことはできません。まして当市は4月から給食費が上がったわけですので、ますます滞納が心配されるところでございます。各市でもさまざまな方策を立てているようでございますが、お隣の羽村市では誓約書を取って成果を上げているというふうにお伺いしております。

そこで、保育料や学童保育、それから給食費等の収納向上対策の現状と方策につい

てお伺いいたします。

この項の2項目目、市有の未利用地の売却についての検討状況についてお伺いいたします。これについてはたしか前回、先輩議員から御質問があったと思うのですが、中身については、昨年3月に未利用地等検討委員会の報告書、提言が出されました。この中で市有未利用地活用案として四つの活用案が提案されております。一つは売却する方向で具体的対策を検討する必要がある未利用地、二つは施策で活用を図る未利用地、三つは定期借地権を活用し、有効活用する必要がある未利用地、四つ目は当面現状で活用を図るが、長期的方向性を検討する必要がある未利用地となっております。

そこで、歳入財源の確保という点から2点のこの方策についてお伺いします。一つ目は、売却する方向で具体的方策を検討する必要がある未利用地の売却の検討状況、2点目は、定期借地権を活用し、有効活用する必要がある未利用地の具体的な検討状況の2点について、どのようになっているかお伺いいたします。

この項の最後、3項目目、公共施設駐車場の有料化の方向性についてお伺いいたします。この件については、再三にわたり先輩議員も質問されておりますが、その都度検討していくという御答弁だったと思います。この4月から市役所駐車場が新庁舎完成とともに有料化されましたが、他施設についてはどうなっているのかをお伺いいたします。

そこで、この項の1点目、近隣市の状況はどうなっているか、2点目は今回のこの提言についての検討の有無と、有料化の課題についてをお伺いいたします。

次に、基地交付金、都補助金の確保活動についてお伺いいたします。先ほどから申し上げましたように、自主財源の確保と同時に我が市にとっては補助金や交付金をどうやってもらってくるかということの確保は不可欠だというふうに思います。平成19年度の第五小学校の防音工事の適応基準に該当しないということの不採択など、国や東京都もますます交付等については厳しくなっていると思います。また総務省所管の基地交付金も来年度はかなり厳しい状況だというようなお話もちょっと伺っております。

しかし、誠意を持って再三再四の陳情は、今の時代でも必要不可欠だというふうに私は考えております。最近市長を初め副市長、担当主幹の皆さんが精力的に活動されていると伺っております。基地関係の補助金、交付金の確保は我が市の生命線であると言っても過言ではありません。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。1点目は、交付金、補助金等の確保活動に対する市長の基本的な考え方について、2点目は、今後どのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

歳入財源の確保については以上ですが、何回も申し上げますが、自主財源の乏しい我が市では、税の収納対策の向上、良好な土地の処分、公有財産の有効活用などによる歳入向上対策は早急な対応が必要だと思います。また補助金、交付金の確保活動も、石川常太郎初代市長のころのような積極的な活動も必要だと思います。市長にぜひよろしく願いしまして、御答弁をお願いいたします。

最後に、安全安心なまちづくりの実現についてお伺いいたします。

この件につきましては、私は議員就任以来再三質問させていただいております。当初、前市長、野澤市長は防犯の仕事は警察署と防犯協会の仕事であるというふうなニュアンスの御答弁をされておりましたが、その後、この対策については飛躍的に市の対策として向上させていただきました。昨年の4月の担当課の設置、それから市民ひろばの設置など、より市民の皆さんの方々の関心も大きく上がったと感じており、感謝申し上げます。

そこで、何点かお伺いさせていただきます。1項目目は、犯罪発生状況と防犯対策の現状についてお伺いいたします。その1点目は、最近の犯罪発生状況、市長さんに御答弁いただくには恐縮なので、簡単に結構でございます。2点目については、防犯対策の現状について、3点目は、地域の防犯活動の現状についての3点についてお伺いします。

それから2項目目、先ほど申し上げました市民ひろばの活動状況ですね。設置して関係者の方に集まっていたいろいろな話し合いをしていただいているということですが、その一つ目については、最近の安全安心まちづくり市民ひろばの活動状況について、二つ目は活動のメンバー、どういう方が、人数ですとか、地域別、男女別、年齢構成ですね、そういったものについてどうなっているかについてお伺いいたします。

この項目の最後は、安全安心まちづくり条例の検討状況と条例案の提案時期についてお伺いいたします。条例制定に関しましては、その制定につきまして再三要望させていただきました。最近では昨年の6月定例会で質問させていただき、そのときの市長の答弁では、その前の3月議会、実際には2月に議会があったのですが、3月議会で「19年度中に条例を制定するとのお答えをしており、現在活動している町会、自治会、PTAなど関係団体を含め検討委員会を設置し、各市の条例や活動方法を参考にしながら今年度中に実効性のある条例の制定を目指してまいりたい」との御答弁をいただきました。今年度中というのは19年度中という意味でございました。既に年度が改まっておりまして、もう20年度も半年が経過しております。あの答弁何だったのでしようかというふうに素直に疑問を感じさせていただいております。少なくとも議会の公の立場で、議員と市長のやりとりの中で、執行官の長の答弁内容が全く反故にされてしまったという結果になっています。

確かに担当課も組織替えで大変だったことはわかりますが、これでは市民ひろばの意見を優先して、議会軽視だと思われても仕方がないと考えます。どうしてこのようになったのか、残念でなりません。

そこで、次の点についてお伺いします。1点目は、前回質問、先ほど申し上げました19年6月定例会、第2回定例会以降の検討状況、2点目は、市民広場等での検討内容、3点目は、条例策定の進捗状況とその内容、4点目は、条例案を提案する時期の4点についてお伺いいたします。この件につきましては、議案が提案されて、条例案の内容で審議できるように期待して加藤市長の御答弁をお願いします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。議員各位におかれましては、今定例会もよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、大野(聰)議員さんの御質問に答えいたします。

まず、「福生に五つの元気」の実現に向けての1点目、その検討状況についてですが、私が市民の皆様にお約束いたしました政策である「五つの元気」は、改めて申すまでもなくだれもが住んでよかった、住みたくなる夢のあるまち福生のまちづくり実現のため、行政運営の柱として進めようとする施策でございます。

6月の議会におきましては、子育てが元気等五つの元気分野の具体的な施策について、庁内全体で実効性のある取り組み方法の検討に着手するよう関係部に指示をいたしまして、またその推進のためのプロジェクトチーム等を立ち上げていきたいとの答弁をいたしました。

その後の進捗状況でございますが、まず組織面では企画財政部に参事職を置き、推進のための組織面で強化を図るとともに、計画面では実効性と、さらに即効性の確保のためにプロジェクトチームではなく、企画財政部参事をリーダーとする関係課長職で構成したワーキングチームを組織し、作業の準備を進めている状況でございます。したがって、短期、中期、長期といった実現区分の考え方につきましても、実行計画とあわせ当該ワーキングチームで検討してまいりますので、しばらくお待ち願いたいと存じます。

次に、中小商工業振興対策の支援強化の方向性についてでございますが、これまでも中小商工業振興対策といたしましては、平成11年に地域振興券事業、その後福生市商工会でプレミアム付き商品券事業を実施いたしました。

また、市といたしましても、福生市中小企業振興資金融資条例の改正も図るとともに、東京信用保証協会の保証料の一部負担や、特定金融機関への償還にかかわる利子補給を実施してきております。ことし4月からは、昨年10月に導入されました責任共有制度の影響を受ける小規模企業者への対策も実施いたしました。商工会においても、商工業の経営状況を踏まえ、専門の経営指導員がどの融資制度を利用することが最善であるかの指摘や助言を行っております。

そこで、御質問の今後の中小商工業振興対策の支援強化の方向性でございますが、商工業振興は商店街、商工会、行政、それぞれが目指すべき方向が乖離しないようお互いの現状を認め合いつつ、同じ視点の高さからの協働が大事であると考えております。そのためには商店街と意見を交わし合い、方向性が乖離することのないようにするための仕組みなどが必要でございますので、先ほど御説明させていただきました五つの元気ワーキングチームで検討していきたいと考えております。

次に、2点目の町会・自治会会館の整備促進策の検討の方向性についてでございますが、町会会館は地域住民の自主的な活動や親睦を図りながら世代間の交流を深める場として、また災害時には一時的な集合場所や避難場所となり得るなど、地域コミュ

ニティの拠点であり、市の地域会館とともに地域活動を行う上での重要な施設であると認識しております。

市では地域住民の皆様の福祉の増進を図ることを目的とし、補助金交付規則に基づき町会会館の建替等に対して補助金を交付しております。現在の会館の所有形態は大変さまざまでございまして、建物を所有しています町会は16町会で15会館、建物を借りている町会は2町会で1会館、市所有の建物が1町会で1会館となっております。また、公営住宅等の施設を使用している町会は5町会で5会館、そして市の施設を使用している町会は10町会で10会館となっております。特に建物を所有しています16町会の15会館につきましては、昭和20年代から30年代に建設された会館であり、老朽化が進んでいるわけございまして、耐震性やバリアフリー等の対応も必要となっていると思っております。

町会会館の新築や増改築、修繕等の必要性は以前よりも増してくるものと考えておりますし、これに伴う補助金等の対応につきましては、その公平性や所有形態もまちまちであることから、建物の耐震性、バリアフリーなども含め慎重に考慮する必要があります。今後庁内の五つの元気ワーキングチームでその方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の第4期福生市総合計画の策定検討の今後について何点か御質問をいただいております。まず、市民会議の報告の位置づけでございしますが、27名の公募市民の皆様には10カ月で20回にわたる検討をいただき、去る8月5日に「全員参加のハーモニー」と題する提言書を代表者の方から受け取りました。

また同日、市民会議の皆様による提言内容の発表会も行われ、会場には私を含めまして64人の参加をいただきました。その中には多くの議員の方々にもお集まりをいただきました。発表会の最後に、私にコメントを求められまして、その際、この提言は参考とさせていただくと申し上げましたように、基本構想審議会には市民会議の提言書を配付するとともに、内容や検討経過の説明をいたし、審議の参考にしていただきたいと申し上げております。

次に、策定までの今後の具体的な進行方法とのことですが、去る8月28日に第1回の基本構想審議会を開催し、14名の委員への委嘱状の交付、正副会長の選任、そして諮問を行い、幾つかの議題の審議が行われました。その際、私のまちづくりに対する考えも述べさせていただいたところでございます。

次回の審議会では、議題の一つとして先ほど申し上げた市民会議の提言書についての説明を行う予定でございまして、そして、今後毎月1回開催していただき、12月ごろには中間答申をいただき、それについてのパブリックコメント、つまり市民の皆様からの意見聴取を予定しております。この意見聴取の後、最終的に翌年2月ごろに答申をいただきたいと考えているところでございます。

いただきました答申は、議会に御報告、御説明を行い、さらに議会からの御意見、御要望等を踏まえながら最終的に庁内で基本構想案としてまとめ、来年の第2回市議会定例会で議決をいただきたいと考えているところでございます。その後基本計画の

策定作業に入りまして、平成21年度中に策定する予定となっております。

なお、基本計画におきましてもパブリックコメントを実施するとともに、決定の前には議会にも御説明の機会を設けさせていただきまして、その後に決定するという予定を考えております。

また、「五つの元気」との関連でございますが、「五つの元気」は先ほども申し上げましたように、我がまち福生を住んでよかったと感じ、また住みたくなる夢のあるまちにするための行政運営の柱としようとする施策の集合を指すものでございまして、基本構想というよりはむしろ基本計画の中で展開していくものとの認識でございます。

「五つの元気」によりまして福生をよいまちにしたいと思うその精神は、基本構想にも通じる普遍的な精神であると思うところでございます。

次に、歳入財源の確保に向けての1点目、市税、使用料等の収納向上対策についてでございますが、初めに国民健康保険税等を含む市税の収納向上対策の現状は、滞納発生後の督促状を初めとする文書による催告のほか、市税等収納率向上対策本部員と全庁支援による休日、夜間の臨戸訪問を行っております。また、国民健康保険税収納専門員の派遣を受け、新たに平成19年度からは電話催告、自動車等のタイヤロック、居宅等の搜索による動産の差し押えを実施しております。

その結果、平成19年度の収納率は前年度比で市税は1.1%、国民健康保険税は4.7%向上いたしました。市税、国民健康保険税とも予算額を確保することができない状況でございました。

今後の収納向上対策でございますが、差し押さえの強化は対策の基本におき、広報誌等を利用し、納税意識の高揚に努め、自主納付の促進を図ってまいりたいと考えております。また法改正によりことし10月から国民健康保険税、来年度には住民税の公的年金からの特別徴収が予定されており、このことも収納向上に影響があると考えております。

次に、保育料、学童クラブ育成料の収納向上対策の現状と今後の方策についてでございますが、収納対策の現状といたしまして、特に保育料で申し上げますと、納期限までに納入されない保護者には毎月担当職員が各保育園に督促状を持ち込み、連絡用ポストから保護者に渡しておりました。平成19年8月からは督促状を保育園長から直接保護者に手渡していただき、納期内の納付をお願いいたしているところでございます。その後も納入のない保護者に対しましては電話催告、訪問徴集を行い、職員が保育園へ出向き保護者と面談し、納入計画を立てていただきます。

しかし、計画どおりに納入されない場合もございまして、平成19年度の収納率で見ますと、前年度を下回った状況となってしまったところでございます。今後も負担の公平性の観点から保護者への納期内納付をお願いし、未納者に対しましては状況に応じた手法により、さらに収納対策の徹底をさせていただきます。また、保育園との連携を強化するなど厳正に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、収納向上は市民の皆様の権利義務意識によるところであり、収納向上策とあわせ、広報誌等を活用いたしまして、あらゆる機会を通じて意識

の高揚に努めてまいります。

なお、今後は給食費等の私会計を含め、保育料等の収納向上策についても教育委員会等担当部署との連携を図りながら、市税等収納率向上対策本部で総体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市未利用地の売却に向けての検討についてでございますが、御質問の一つ目の売却の検討状況と、二つ目の定期借地権活用方法の具体的な検討状況について御説明をさせていただきます。

将来的に活用が未決定の市所有地及び新庁舎完成後に生じる空き施設、さらに土地開発公社保有地も含めこれを未利用地等と呼んでおります。御案内のとおり平成19年3月に庁内関係各課の職員で構成された検討委員会により、これら未利用地等の活用について報告書をまとめました。そのうち土地である未利用地については、次の四つの分類と順位で検討の優先順位をつける必要性が提言されました。一つ目が売却する方向で具体的対策を検討する未利用地、二つ目が施策での活用を図る未利用地、三つ目が定期借地権を活用して有効利用する必要がある未利用地、そして四つ目が当面現状で活用を図るが、長期的な方向性を検討する必要がある未利用地でございます。

このうち売却する方向で検討が必要とされた土地は4件で、検討の優先順位は1番目、定期借地権を活用して有効活用を検討する必要があるという土地が6件で、優先順位は3番目でございます。今後総務部を中心に、まずは最優先順位である売却分類の土地につきまして、個別の土地ごとに再度事業代替用地としての適格性、潜在需要の確認、または公売等の売却方法の検討を含め売却する土地の優先度を点検及び精査していきたいと考えております。定期借地権を活用しての有効利用につきましては、その後の検討とさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の公共施設駐車場の有料化の方向性についてでございます。まず他市の状況を申し上げますと、市の公共施設の駐車場をすべて有料化した市はございませんが、一部の施設を有料化した市は12市、検討中の市が2市となっております。また、有料化の理由といたしましては、行政改革の一環としての自主財源の確保や、目的外利用の制限が主なものでございます。

次に、検討の有無と有料化の課題でございますが、第4次行政改革大綱推進計画の中でも有料化の実施が盛り込まれております。今までの検討の中で市の施設で一般用駐車場施設のある施設31施設を統一的な考えのもとで有料化する方向で検討を進めてまいりました。そのうち市庁舎の地下駐車場を有料化したことは御案内のとおりですが、他の30施設につきまして、駐車可能台数の少ない施設はゲート設置等の設備投資を行っても費用に見合う効果が期待できないため、一定の基準以下の施設は有料化の対象から除外する考えで進んでおりました。

しかしながら、施設の設置目的で、あるいは利用形態を加味した検討がどうしても必要になってくるという課題が生じてまいりました。一定の駐車可能台数以上の施設を対象とするという統一的な取り扱いの検討でなく、個別の施設ごとの費用対効果の検証を実施し、その結果有料化の可能な施設から再度目的外利用の駐車台数の把握を

含めた検証をいたしたいと考えております。

次に、4点目の基地交付金、都補助金等の確保活動についてでございますが、私の確保活動に対する基本的な考えについて申し述べさせていただきます。5月の市長就任以来、補助金等の確保活動につきましては、みずからが先頭に立ち、全庁を上げて取り組んでいくという考えでございますので、私自身も実際に関係機関に出向き、直接要請を行っております。

まず、基地交付金関連では、毎年横田基地周辺5市1町で構成する基地関係税務協議会で総務省及び東京都に増額要望を行っております。ことしも去る8月19日に総務省に出向いております。そのときの総務省の姿勢は、国の財政状況も踏まえ非常に厳しいものがございましたが、今後も粘り強く要望してまいります。

また、これにあわせ東京都の副知事を初め総務局等の関連部署や、地元の衆議院議員にも協力要請を行い、8月29日には自民党三多摩議員連絡協議会へも参っております。基地交付金につきましては年々厳しくなっておりますので、今後とも議員の皆様様の御協力もぜひよろしくお願ひしたいと存じます。

次に、東京都関連では7月28日に東京都市長会の構成部会で、また8月1日には三多摩島しょ公立病院運営協議会で、東京都の福祉保健局長に対しまして東京都予算編成に対する要望行動を行っております。これらに参加するとともに、関連部署に対しまして独自に補助金等の確保に向けた活動を行っております。

次に、防衛関連では昨年度騒音測定の結果、適応基準に満たないとの理由で第五小学校の防音工事が不採択となっておりますので、その採択に向け7月10日には防衛省の本省に出向いております。その際、防衛事務次官や防衛省大臣官房、さらに直接の担当者である防音対策課長にもお会いいたしまして、直接強く要請を行っております。

現在、非常に危惧しておりますのは、今回の第五小学校の防音工事が不採択になるということだけではなく、今まで補助を受けている騒音防止対策事業補助金や9条交付金にも波及するのではないかと思える点であります。そのことから、何としましても採択されるよう粘り強く要請を行ってまいります。

そこで、今後の取り組み方策であります。ただいま具体的な例を申し上げましたが、この姿勢は他の補助金などに対しても全く同様でございます。私自身は今が非常に重要な時期ととらえまして、今後ともみずからが先頭に立ち、最も効果的な方策なども模索しながら、確保活動を積極的に行ってまいります。なお、国庫補助金や都補助金などの財源の積極的な活用を図るよう職員にも指示を出しております。

次に、安全安心なまちづくりの実現に向けての1点目、犯罪発生状況と防犯対策の現状についてでございますが、初めに最近の犯罪発生状況を福生警察署管内で見ますと、平成16年の4476件をピークに毎年減少している状況でございまして、平成19年では3229件となっております。

防犯対策といたしまして、市では子どもの安全の見守り活動として、防災行政無線を使用して毎週月曜日、水曜日、金曜日に子どもの見守りの広報を行っております。

また西多摩農業協同組合、市内の介護事業者、清掃事業者と安心安全パトロールについての協定を締結し、日ごろの業務の中で防犯パトロールに協力をしていただいております。さらに市職員により毎週水曜日夕刻に市内の公園等を中心にパトロールカーによる巡回を行い、市公用車にも地域安全パトロール実施中のマグネットシートを貼り、市民への啓発を図っております。

また、地域の安全のための施策といたしまして、平成17年度から各小学校区で地域安全マップづくりを実施しております。昨年度におきましては第二、第三小学校の4年生、今年度は7月に第三小学校の4年生を対象に実施し、マップづくりを通じて危険な場所とはどのようなところなのかを周知し、さまざまな危険性に気づくことの大切さを体験してもらいました。今後も各小学校においてPTA、地域の方々に御協力をいただきながら引き続き実施してまいります。

地域の防犯活動の現状といたしまして、現在、市で把握しておりますのは町会、自治会の皆様による防犯パトロールを20地区により行っていただいております。また、PTAなどでも自転車の前かごに防犯パトロール中の表示をしたり、さらに子ども110番の登録をしていただいたり、それぞれの地域の皆様が自分たちの地域を守るために、時間等をやりくりしながら自主的に防犯活動を行っていただいております。本当に感謝を申し上げる次第でございます。

安全安心なまちづくりは、警察や市行政ばかりではなく、防犯協会などの機関や学校、地域が一体となり自分たちの地域の安全確保のためともに活動を展開していく必要がございます。今後も防犯活動に多くの機関や市民が参加できるような環境づくりを進め、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の安全安心まちづくり市民ひろばの活動状況についてでございますが、安全安心まちづくり市民ひろばは、平成17年9月に広く市民の方々と防犯について話し合う場として設けられました。毎月ほぼ1回のペースでこの8月までに32回開催しております。なお、会議終了後には毎回夜間パトロールも実施しております。

市民ひろばには防犯活動推進員を初め女性防犯指導員や町会・自治会、PTA、交通安全推進委員、民生委員、福生警察署員など市内でさまざまな立場で活動されている方がメンバーとなっております。それぞれの組織や地域で実施している防犯活動の状況の情報交換や、今後の防犯活動についての話し合いなどを行っており、さらに昨年より安全安心まちづくり条例についての検討もしております。現在38名の方が市民ひろばへ登録されております。

次に、3点目の安全安心まちづくり条例についてでございますが、この件に関しましては、対応が遅れまして大変申し訳なく思っております。市といたしましても本条例の必要性等について十分に認識をしており、現在市で考えている素案をもとに市民ひろばの中で御意見等をいただいているところでございます。

今後はその検討内容等を踏まえ、市としての条例案を取りまとめ、12月定例会には議会へのお示しをさせていただきたいと考えております。その後、21年3月議会

での上程を目指してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（大野聰君） 非常に長時間、質問が十数分だったのですが、長い御答弁、御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。

まだ時間がたっぷりあるようですので、幾つか確認の意味で再質問させていただきます。本当に市長の3カ月有余の御熱意、いろいろ御苦労さまでございます。御答弁の節々にその御熱意が伝わってきたと思います。ありがとうございました。

それでは、今言われたのですが、確認の意味で幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。まず「五つの元気」の実現に向けての関係の検討状況でございますけれども、いろいろこれからワーキングチームをつくられてやっていくというふうなことです。特に、実効性と即効性の確保ということでやられていくということですが、これからのワーキングチームの具体的な役割、それから職員構成、それから今庁内での各部長をリーダーとするプロジェクトチーム等もあります。そういうものの関係について、それからチームの構成というのは一つなのか、複数なのかというようなどころについてもちょっと教えていただきたいと思います。

それから2点目、中小商工業振興策の関係でございますが、今回の選挙でも市長の方から商店街振興、商工会との関係についていろいろお話をされておりましたけれども、特に今まであったのかどうかわかりませんが、理事者等やはり商工会とか商店街とか定期的に協議をするような、協議組織というのですか、そういうものがあるのかどうか、あるとすればどうやっているのか、それを、なければそういう組織が必要だと思えますが、どうかということについてお伺いします。

それから、町会・自治会館の関係ですが、この問題については非常に前からいろいろ議論がありましたが、今回市長が特に言われておりますが、これについてはいろいろ、先ほど話がありましたように、権利関係とかいろいろな課題があると思うのですね。その辺のところは十分検討していただいて実施をしていただければと思えますけれども、とりあえず先ほどの答弁の中でも建築以来20年、30年のというのがありましたけれども、たまたま私の地域の会館の場合、恐縮ですけれども、約40年以上経っているのかな。土地が個人から借りているものですから、来年更新ということで、多額な更新料を払うということになっていきます。ただ、半額は補助していただけないということで非常に助かっていますけれども、かなり耐震性の問題がそれぞれあると思うのですね。その辺のところについて、これは一般的な耐震診断の補助なんかがありますけれども、そういうものでなくて、独自に自治会館等の耐震診断についてどうかということと、積極的に各町会等に働きかけていくお考えがあるのかどうかについて

お伺いをしたいと思います。

それから、この項の3点目でございますが、基本構想審議会の関係で、先日審議会委員が14名で発足されたということですが、どんなような構成になっているのかをお伺いしたいのと、それからこの中に市民会議のメンバーの方はいらっしゃるのかについてお伺いいたします。

それから、大きな2点目の歳入財源の確保の関係、市税、使用料等の収納向上対策で、これについては決算でまたいろいろ質問があると思うのですが、特に保育園、学童保育、それから学校給食というふうになるのですが、担当の方はいろいろ御努力されていると思うのですが、保育料を払わないところが学童保育料を払わなかったり、給食費も払わないという実態が現実にあると思うのですね。例えば保育園とか学童の場合、毎年4月に更新になるわけですから、そういう際に申込書を取って、提出してというか、強く働きかけをしていったらどうかと思うのですが、その辺の現状と今後のお考えについてお伺いしたいと思います。（「決算で聞かろう」と呼ぶ者あり）もうこれについては聞きません。

それから、給食費の関係では、羽村のような誓約書を取られているかどうかということと、給食費が改定されましたけれども、収納状況がどうなっているのか、その辺の現時点での状況について教えていただきたいと思います。

それから最後に、この項の最後で基地交付金の関係、市長を初め皆さん本当に関係機関に行って御努力されているということで非常にありがたく、ぜひそういうことについては今後進めていただきたいのですが、先日も5市1町の副市町長さんで国に働きかけをしたというふうに伺っていますけれども、これについてどうだったのか、特にやはり市長さんだけではなくて副市長さんも含めて連携して、定期的に研究、活動して働きかけるということも必要だと思いますが、その辺について副市長さんのお考えを伺えたらと思います。

それから、最後に安全安心まちづくりの関係ですけれども、現在、市の方で考えている、条例の関係ですね———についてはどんな、素案をつくってというふうに伺っていますけれども、素案についてはどのようになっているかということ。それから防犯パトロール、それから市民広場でいろいろそれぞれパトロールの自主的な活動をされているわけですが、前にも言ったかもしれないのですが、広報等でそういう活動について紹介されるという考えがないかどうか、やはり各地域ともそれぞれ努力されてやっているの、そういうものに載って紹介していただければ励みになると思いますが、その辺についてどうお考えにならっしゃるのか、ちょっとそこについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副市長（坂本昭君） 8月に横田基地周辺の5市1町の副市町長で国への要請活動をさせていただいたわけですが、これは7月16日にたまたま5市1町の副市町長で会う機会がございまして、そのときに伺いますと、我が市と同様に学校防音のいわゆる機能復旧工事、空調機器の取り替えがどちらも不採択になっているということがご

ざいまして、これはやはり各自治体での努力も必要であるけれども、5市1町が力を合わせて、それぞれの首長連名の要請書を持って防衛本省への要請活動をしたらいかがだろうというようなことを御提案しまして、皆様方からも賛同をいただき、8月7日に防衛省の本省へ伺いまして、地方協力局の次長、あるいは防音対策の担当課長に御面会をしまして、要請文の読み上げと同時にそれぞれの自治体の思いを強くお伝えをしたところではあります。やはりなかなか、今国の財政状況が厳しいということがございますのと、採択基準を今大変厳しく、財務当局、あるいは会計検査員から指摘されておるといふようなところがあって、直ちに制度改善にはつながらないけれども、何とか再調査等を、その手法等をまた協議しながら進めてみたいといふような御回答をいただいたところでありまして、思ったような成果は上がらなかったところではありますが、このことはやはり粘り強く国に対して主張していくことが絶対必要だろうと、こんなふうに考えておりますので、これは折りに触れてまた5市1町との連携を保ちながら、これからも粘り強く要請をしてまいりたい、こんなふうに考えているところでありまして、よろしくお願いをいたします。

○企画財政部参事(大越英世君) 私からは「五つの元気」実現に向けての関係で、ワーキングチームと基本構想審議会委員さんの構成の2点についてお答えいたします。

まず、「五つの元気」ワーキングチームの役割等についての御質問でございますが、ワーキングチームにつきましては、市長が公約としております推進項目についての具体化、あるいは具体策、実施年次などを各部局での検討結果を優先順位や財源的な課題等を踏まえまして、円滑に実施計画に盛り込んでいくことを目的として設置いたしております。

したがって、メンバーには各部、各課の検討結果をチームに報告してもらいまして、チーム内での議論、協議をしていく予定でございます。メンバーにつきましては現在18名でございます、推進事項に関係する課長職で構成いたしております。

また、各部長を中心としましたプロジェクトチームとの関係でございますが、既存のプロジェクトチームにつきましては、施策や事業の方向性を検討いたしまして、これを市長に報告した後に具体的な事業展開につなげていこうとするものでございますが、今回のワーキングチームは主に既に公約として示されているものにつきましては具体的な実行計画の検討及び作成でございます。したがって、既存のプロジェクトチームの活動とは作業が重複しないといふふうに御理解をお願い申し上げます。

なお、「五つの元気」に係る事業の具体策につきましては、今後検討資料等が整い次第、ワーキングチームでの実質的な協議を開始していきたいと考えております。

次に、基本構想審議会委員さんの構成についてでございますが、まず男女別、性別の構成につきましては、男性が8名、女性が6名でございます。年齢構成につきましては、第1回審議会の開催日、8月28日現在で20歳代が1名、30歳代が2名、40歳代が4名、50歳代が2名、60歳代が3名、70歳代が2名の計14名でございます。

なお、審議会には、市民会議のメンバーにつきましては、公募3名の委員さんの中

に1名が市民会議のメンバーの方が入っておられます。

基本構想審議会委員の方々につきましては、本定例会の総務文教委員会、全員協議会におきましても改めて報告をさせていただき予定でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 私からは「福生に五つの元気」に向けての中小企業振興策と町会・自治会の整備促進について、2点ばかり御質問をいただいております。

まず、1点目の中小企業の振興策でございますが、市と商工会、商店街が同じ目的に向かいまして協議をし、協働していくことは重要なことであると考えており、担当部局では互いに意思の疎通を図っているところでございます。

しかし、正式な定期的な協議の場というのは現在は設けられておりません。協議の場を設置するにつきましては、商工会、商店街と御相談するとともに、先ほどの「五つの元気」のワーキングチーム、その中でまた検討していく課題かなというふうにご考えております。

次に、町会・自治会の整備促進の関係で、会館の耐震診断の関係でございます。市では平成19年3月から既存住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、福生市耐震改修促進計画を策定いたしまして、昭和56年以前に建設されました、居住している個人住宅を対象に耐震診断を進めているところでございます。

町会・自治会の会館は昭和56年以前に建築された会館が多くあります。市長答弁にもありましたように、地域のコミュニティの拠点でもありますので、個人住宅同様に町会にも耐震診断を強く働きかけていきたいというふうにご考えております。

なお、補助につきましては今後検討させていただきたいというふうに、こんなふうにご考えております。

以上、再質問に対する御答弁とさせていただきます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは歳入財源の確保という関係から保育料、それから学童クラブの育成料の納入の働きかけ、あるいは納付誓約書を取れないかといったような御質問でございます。

今、保育園の申し込み時につきましては、入園のしおりの中で保育料の納入方法としてできるだけ口座振替による納入をお願いしているところでございます。また同時に納期内納付をお願いして、さらに保育料の納付誓約書を提出いただいております。また、年1回の継続申請時におきましては、保護者の利便性に配慮いたしまして入所する保育園を通じて継続申請書の提出を受け付けておりますけれども、未納者に対しましては保育園ではなく直接市の担当窓口へ来ていただき、未納額を全額精算していただきたいといったお願いをしているところでございます。

しかしながら、どうしても精算できないといった場合には、いつ、幾らお支払いいただけるのかといった納入計画を立てていただき、継続入所手続きをとっているという状況でございます。ただ、残念ながら計画どおりに履行していただけない、こういった保護者の方が多いようでございます。

また、学童クラブの関係につきましても、特にこれは納付誓約書は取っておりませんけれども、保育料と同じような対応で今現在は進めていっております。

ただ、いずれにいたしましても、今後いろいろな方法を考えていきたいというふう
に思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○教育次長（宮田満君） 歳入財源の確保に向けて、収納向上対策の今後の方策でござ
いますが、御質問の1点目、学校給食申込制度の導入でございますけれども、全保
護者に対しまして学校給食申込書に記載いただき、保護者の意思により学校給食を提
供することで、学校給食の提供に関する契約という性格を持たせるというものでござ
います。

したがいまして、給食費が未納になったときに保護者と学校給食課で支払い方法等
について相談をし、それでもお支払いいただけない悪質な場合には法的な措置もとら
ざるを得ないわけでございます、その場合の根拠書類となるものと認識しております。
この学校給食申込制度を来年度から導入できるか、具体的な検討を行っているところ
でございます。

なお、今年度は給食費等の収納向上対策といたしまして、口座振替日が当該月の1
6日であったものを、給料日に近く預金の残高のある翌月の1日に変更いたします。
また職員が戸別訪問をして、不在のときに置いてくる学校給食費納入催告書の差出人
にも学校長名を加えまして、給食センターだけでなく学校も一緒に未納対策について
取り組んでいると保護者に理解していただくように行いたいと思っております。

再質問の2点目でございますが、給食費改定後の徴収状況でございます。平成20
年8月末日現在、調定額の合計6093万160円に対しまして収入済額は5603
万9670円で、収納率は91.97%でございます。前年度同期が91.27%で
ございますので、比較いたしますと0.71%上回っております。

給食費改定の影響は出ていないようでございますが、未収入も生じておりますので、
今後訪問徴収を行うなど滞納が発生しないように取り組んでまいる所存でございます。

以上、答弁でございます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、安全安心まちづくりにつきまして、まず条
例案の素案についてでございますが、この素案につきましては東京都、それに他市の
状況等を参考に条例の目的、定義、基本理念、それに行政、市民、事業者等のそれぞ
れの責務、あるいは協議会の設置等の案をたたき台として素案を作成をいたしてお
ります。

この素案をもとに、現在市民ひろばで検討いただいておりますが、特に協議の中心
となっておりますのは、条例を福生市独自の実効性のあるものとしていくために、こ
の市民ひろばを実行部隊としてどう位置付けていくのか、あるいは条例の中にどう市
民ひろばを盛り込んでいけるのかといった、そのようなことを中心に検討をいただ
いている、そんな状況でございます。

次に、防犯活動等の広報等への掲載についてでございますけれども、自分たちのま
ちは自分たちで守るという自助の精神で、それぞれの方がおのおのの地域で地域住
民の方々の安全安心を守るために防犯活動を実践をしていただきまして、心から感謝
を申し上げる次第でございます。

市といたしましても、今後広報誌やホームページ等に活動状況を紹介をさせていただくことで、こういった活動の重要性や必要性等の認識、あるいは議員さんからも御指摘をいただきましたけれども、活動していただいている方の励みの一助となればと思っております、ぜひ広報誌等への積極的な掲載を実施をしてみたいと、そのように考えております。

○15番(大野聰君) 御答弁ありがとうございました。それぞれ各セクションで御努力されておると思いますが、最後に1点だけ再々質問させていただきたいのですが、今回、先ほど申し上げました安全安心まちづくり条例の関係で、19年度中中という御答弁をいただいて、いまだにというお話を申し上げましたけれども、この席でやはり今いろいろ御検討いただけたら、そういう答弁がある状況があるのですね。

それぞれ担当部なり課で十分認識をされているのだと思うのですが、従来これについては例えば庁議などで確認をされるとか、そういうことをやっていらっしゃるのかどうか、今後どうするのか、その辺についてお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○企画財政部長(田中益雄君) 大野(聰)議員さんの御質問に答弁させていただきます。

議会におきまして答弁いたしました内容のうち、検討、研究課題となりましたものにつきましては、各議会終了後、各部より報告を受け、取りまとめ、庁議に報告し、確認をさせていただいております。

今後でございますけれども、その進行管理につきましてはさらに徹底を図ってまいりたいと存じますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○15番(大野聰君) いろいろ長時間ありがとうございました。それでは、最後に幾つか要望を述べさせていただきます。

まず、「五つの元気」の関係でございますが、それぞれこれからワーキングチームを設置されて議論するというところでございますけれども、来年度予算に反映しなければならぬものも当然あると思えますし、12月定例会である程度方向性が出るものがあると思えますけれども、その辺についてはぜひ着実な実行を進めていただくようお願いをしたいと思います。特に商店街の関係、自治会館の関係についてはさまざまな課題があると思うのですね。その辺については十分協議をしてやっていただきたいと思います。

それから、歳入財源の確保の関係の保育料、学童保育の関係です。これは全国的な問題になっているし、国の方からもいろいろな通知が出ているようです。そういう中で、現在はいわゆる保育所の場合は措置制度というのが廃止されて、いわゆる契約制度になったのですが、条文上は「入所させなければならない」ということになっているようですが、やはりその辺については、負担の公平とかそういうことからやはりもう少し徹底をされると、意識的に払わない人に対して払ってくれとただ言ってもしょうがないというのがあると思うのですね。

場合によっては徴税と同じように滞納処分、差し押さえをするとか、多分今まであ

まり事例がないのかもしれませんが、たしか滞納処分はできるのだと思うのですよね。地方税法によるとかというたしか規定にありますから、そういう意味では、そういうものを含めて、先ほど教育次長の方からも御答弁がありましたけれども、市費の場合できるのかどうかわからないのですけれども、民法上の取り扱いとかいろいろなことを研究していただいて、ぜひお願いしたいと思います。

それから、交付金の関係の補助金の確保活動については、副市長さんも含めて市長とタックルを組んでやられていると、また担当主幹も去年の4月からSuicaを買って年じゅう北関東へ通われているというような話を聞きましたけれども、これからもぜひ御努力をお願いしたいと思います。

それから最後に、安全安心まちづくりの関係ですけれども、次回のときには、12月に素案が示されて、来年の21年の3月定例会で条例案が提出されるということでございますので、今後また来年の今ごろの時期に同じような質問をすることがないようにぜひ御努力をお願いしたい。それから、やはり議会で議員が発言したことに対する答弁の内容については重く受け止めていただいて、それぞれ地域の人たちがいろいろな要望を持ってやっているとしますので、そういうことを十分受け入れていただくのと、実施に当たって約束したこととか検討するとか、研究ぐらいならどうかわかりませんが、検討するとかといった答弁した中身については十分に、担当課だけではなくて全体的にフォローしていただくような仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上で、大変長く、特に市長さんには長い答弁をさせてしまいまして申しわけございませんでしたけれども、質問させていただきました。ありがとうございました。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 次に、1番武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本年6月8日、秋葉原において無差別殺人という悲惨な事件が起こり、日本じゅうが悲しみと驚愕に包まれました。それから、約1カ月半が経過した7月22日、近隣である八王子でも同様の事件が起こりました。福生市民も大変不安になったことと思います。被害に遭われた方、遺族の方には慎んで御冥福をお祈りし、今後このような事件が起こらないように努めるのが現代を生きる我々の使命であると感じております。

このような無差別殺人はこれら2件だけではなく、ここ数年全国各地で起こっております。加害者の動機としては社会に適合できなかったなどがあり、犯行後はだれでもよかったなどと言っているようです。数十年前には考えもつかなかったようなことであり、現代社会の特徴という見方もできるのかもしれませんが、一つの社会問題ということで片付けるのではなく、福生市という枠組みで何か対策を講じることができないかと考え、今回4項目質問させていただく中で、それに関連することを冒頭に2項目質問させていただきます。

1 項目目としまして、若年層の就労率についてです。一つ目としまして、福生市に住む若年層の方々の就労状況とここ数年の推移についてお聞かせください。二つ目としまして、就労率を上げるための取り組み、現在行われている就労支援についてお聞かせください。

2 項目目としまして、町会・自治会の加入率及び加入数についてです。

町会・自治会というのは任意の団体であるため、市としては直接的に活動を促すことが難しいと思います。しかしながら、市としては町会・自治会を頼りにしている部分がとても多く、町会・自治会の恩恵を大きく受けていることも事実だと思います。

加藤市長も所信の中で「まちが元気」ということを言われております。元気であるためにはより多くの方々に町会・自治会に加入していただき、元気に活動していただきたい。その先にたくさんのコミュニティが形成されることでまちが元気になっていることと考えております。

しかしながら、最近では残念なことに連帯感が希薄になっているのでしょうか、町会の加入率が下がっていると聞いています。それでは、町会の加入数というのはどうなのでしょう。一つ目としまして、町会・自治会の加入率、加入数についてお聞かせください。二つ目としまして、町会・自治会の加入率、加入数を上げるための取り組みについてお聞かせください。

3 項目目としまして、前回の定例会でも質問させていただきました福生七夕まつりについてです。

第58回福生七夕まつりも盛況に終わることができました。天候にも恵まれ、人出も多かったように思います。模擬店の人たちに話を聞くと、おおむね売り上げは好調とのことでした。今回の七夕まつりにつきましては、今後よかった点、悪かった点などが検討されることと思いますが、改めて各部会の活動について伺わせていただきます。

今回の七夕まつりが成功に終わった背景として各部会の活動があったからであります。各部会がどのような会議を進め、どのような活動をされて福生七夕まつりが完成したのかをお聞かせいただきたいと思います。

4 項目目としまして、福生市のホームページについて質問させていただきます。

福生市のホームページは情報量が豊富であり、見させていただく立場からすれば大変素晴らしいと思います。このホームページが市役所の業務に対してどれだけの効果をもたらしているのかという部分をお聞かせいただければと思います。

以上4項目でございます。御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 武藤議員さんの御質問にお答えいたします。

若年層の就労率についての1点目、若年層の就労状況と就労率の推移でございますが、就労についての統計では、若年層を15歳以上35歳未満の人たちととらえております。福生市だけの数値をとらえることは難しく、ハローワーク青梅にも確認しましたところ、管轄している4市3町1村の自治体単位での就労率は算出しておらず、

ハローワークに登録した方の管轄地域全体としての就労率になってしまうということでもございました。

管内の若年層就労率の推移では、平成16年で26.5%、平成17年で25.9%、平成18年で29.2%、平成19年で33.9%となっており、全年齢の就労率についても同様な数値となっております。

しかし、総務省で実施しております労働力調査の6月分を見ますと、完全失業率が4.1%で、15歳から24歳までの男性では7.9%、女性では5.9%、25歳から34歳までの男性では4.7%、女性では5.3%となっており、若年層の完全失業率が上回っております。

次に、2点目の就労率を上げるための取り組みについてでございますが、市といたしましてはこれまでもハローワーク青梅との共催で販売職面接会、若年トライアル就職フェア、製造業面接会などを市民会館において実施し、雇用機会の拡大に努めてきております。また国分寺市にあります「東京しごとセンター多摩」や、東京都労働相談情報センターが主催する就業支援、労働力セミナーなどに関する内容を広報紙に掲載するとともに、ポスター掲示も行って周知に努めております。

労働力の中でも若年層の労働力というものは、現在のみならず将来に向かって必要かつ不可欠なものであると考えております。しかしながら、最近では正規な雇用で長い雇用期間という考え方よりも、自分の生活様式にあっていれば臨時的な雇用で一時的な雇用期間でもよいと考えている人がふえてきているなど就職意識や就職形態も多様化してきております。

市といたしましても、安定した就業がもたらす安心した市民生活を確保することが大事であると考えておりますし、担税力の確保へともつながると考えております。今後もハローワーク青梅のみならず関係機関とも協力し、雇用支援については努めていきたいと考えております。

次に、町会・自治会についての1点目、町会・自治会の加入率、加入数についてでございますが、加入率につきましては世帯数でとらえております。最近町会・自治会に加入されない方がふえておまして、平成19年10月現在の加入世帯数は1万2557世帯で、総世帯数2万7482世帯のうち45.6%の加入率となっております。この加入率は市内総世帯数との比較から出た結果でございますが、平成15年からの人口、世帯の推移を見ますと人口は957人減少しておりますが、世帯数は逆に931世帯ふえております。

この現状につきましては、平成19年に策定した福生市住宅マスタープランでは、ファミリー世帯の割合が平成17年には31.9%であり、平成7年からの10年間で9ポイント減少し、単独世帯は37.2%で6.1ポイント増加しております。周辺都市と比較するとファミリー世帯の割合が低く、単独世帯割合が高い傾向であると報告されておまして、町会加入率が減少している一つの要因と考えております。

次に、2点目の加入率、加入数を上げるための取り組みでございますが、都市化の進展、生活圏の広域化、地域住民としての意識の希薄化など都内26市においても同

様な減少傾向が見られます。なかなか町会・自治会のみでは対処しきれないところもあり、大きな社会の変化の中に位置付けて考えていかなければならないと思っているところでございます。

行政といたしましても、町会長協議会並びに町会・自治会に対しまして、活動や地域活性化のための補助金を交付したり、加入促進のために新たに転入された方への町会・自治会案内パンフレットの配布、広報紙やホームページでの周知などさまざまな手段を講じて町会・自治会を支援しているところでございます。

一方、町会・自治会で構成されます町会長協議会では、広報紙である「ちいき」を年2回発行し、各町会・自治会の紹介や加入のメリットなどを掲載いたしまして、未加入世帯も含め市内全世帯に配布を行っておりますし、また地域の触れ合いや見守りのためにあいさつ運動などを実施し、加入促進や活性化のために御努力をされておられます。

行政といたしましても、地域の役割分担を考える中で、地域社会の形成、町会・自治会の活性化に手を取り合って進まなければならないと思っているところでございます。

次に、福生七夕まつりについての1点目、第58回福生七夕まつりの主な成果についてでございますが、ことしの七夕まつりにつきましては、幸いにも天候に恵まれ、盛況のうちに終了することができました。ことしも例年同様に多くの市民ボランティアの方にお手伝いいただき、イベント等の内容もより充実され、昨年の36万4000人よりも2万4000人多い38万8000人の方においでいただきました。また、市民模擬店への参加店舗も昨年の98店舗から114店舗にふえました。これもひとえに商店街の方やボランティアを初め市民の皆様にご協力をいただきました結果であると大変感謝をいたしているところでございます。

今回の七夕まつりの成果につきましては、実際には七夕まつり実行委員会が主催しており、今後開催される反省会の中でいろいろな御意見が出てくるのではないかと考えておまして、それらを考慮に入れまして、今後前向きに検討を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の各部会の取り組みについてでございますが、まず各部会の構成については、飾り付け部会が福生駅西口駅前通り、銀座通り、栄通りの各商栄会から推薦された方など計12名、模擬店部会が市民模擬店に出店している団体からの推薦者と商工会職員など計12名、そしてイベント部会が福生駅西口駅前通り、銀座通り、栄通りの各商栄会、また牛浜商栄会、商工会青年部、青年会議所、文化協会、体育協会からの推薦者と商工会職員など計18名でございます。

次に、各部会の会議でございますが、会議を始める時期が各部会それぞれ異なります。実施までの間に飾り付け部会では会議を4回開き、飾りがより映える状態での審査を行うために飾り付けコンクールの審査方法を変更したり、模擬店部会でも会議を4回開き、出店者の意欲を盛り上げるために昨年に引き続きの看板コンテストを検討いたしました。またイベント部会では、イベント単位での小委員会を設け頻繁に会議を

開いておりますが、全体会議としては10回開き、昨年から始めました星のパレードをより充実させ、おいでいただいた方々に楽しんでいただけるようにと検討していただいているところでございます。

次に、会議の出席率でございますが、飾り付け部会では7割程度で、模擬店部会でも7割から8割程度で、イベント部会では小委員会で活動していることもあり、全体会議で6割程度の出席率となっております。

この三部会の活動は、七夕まつりを運営していく上で大変重要であるとともに、大変な負担を部会員の方々に担っていただいていると考えておりますので、今後も継続していく上で新たな人材育成を図っていただき、円滑に部会を運営していただきたいと考えております。

次に、福生市ホームページについてでございますが、インターネットの普及により情報発信手段としてのホームページは目覚ましい発展を遂げております。福生市におきまして平成10年10月にホームページを開設いたしました。10年度、11年度の合計のアクセス件数は、1年6カ月で2万907件、1日当たり38件でございましたが、平成19年度末では1日当たり626件、年間22万8505件に増加しました。ホームページの需要、認知度というものが高まっていると感じているところでございます。

さて、ホームページの効果について、現在のホームページが市役所の業務に対してどの程度の効果をもたらしているのかということでございますが、その効果として考えられることは、行政情報の発信においてはより迅速に、タイムリーに伝えられることがございます。また、市民の御意見箱、ホームページについてのアンケートなどについては双方向性を伴う情報手段として効果があるとともに、市民の行政への参加機会の拡大にもつながるものと考えております。また、24時間アクセスできるように、従来から行っている文書でのやりとりによる行政サービスに加え、さらに利便性が図られると考えております。

例えば、住民票の写しの交付申請や講座の参加申し込みができる電子申請などは、24時間いつでもアクセスでき、申請も行うことができます。また、各種申請書等つきましても大きい区分で手続き、契約情報など12種類の申請書をダウンロードできますので、自宅で記入できる利便性もございます。また、職員にとりましても他市のホームページを閲覧できますので、他市に調査に行かなくても自席でいろいろな情報を得られることにより業務の短縮につながっております。

ホームページの効果については、以上のようなことが考えられますが、市役所の業務に対してどの程度の効果をもたらしているのかを数値等でお示しするのはなかなか難しいものと考えられますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も、市民の皆様が大いに活用していただけるホームページを目指していくとともに、市の業務の効率化にも寄与していく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、武藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、再質問並びに要望をさせていただきます。

まず、1項目目の若年層就労率についてです。私自身もいろいろ調べてみたところ、1980年代は50万人程度あった若年層のフリーター、いわゆるフリーアルバイトの数も2000年になると4倍の200万人程度になったそうです。2003年の217万人をピークにここ数年は若干の減少傾向にあるようですが、国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、若年層そのものの数が減っていることがわかりますので、就労率という面では減っていると見てよいと思います。

すなわち、先ほど御答弁いただいた内容とも照らし合わせますと、今後は社会全体が若年層の就労率低下に向かっていくことが予測できます。社会全体のことでありますから、福生市として独自に解決策を見つけていくことは難しいかとは思いますが、ぜひともこのことに対しては常に意識を傾けながら雇用支援に努めていただきたいと要望させていただきます。

次に、2項目目の1点目、町会・自治会の加入率、加入数についてでございます。確かに町会・自治会の加入というのは世帯という単位であり、その世帯にも一人住まいの世帯、3世代同居の世帯と違いがありますので、加入数の算出は難しいことでしょう。答弁いただきましたとおり、加入世帯数というとらえ方をしていきたいと思えます。

2点目の加入率、加入数を上げるための取り組みについてですが、御答弁いただいた中に町会長協議会を通じて支援しているという旨のことがありましたが、町会長協議会としてはどのような加入促進の活動を行っているのでしょうか。いろいろな活動をされていると伺っておりますが、改めて教えていただきたいと思えますので、こちらを再質問とさせていただきます。

続きまして、3項目目の福生七夕まつりについてです。1点目のことしの成果につきましては、来場者数、出店者数という部分ではよかったということがわかりました。反省点等は今後御検討いただけるということではありますが、前回の定例会でも要望させていただきましたとおり、ぜひとも多くの方々に意見を伺うということをお願いいたします。

2点目の各部会の取り組みについてです。御答弁いただきましたとおり、多くの市民の方々に大変な御尽力をいただいて福生七夕まつりが成り立っていると感じております。市民との協働という言葉がぴったり当てはまるのではないのでしょうか。部会に参加されている方々は「自分たちのまちのまつりは自分たちでつくる」という意識を持っていたいでしょ、事業の成功を喜びと感ずるがゆえWIN WINの関係も構築できているのかと思っております。しかしながら、部会員というのはあくまでもボランティアでありますので、この先もずっと活動を続けてくれるというわけにはいかないと思えます。

ここで再質問させていただきます。各部会における部下委員の人選はどのようにしているのでしょうか。この部分についてお聞かせいただければと思えます。

最後に、福生市のホームページについて、効果という部分を具体的に算出するのは難しいと思いますが、現在のホームページになってからはいろいろな効果があったことと思います。御答弁いただきました内容につきましても、市民の方々には利便性を感じていただいていることと思います。

社会全体で見た場合、ホームページの性能そのものが急速に上がっていると思います。利用率も年々ふえており、今後もさらに伸びていくでしょう。将来的には子どもからお年寄りまで市民の9割以上の方々がホームページを利用するような時代がくることも予想されます。

そういった中で、市民の御意見箱にはたくさんの御意見をいただき、双方向性を伴う情報手段として大変な効果を上げているようです。市民の方々にとってこのような場で市に対して意見を投げかけることができるということは大変素晴らしいことであると思います。こちらにつきましてももっともっと大きな効果を上げられるでしょうし、工夫次第では効率的に効果を上げられるものと考えております。

今現在もホームページを利用していただくための努力をされているとは思いますが、もっともっといろいろなアイデアを出し合って便利なホームページにしていきたいと思います、そして市役所の作業時間を短縮できるようなホームページへと常に変化し続けていいただきたいということを要望とさせていただきます。

以上でございます。2点ほど再質問をさせていただきましたので、御答弁をお願いできればと思います。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（森田秀司君） 武藤議員さんから町会の関係と七夕の関係で2点ほど御質問をいただきました。

1点目の町会長協議会の加入促進の活動内容につきましては、町会長協議会では町会・自治会の活性化問題を検討するために平成16年5月に町会・自治会活性化部会を設置しております。地域の活性化のためにはコミュニケーションの活発化が必要であるという活性化部会での検討を受けまして、加入促進活動の一環といたしまして、平成18年度からあいさつ運動を実施しております。この運動は地域の住民の方が互いにあいさつを交わすことによりまして近所の人との話し合いの機会ができ、地域におけるコミュニケーションを活発化し、それによりまして地域への関心と意識を、そして町会・自治会活動に対する理解を深めていただこうとするものでございます。

また、福祉まつりやふれあいフェスティバル、青少年育成地区委員長会主催のイベントにおいてもあいさつ運動に取り組み、地域のつながりの大切さの啓発活動を継続して実施しております。

なお、今年度におきましては東京都の地域の底力再生事業助成を受けまして、地域

の見守り活動等によるいきいきコミュニケーション形成事業を実施いたします。あいさつ運動、防犯パトロール、町内美化活動などを展開しながら、人と人とのつながりを深めて、安全安心活動の重要性をアピールし、町会・自治会への加入促進を図っていかうとするものでございます。なお、11月には町会加入促進月間といたしまして未加入世帯への勧誘活動を行う予定でございます。

次に、2点目の七夕に関する御質問でございます。七夕まつり実行委員会の各部会における部会員の人選でございますが、各部会員の構成につきましては、それぞれの部会で選出していただく団体が決まっておりますので、役員の任期等で交代される場合には新たな方を選出していただくようお願いしております。

なお、それぞれの部会の役職に就かれています方が交代する場合には、部会員の中から互選で決めていただくこととなっております。各部会が今後も活気のある活動を継続していけるよう、支援をしていきたいと考えております。

以上で武藤議員さんの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） 再質問に対する御答弁ありがとうございました。

町会長協議会としてさまざまな御尽力があるということで、地元の町会にお世話になっている一市民としても大変ありがたいと感じております。先輩の議員さん方の中にも町会長経験者の方が何名かおられ、多くなるリーダーシップを発揮されたという話を聞かせていただくたびに敬意の念を抱くところでございます。

町会長協議会としての町会・自治会の加入世帯数を上げるための取り組みについてはわかりましたが、私は福生市としてももっともっと町会・自治会と活発に意見交換をしてもよいのではないかと考えております。例えば各町会・自治会の役員さん方に集まっていたいで、加入世帯数アップだけを議題にして協議をしていただく場を設けるなどいろいろな試みがあってよいと思います。

福生市として積極的に情報交換をし、各町会・自治会が主体となって活動できるようなことができれば、目的達成ができるのではないかと考えております。そういったことを御検討いただきたいということを要望とさせていただきます。

続きまして、福生七夕まつり各部会の取り組みについてです。御答弁にありましたように、部会員は地域の団体から御推薦いただき、その後も同じ団体から継続的に御推薦をいただいているということです。発足以来11年間、このスタンスが続いているということはとてもありがたいことであると感じております。だからこそ、部会としても将来へと引き継いでいってくれる人材の育成をこれまで以上に図っていくことが重要になってくると考えております。

今後さらに大きなおまつりになっていただきたいという思いから、そういった人材育成のことを御検討いただきたいということを要望とさせていただきます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、5番乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君質問席着席）

○5番(乙津豊彦君) 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく3項目ございます。1項目目は税金見込みについて、2項目目は都市基盤整備について、3項目目は開かれた学校づくりについて質問するものです。

それでは、1項目目の税金見込みについてお聞きいたします。

まず1点目、税源移譲による影響についてお伺いいたします。昨年度の地方税の税金が伸び悩んでいると新聞の報道では伝えられています。総務省が発表した平成19年度地方税金見込額によりますと、地方財政計画額ベースで8409億円少なく、5年ぶりに計画を下回ったとのこと。これは景気の影響を受けたものと見られますが、また、市町村税で見ますと3063億円ほど減っております。詳しくは決算書で述べられると思いますが、当市における影響はいかがでしょうか。また、平成19年度の住民税に対して税源移譲による住民税の増額のみ影響のある方に対して還付処置が行われると聞いていますが、この影響についてもお聞きいたしたいと思っております。

次に2点目、たばこ税についてお伺いいたします。大きな、しかも確実な税金であるあるたばこ税について、タスポの導入によりたばこ全体の販売量が落ち込んでいるとも聞いているところでございます。本年度の税金の面でも、また特に市内の小売業者への影響が大きいとも聞いていますが、実際はどの程度の落ち込みが予測されますか、また本年度の予算への影響はどの程度を見込んでいるかお聞きいたします。

2項目目は、都市基盤整備についてでございます。具体的に陸橋通りの拡幅工事並びに田園通りの改良工事についてお聞きいたします。

まず1点目、陸橋通りの交差点における歩行者の安全対策についてお伺いいたします。都市基盤整備が進んでいる中、都市計画道路3・4・3の2号線、通称陸橋通りの拡幅工事内出交番前交差点前から二小通りまでの間がほぼ完成し、国道16号までの最終段階に突入しています。御案内のとおり内出交番前交差点から国道16号線までの間は幅員も22メートルに拡幅され、センターライン上に柵が設置されます。したがって、歩行者が車道を横切ることができなくなり、歩行者に対する安全対策は交差点での横断に尽きるのではないかと考えられます。

また、過去の議事録によりますと「陸橋通り拡幅に伴う接続道路の狭隘について、今後とも機会を見ながら対応してまいりたい」との答弁がなされています。その後、私の記憶では内出地区で1カ所狭隘が解消された箇所があるだけです。

そこで、道幅が広がり、今後通行量もふえると思われるので、内出東交差点、内出交番前交差点、陸橋東交差点における歩行者の安全対策について市の考えをお聞かせください。

また、陸橋通りに接続する狭隘道路の解消に対する市のお考えもお聞きいたしたいと思っております。

次に2点目、田園通りの改良工事に対する対策についてお伺いいたします。市道幹線Ⅱ-18号線田園通りの第1期改良工事が始まろうとしています。先日、これに先立ちガス管の埋め替え工事が行われましたが、陸橋通りの渋滞はかなりのものと記憶

しています。改良工事の期間中、田園通りはもとより陸橋通りの渋滞が予測されると思いますが、対策は何か考えておられるかお聞きいたします。

3項目目は、開かれた学校づくりについてでございます。

本年第1回定例会において、長谷川教育委員長から「平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方」が説明されました。その中で教育目標を上げられ、「それらを実現するため学校、家庭、地域が連携し、それぞれがその責務と役割を果たすことができるようすべての市民が参加する教育の実現を目指す」と述べられました。また、法律の改正に伴い平成20年度から3年間にわたる福生市教育推進プランが制定され、その視点3、新しい時代に対応した学校づくりの推進では、開かれた学校づくりの推進のためにア、学校評議員の活用、イ、学校からの積極的な情報提供、ウ、学校評価の実施の3項目が上げられています。

すべての市民が参加する教育の実現及び視点3で述べられた3点の推進項目について、具体的な説明とその意気込みをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 乙津議員さんの御質問にお答えいたします。

税収見込みについての1点目、税源移譲による影響額についてでございますが、始めに19年度の市税調定額について御説明させていただきます。市税全体で19年度は約90億4000万円で、18年度と比較いたしますと5億4000万円ほどの増となっております。これを主な科目で見ますと市民税個人が6億4000万円の増、法人が4900万円の減でございますが、他の科目にも増減はございますが、この市民税個人の増が市税全体の増となっております。

この市民税個人に含まれる税源移譲による増額分でございますが、19年度の現年課税分38億1400万円のうち5億7000万円でございます。このほかに定率減税の廃止による増加分を1億6000万円加えまして、合計7億3000万円の影響となっております。しかしながら、税源移譲等がなかったものいたしますと、18年度に比較して9000万円の減となります。長引く景気低迷の影響による所得の減少が響いているものと思われませんが、この状況は今後もしばらく続くのではないかと考えております。

また、所得変動による還付金でございますが、国から地方への税源移譲については所得税が減り住民税がふえ、合計は変わらないという制度でございます。住民税は1年遅れて課税することから、18年中に所得があり、19年度に市民税が課税された方で、19年中の所得がなくなった場合は所得税の減額の恩恵を受けられなくなってしまいました。この住民税の増加分について今回に限り還付することになりましたが、今のところ6260万円ほどになる予定でございますが、当初予算で1000万円見込んでおりました関係上、ここで5260万円の補正予算の計上をさせていただいております。

次に、2点目のたばこ税についてでございますが、7月からタスポがスタートし、

たばこの小売店には非常に大きな影響が出ていると聞いております。このタスポにつきましては、未成年者の喫煙を防止する目的で導入されたものでございます。喫煙者の中には不便に感じている方も多く、またタスポの普及率も低迷している現状もあり、これを機会に禁煙する人がふえるのではないかとこの予想もあったところでございます。

しかしながら、たばこ税の税収については6月が3300万円、タスポ導入後の7月は3400万円で、7月は前月より若干ふえている状況でございました。また前年の同月と比較いたしましても影響は見られない状況でございます。自動販売機での売り上げが減少し、対面販売方式のコビニエンスストア等での売り上げが増加したものと思われませんが、まとめ買いをした方も多かったと聞いておりますので、一時的なものなのかもう少し様子を見たいと思っております。

次に、陸橋通りの拡幅工事並びに田園通りの改良工事についての1点目、陸橋通りの交差点における歩行者の安全対策についてお答えいたします。

陸橋通りは今年度には暫定供用開始となり、工事は完了ということでございます。道路が拡幅されたことにより、今後車の通行量が多くなることも予想されます。陸橋東交差点の信号は、昼間は3段階で切り替わり、歩行者にとって安全に渡れるように配慮されておりますが、内出交番前、内出東交差点におきましては通常の信号形式となっており、特に歩行者に配慮はされておられません。市といたしましても今後の陸橋通りの車両の通行量、歩行者の状況などの様子を見させていただきたいと思っております。

また、以前から要望しておりました交番への警察官OBの配置につきましては、現在、交番相談員という形で警察官とともに昼間の時間帯については常時2人体制で配置されており、歩行者が安全に横断できるよう見守りを行っているとのことでございます。いずれにいたしましても、歩行者の安全を第一に考え、内出交番前交差点の歩行者自動車分離式信号機の要望は引き続き福生警察署へ行ってまいります。

次に、陸橋通りに接続する狭隘道路の解消に対する考え方についてでございます。この狭隘道路、通称赤道と言っているようでございますが、4メートル未満の道で一般に供されている市道のことで、市内には平成20年3月31日現在で280路線、延長2万3000メートルございまして、市道全体の約18%を占めております。

御質問の国道16号線から新奥多摩街道間の陸橋通りに接続する市道は全部で8路線あり、そのうち狭隘道路は7路線でございます。そこで基本的な狭隘道路整備の考え方につきましては、福生市狭隘道路拡幅整備要綱に基づき推進しておりまして、地権者からの買取要望、地元住民からの拡幅要望、さらには市で整備の緊急性及び必要性を考慮し、順次拡幅整備を行い、生活環境の向上を図っております。

しかし、実際に用地買収に当たりますと、貴重な財産をお譲りいただくわけでございますので、さまざまな問題があり、遅々として進まないのが現実の状況でございます。

しかし、平成20年度には陸橋通りも国道16号線との交差点部分を暫定供用開始

とし、工事完了と聞いておりますので、接続する狭隘道路の拡幅整備の必要性を痛感しているところでございます。今後も粘り強く土地所有者の方の御協力をいただきながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の田園通りの改良工事に対する対策についてでございますが、田園通り、正確には市道幹線Ⅱ-18号線の改良工事につきましては、全体の事業区間は陸橋東交差点から第七小学校前交差点までの延長約1330メートルでございますが、防衛省の補助事業として実施をいたします。工事は全路線を3工区に分けて、平成20年度から22年度の3カ年を予定しておりますが、今年度は1工区と2工区について発注をいたしまして整備を進めてまいります。

1工区は、陸橋東交差点から明神下公園入口交差点までの延長約431メートルでございますが、6月下旬に請負業者が決まりまして、平成21年2月下旬までの工事期間で改良工事を実施してまいります。また、2工区につきましては五日市線のガード付近まで予定しております、12月ごろに発注し、平成21年度の2カ年での整備を予定しております。1工区につきましては、8月上旬に地元住民の皆様に対しての工事説明会を開催し、8月の下旬から工事を着手いたしました。

そこで、御質問の田園通り工事期間中の陸橋通りの渋滞対策についてでございますが、陸橋通りは大変交通量の多い道路でございます、陸橋通りから田園通りへの右左折車両もありまので、特に陸橋東交差点付近の工事の際には御指摘のとおり陸橋通りの渋滞が予測されます。

この工事につきましては、基本的には相互通行をさせながらの工事を考えておりますが、車道の舗装工事等作業内容によっては片側通行にすることもございます。工事期間中の交通規制につきましては、交通管理者であります福生警察署とも十分協議をいたしまして、歩行者や自動車等の通行の安全対策はもとより、車両の渋滞解消につきましても調整をしております。基本的には既設の信号機を優先させながら交通整理員による車両の誘導を行い、また工事区間の手前に工事期間中の車両の迂回をお願いする看板を設置したりして渋滞解消を図ってまいりたいと考えております。

また、田園通りにつきましても、交通量調査結果によりますと朝7時から夜7時までの12時間で約8500台と多くの交通量があり、車両が渋滞しますと地域の皆様にも御迷惑をおかけいたしますので、今後現場の状況を注視し、渋滞の解消ができないようであれば、福生警察署等と協議をいたしまして対応を考えたいと思っております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員さんの御質問にお答えをいたします。

開かれた学校づくりのうち学校評価につきましては、先般お示しをいたしました平成20年から3カ年の福生市教育推進プランの視点Ⅲにございます「すべての市民が参加する教育の実現について」その具体的な説明と意気込みということでございます。

御案内のように、教育推進プランの視点Ⅲは「新しい時代に対応した学校づくりの推進」でございまして、これからの子どもたちが生きていく社会は、先の見通しのききにくく変化の激しい時代であります。そのような時代の中にあつて各学校は子どもたちに学ぶ意欲や将来直面するさまざまな課題を解決する力及び豊かな人間性や社会性を培うために、生きる力の育成を図ることをこれまでも増して推進していく必要がございます。そのため、福生市立学校におきましても調和のとれた人間の育成を目指し、地域や学校の実態及び心身の発達段階の特性を十分考慮して教育課程を編成、実施し、さらに地域に根ざした開かれた学校づくりを推進することに努めているところでございます。

市内各校の校長は、児童・生徒の意識と行動の変化にも留意をし、なお一層開かれた学校づくりに努めるとともに、学校の説明責任の遂行や教員の資質、能力の向上など新しい時代に対応した学校づくりを推進することが問題になるという認識に立っているところでございます。その中で、すべての市民が参加する教育の実現につきましては、以下のように考えているものでございます。

まず、御指摘の開かれた学校づくりの推進として、市民感覚と経営感覚をより重視をした教育行政を展開をするため、学校評議員制度の活用や、学校外の方々による評価を進めてまいります。これは保護者や地域からの学校教育への参加を促進し、効果的、効率的で透明性の高い開かれた学校経営へと進めるためのもので、具体的には、一つとして、学校評議員の会議の組織的、計画的な開催及び学校評議員による学校評価により保護者や地域のニーズや、その声を学校経営に反映させることでございます。

二つには、学校からの積極的な情報提供であります。学校が地域に開かれ、家庭や地域社会と一体となって子どもを育てていくために、学校だより、学年だより等の定期的な発行や、どなたでも参観できる学校公開日、または学校公開週間の設定、各学校のホームページの内容の充実及び教育広報「福生の教育」での積極的な情報の提供により、あわせて学校の教育目標、教育計画、活動状況等を保護者や地域住民に積極的に説明していくことであるというふうに考えます。

そして三つには、学校評価の実施であります。校長は市教委が示しております福生市立学校経営計画の指針をもとに、各学校が教育目標の達成状況を自己評価をするシステムを確立し、その評価結果を公表するなどして説明責任を果たすことといたしております。具体的には学校の組織的、計画的な内部評価の実施及び学校評議員、生徒、保護者、地域住民等による学校評価の実施でございまして。

この点で、議員御指摘のように保護者を初め学校評議員の方や地域、関係機関の方々に学校に対する評価をいただくためには、学校からの適時適切な情報の発信が重要でございまして。その点では2点目にお話しをしております各学校からの情報の発信という点で、市内学校ごとにその格差が生じておりますのも事実でございまして、特に学校ホームページでの発信が充実をできるように、学校への指導と支援に努めてまいりたいと存じます。

今後、学校がさまざまに成果を上げるためにも、学社融合の視点に立ち、学校経営

計画と学校評価計画をセットにして、年度当初にその提出をさせ、またその進捗状況にあわせ指導を深めてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、まだ検討の段階ではございますが、学社融合の拠点づくりとして学校内に、仮称ではありますが、「学校地域子ども支援室」といったようなものを設置をし、学校が必要な支援について学校と支援室が協議をし、必要な人材や資源についての提供が図られたり、日常的に学校関係者が教育活動をじかに巡回することができたり、その中で得た児童・生徒の実態を学校と共有をし、その共通認識を基点に教育的支援にも適宜当たっていけるよう、このようにしていきたいと考えています。

この（仮称）学校地域子ども支援室は、これまでも市内小・中学校の教育課程のみならず、児童・生徒の安全管理など多くの場面で御尽力をいただいている地域の方々を組織化し、有機的、系統的で継続的な学校と地域の一体的な取り組みをするための人材活用の拠点でございます。そして、学校と地域とのコーディネートの役割を担っていくものとして考えております。その実行段階として本年度市内の小学校の中で、試行的に体制づくりができないか内々の検討をいたしております。

こうした動きを中心として、市民が参画する教育の実現を促す、そのような取り組みを段階的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 市長並びに教育長からの御答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問を行わせていただきます。

1項目目の税収見込みについてでございます。まず1点目の税源移譲による影響についてですが、昨年の予算審査特別委員会の御答弁で、税源移譲に伴い平成19年度の住民税が約6億円、調定額で5億7000万円の増を見込んでいるとありました。また、納税者1人当たり1万6000円ほど住民税がふえているとのことでした。

ところで、国は税源移譲に伴い所得税率の変更による税負担の軽減は受けず、住民税率の変更による負担の増加の影響のみを受ける方について、平成19年度分の住民税から増額分を還付することにいたしました。総務省によりますと該当者は約200万人、還付額は計800億円になるとのことで、納税者数比で算出しますと、本市においても約1000人の市民が対象になると思われ、還付額は約4000万円に及ぶと思われませんが、先ほどの御答弁によれば6200万円程度とのことでありました。本年7月1日から31日までが申告期間でしたか、申告状況はいかがだったでしょうか。市内在住者、市外在住者別に申告数をお聞きいたします。

また、申告書には添付資料が不要であることから、該当するかの判定、還付額の決定は市で行うことになると思われませんが、その手順について、特に該当年度の課税状況が本市のみで判明できない方の場合どのようなようになるのかを教えてくださいたいと思います。また実際にいつごろ還付されるのか、市の広報では情報不足なので教えてくださいたいと思います。

さて、市では広報ふっさ7月1日号に還付の申請を行うよう広報を行いました。ほかにもどのような手段で周知を図ったのかお聞きいたします。これにより果たしてどれ

ほどの市民が理解されたか疑問ですが、なぜ市の還付対象者がわからないのだろうかという疑問がわきました。

そこで、近隣の町や市の状況をホームページで調べてみました。福生市は広報約1段で説明しただけです。羽村市は広報、またホームページで詳しく説明してございます。あきる野市も広報、ホームページ、昭島市も広報、ホームページ等非常に親切といたしますか、詳細に説明がされておりまして、羽村市、あきる野市、昭島市、瑞穂町等では還付の可能性のある人に申告書を配付しているというふうに明記されてございました。

今申し上げましたように、広報で判断する限り幾つかの市や町では還付の可能性のある人に通知、または申告書をあらかじめ送付しております。確認ですが、当市では還付の可能性のある市民に対して通知はされたのでしょうか。確かに平成19年、20年と市に申告してないと判断のしようがないことも理解できますし、判断できない市民に該当者がいないとも限らないわけですから、通知を出すこと自体不公平かもしれませんが、事実を教えてくださいたいと思います。

後期高齢者医療保険料の納付を銀行振替に変更することにより節税になるケースがあったり、申告することにより還付されたりする制度の変更を適切に知らせることは市のサービスだと思っていますけれども、この点について市の考えをお聞きしたいと思います。

また、本年5月、八王子市内で後期高齢者医療制度の保険料還付を偽る振込み詐欺とみられる電話が相次いだとの報道がございました。さらに7月には都内の振込み詐欺の被害認知件数が前年同期より約84%ふえたとの報道もあります。このように還付金詐欺が横行している昨今「市役所から還付のお知らせを電話で行うことはない」とか注意を喚起する必要はなかったのでしょうか。不幸にも還付詐欺に合われた市民はいなかったのでしょうか。情報があれば、教えてくださいたいと思います。

2点目のたばこ税に関しましてはよくわかりました。J.T、日本たばこ産業の見込みによりますと、路上やタクシー内での禁煙が広がり、本年はタスポ導入の影響もあって販売本数が平成19年度比で5%減るとみています。対面販売を中心にシフトした小売店が売り上げを伸ばしているとのニュースも聞いております。

先ほどの御答弁では、少なくとも7月までの実績では影響がないようですが、今後見守りたいと思います。この質問はこれにて終わりにします。

2項目目の都市基盤整備についてですが、1点目の陸橋通りの交差点における歩行者の安全対策について。内出交番前交差点に対して、平成18年に第五小学校並びに第三中学校PTAから横断歩道橋の設置に対する要望書が出され、市は西多摩建設事務所との行政連絡会で要望を重ねてきました。

しかしながら、歩道橋の設置は時代に逆行するとのことで、実現は難しいとの結論に至ったと思います。本年第五小学校PTAに設置されていましたが内出交差点歩道橋設置特別委員会が諸般の事情により解散いたしました。それに伴い市に出されていた歩道橋設置に対する要望も取り下げられましたが、これは実現が難しい要望に固執せ

ず、実現性が高い安全策を推進していただきたいとの思惑から苦渋の選択をされたものであります。

確かに市からの要望により内出交番前交差点にある交番に警察官OB及び警察官が配置されております。しかし、御答弁にありましたように昼間の時間帯に常時2人体制とはなっていないように見受けられ、しかも交番内で事務作業を行ったり、パトロールに出かけることもあり、見守りを行っているというには心もたない状況です。

先ほどの御答弁で、歩車分離式信号機の要望を引き続き福生警察署に行っていくとありましたが、歩車分離式信号機につきましては、昨年私が一般質問させていただいた折りに提案させていただいた一つの解決案であります。歩車分離式信号機に固執せず、信号機の操作により新奥多摩街道から陸橋を左折してあきる野方面に向かう車と歩行者の動きを制御するなど歩道橋に変わる安全対策に対して検討をお願いしているとの認識です。その後何か進展がございましたでしょうか。お聞きいたします。

狭隘道路の整備についてはわかりました。確かに私有財産の一部を道路に供していただく必要があるわけで、難しい問題はあろうかと思えます。しかしながら、御答弁にありましたようにできそうなところから進めていきたいとお考えですので、地元住民の意見等を聞いて整備を進めていただけるように要望いたします。

次に、2点目の田園通りの改良工事に対する対策でございますが、田園通りは第五小学校、第三中学校の通学路になっていることから、工事期間中の通学路の安全対策はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

先日、工事に関する地元住民への説明会が行われ、工事のスケジュールについて細かく学校に知らせるとの説明が現場代理人からなされましたが、工事の進捗に伴い歩行者の通路も変わったりするようです。この改良工事に先立ち行われた歩道上の水道管理設工事の際には、歩道を迂回するよう通学路を一時変更したと記憶しておりますので、そのような抜本的な策も含めて検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

3項目目の開かれた学校づくりについてですが、具体的な思いをお聞かせいただきました。また、これから考えておられる施策につきましても御説明いただきました。先日、第五小学校の学校評議員会におきまして、学校経営計画という資料をいただきました。内容は非常に具体的で、数値目標も入っています。これはスクールマニフェストと呼んでいいのではないのでしょうか。学校ホームページを参照しましたところ、他の学校でも計画を策定しているようですが、残念ながら平成20年度の計画書をアップしている学校は見受けられませんでした。

そこで、質問ですが、この計画書はお示しいただきました福生市立学校経営計画の指針に基づき、学校が独自に策定すると考えていますが、いかがでしょうか。

また、学校間で目標値に開きがある場合等の調整は行われるのでしょうか。文部科学省の方針では、網羅的で細かにチェックとして行うのではなく、重点化された目標を設定し、精選して実施すべきことを強調するとのことなので、各校で独自に重点項目を決め実施するという一方で、他校の目標は気にしなくてもよいかもしれませんが、

いかがでしょうか。

次に、学校評価という事業がありますが、文部科学省が平成18年3月に作成した学校評価ガイドラインを本年1月に改定いたしました。2年も経たずに改定した背景とその意図についてお聞きしたいと思います。

文部科学省のガイドラインは、学校評価をより現実的なものにし、自己評価のほかに保護者、地域の評価を加え、評価を公表するとともに説明責任を果たすとしていると理解したところでございます。

福生市教育推進プランでは、各学校が教育目標を自己評価するシステムを確立し、その評価結果を公表するなどして説明責任を果たすとあります。具体的に学校評議員、生徒、保護者、地域住民等による学校評価の実施とありますが、学校評議員を委嘱されている身としては何をどのように評価したらよいか不安です。また、評価するための情報提供も心配になります。具体的にどのような評価方法を考えておられるかお聞きしたいと思います。

次に、学校からの積極的な情報提供についてでございます。推進事業の一つに学校からの積極的な情報提供とありますが、ここに掲載されている手段では学校の教育目標、教育計画、活動状況等を保護者や地域住民に積極的に説明するのは難しいと思われれます。情報量、手段を考慮すると学校ホームページの利用が有効と思われるのですが、市内のどの学校も利用に消極的であると言わざるを得ません。

ところで、教育委員会のホームページが公開されました。今回の「青少年海外派遣生行動日記の掲載について」の記事には驚いたところでございます。ほぼリアルタイムに現地からの報告が見られました。派遣生の保護者の一人に感想を聞いてみましたが、毎日写真とともに状況がわかり、不安なく子どもを見守れた。毎朝ページを開くのが楽しみになり、印刷して父母に届けた。とてもよかったとのことでした。これこそインターネットの有益性が見られた例であろうかと思われれます。

3月の定例会で学校ホームページの活用について質問させていただきました。昨年度はともかく10校そろって開設することが目標とのことでした。現状を評価すると、最新の情報を載せられている学校はほとんどなく、せめてとばかり学校便りを発行されるごとにアップしている学校があるくらいです。今後どのように運用していくつもりかお聞きしたいと思います。

昨今、学校はとても忙しいと聞いております。先生方の庶務の負担を下げるのも教育目標に含まれていると理解しており、学校ホームページの有効活用を校長に任せていては現状の域を出ないのではないかと感じてしまいます。先ほどの御答弁で、学校への指導と支援に努めるとありましたが、具体的な策がありましたら教えてください。

本心から保護者や地域の人を巻き込もうとするのであれば、学校だよりも概要を載せ、市レベルの連合会のような場所で協力を依頼しても真の意図は末端まで届かないと考えます。保護者に対しては学校という共通の場所を利用して説明することは可能ですし、何より保護者は当事者という気持ちがあるでしょうから、比較的实现性はあ

ると思われます。

しかしながら、地域住民の力を利用しようとするならば、どんどん地域に入って説明し、協力を依頼する必要があるのではなかろうかと思っております。それに対する方針が先ほど御答弁にありました（仮称）学校地域子ども支援室の設置と思われませんが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○市民部長（野島保代君） それでは、税収見込みに関する再質問について答弁をさせていただきます。

なお、御質問に対する答弁の順序が若干前後いたしますけれども、よろしくお願い申し上げます。

初めに、所得変動に伴う還付金の福生市の状況でございますが、ことし住民税申告、確定申告を受け付けました資料に基づきまして、市内にお住まいの方でこの制度に該当し、還付の対象となった方は1685人でございます。また、19年度は福生市に課税権があり、市民税を納められた方で、20年度は転出により課税権がなくなった方、この方については1697人いらっしゃいますが、これらの方々につきましの制度該当の有無は転出先での課税状況によって異なっております。

この方々への連絡でございますけれども、市内にお住まいの方につきましては、還付手続きを進めるために還付申告書を郵送し、また転出された方につきましては、19年中の所得の状況がわかりませんので、この制度の説明と、該当すると思われる方、あるいは該当するかわからない方は福生市、または現在お住まいの役所にお問い合わせいただくよう御案内を郵送いたしましたところでございます。

以上のように、福生市では対象者の方へ直接郵送する方法で周知をいたしましたが、それ以外にも広報へ掲載し、またポスター掲示を駅、病院、スーパー、金融機関等にお願したところでございます。

8月20日現在での還付の受付状況でございますが、市内居住者の方が1192人、転出された方が187人で、合計1379人となっております。

なお、他市町村の周知方法でございますけれども、市内該当者にはすべての市町村で郵送対応をしております。転出者への通知というものを実施した市町村は半分ほどということでございます。

次に、還付までの手続きでございますけれども、申告書を受け付けた後に審査を行いまして、還付金の額が決定しましてから収納課に引き継ぎをいたしまして、滞納状況等を調査した上で還付となります。転出者につきましては、転出先に課税資料の照会をいたしまして、該当する場合はただいまと同じように収納課に引き継いで処理をしております。

この申請につきましては、還付した後に追徴等が発生しないように所得額、あるいは扶養の変更等に伴う税額変更の可能性がないか慎重に調査しております。通常事務と並行して行っておりますので、お時間をいただいております。

また、福生市に転入した方に関する前住所地の役所からの問い合わせも1000件

ほどきておりました、その対応もありますことから、最終的に還付をさせていただき  
ますのは10月過ぎになってしまいますけれども、このことにつきましては還付申告  
をされた方に説明をさせていただいております。

次に、住民税を課税する立場からの控除等の周知というようなことですが、  
後期高齢者医療保険料の口座振替への変更と、所得税、個人住民税の社会保険料控除  
の関係ということになりますけれども、一定の制限はありますが、世帯主、または配  
偶者の口座振替により保険料を支払うことが可能となったわけですが、この場  
合には口座振替により支払った世帯主、または配偶者の方に社会保険料控除が適用さ  
れることとなります。

この制度変更にかかる社会保険料控除の適用につきましては、福生市も構成団体と  
なっております東京都後期高齢者医療広域連合が全戸配布をいたしております「東京  
いきいき通信」こちらに掲載して周知を図っております。また、ここで新聞折り込み  
で政府広報の「あしたの日本」というのが全戸配布されたと思うのですが、こちらに  
つきましても、後期高齢者医療制度の改正について特集をしまして、社会保険料控除  
の適用ということにつきましても記載をし、周知を図っているところでございます。  
ぜひ市民の皆様にもこのような広報紙等をお読みいただきまして、御理解をいただき  
たいと、かように考えております。

次に、還付金詐欺の啓発ということでございますけれども、今回の市民税所得変動  
の還付につきましては、直接対象者の方に通知をしておりますので、現在のところそ  
のような被害情報というものはございません。

しかしながら、この市民税還付に限らず現状の還付金詐欺、これらの横行に対しま  
しては広報等を活用し、今後とも総体的な啓発活動を続けていかなければならないと、  
そのように考えております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、睦橋通りの交差点の歩行者の安全対策につ  
いてでございますけれども、このことに関しましては、早期の対応をお願いしていく  
ためにも、直近でも、福生警察署に確認をさせていただいておりますが、残念なとこ  
ろでございますが、進展はしていない状況でございます。

内出交差点歩道橋設置特別委員会の皆様方の歩道橋に代わる実効性のある安全対策  
としての強い思い、願いというものを常に念頭におきまして、今後も福生警察署に対  
し内出交番前交差点の安全対策として歩行者・自動車分離式信号の設置を含めまして、  
その早期実現に向け粘り強く要望をしております。

○教育次長（宮田満君） 田園通り改良工事について、第五小学校、第三中学校の改  
良工事期間中の通学路の安全確保はどのように考えているかの御質問でございますが、  
教育委員会では田園通り改良工事期間中は児童・生徒の登下校安全に万全を期さなけ  
ればならないと考えております。

通学路の安全対策でございますが、まず第五小学校では、下校時には裏門から下校  
させるために通学路の変更をいたします。さらに登下校時の安全を確保するために教  
員、児童への指導を徹底いたします。また地域の見守り隊、保護者、町会長、自治会

長さん等に対しましては、校長名で安全確保の協力依頼等のお知らせを早急に配付する予定でございます。

次に、第三中学校でございますが、第五小学校と同様に通学路の変更、生徒への指導の徹底、保護者、地域等への協力依頼等のお知らせを配付予定しております。

○参事（川越孝洋君） それでは、学校経営計画、評価計画につきまして7点の御質問かと存じます。

まず、学校経営計画は各学校が独自に策定するのかについてでございますが、福生市立の学校長は本年2月1日付けで定めました福生市立学校経営計画の策定ガイドラインに沿って、策定目的といたしまして学校経営を意図的、計画的に行い、教育の質的な向上を図るため国や東京都並びに市の方針に従い、中長期的な展望に立ちまして本市の公立学校として自立的な改革を進めるとともに、学校経営方針に上げている理念に基づく具体的な施策を展開するために策定いたすものでございます。

福生市立学校経営計画の策定の内容につきまして、教育委員会といたしまして指導している全市共通の項目が5点ほどございます。1点目が、目指す学校像、いわゆる校長の経営理念でございます。2点目が、前年度までの学校経営上の成果と課題、現状分析でございます。それから3点目が、前年度学校評価結果と改善の視点でございます。これは数値で明示することとしております。4点目が、今年度の目標と具体的な重点的な取り組みでございまして、これも数値で示すように指導しているところでございます。そして5点目が、教職員の自己申告作成に当たりまして、その指導内容をどんな内容にするかといったようなことでございます。以上5点を学校経営計画の策定として、必致項目といたしまして福生市立学校長に示している内容でございます。

あわせまして、設置者に対する学校評価書の提出並びに評価計画の標準シートもこのほど作成をし、先日の校長会におきましてその提出を義務付けたところでございます。

次に、学校間での目標値の開きの調整及び他校の目標は気にしないのかといったお尋ねでございますが、学校間の調整は行いませんし、他校の目標は意識せずに校長自身が作成いたします。福生市といたしましては、各校に学校説明経営計画に基づき年度当初には教育長と私、指導室長とで校長の面接をしております。その中で目標数値の設定につきまして、短期、中期、長期の展望に立ちまして、取り組みの指標とともに指導いたしております。より重点化した計画に対して成果を図れるような内容になるよう指導を深めているところでございます。

続きまして、文部科学省の学校評価ガイドラインの改定の背景と意図につきましてお答えを申し上げます。学校評価につきましては学校の自主性、自立性を高め、特色ある教育活動を進めるとともに、家庭や地域との連携により心身ともに健やかな児童・生徒の育成を図る観点から積極的な活用が進められております。文部科学省は学校の評価のより効果的な活用を図るため、平成18年3月に学校評価ガイドラインを策定し、その目的や方法、結果の公表等につきまして示し、学校はこれに従い学校評

価を進めてまいりました。

議員さん御指摘のとおり、この学校評価ガイドラインが平成20年1月に改定をされました。その改定の背景は、直接的には教育基本法の改正に伴いまして学校評価及び情報提供に関する規定が学校教育法及び同法施行規則に新たに位置付けられたことにございます。一方で、評価結果を生かし、継続的に学校改善を進める学校評価システムの確立等について、実施内容やその公表について不十分な点があったということも文部科学省の学校評価の推進に関する調査研究協力者会議で指摘をされております。

そのような背景のもと、今回の学校評価ガイドラインの改定が行われたものと理解をしております。したがって、この改定の意図は学校評価の現状を改善して、より実効性のあるものとしていくところにございます。そのために教職員の行いましたいわゆる学校の自己評価の結果を保護者、地域住民などの学校関係者評価がさらに評価するといったような継続的な改善を図るシステムを提示したり、学校評価の結果の公表によって保護者や地域住民に対する説明責任を果たし、家庭と地域と学校との連携、協力による学校づくりを進めることにあります。

こうした学校評価の結果に基づいて教育委員会が学校に対する支援や改善措置を考えたりといったような具体的な内容が新しいガイドラインには示されているところにございます。しかし、これらの追加規定が各学校の教育活動を萎縮させてしまったり、あるいは学校評価の一律化に進んでしまいますと、結果として学校評価によって拘束された状態になっていくことも考えられます。

本市教育委員会では、こうした点を踏まえつつ、学校経営計画と学校評価の活用に基づく福生市立小・中学校改善のシステムを提示をいたしまして、新しい学校評価ガイドラインの活用により各学校の一層重点化された学校改善が進められるよう支援をしているところにございます。

次に、5点目の質問でございますその学校評価の具体的な方法でございますが、学校評価をより実行性の高いものとするため、文部科学省では学校の自己評価と関係者評価、第三者評価とその対象を分けてそれぞれに役割と責任を明確にしているところにございます。

ただ、当該学校に直接かかわりを持たない専門家による第三者評価につきましては、現段階におきましてその有効な活用は求められているものの、規則等の位置づけにはまだ至っていない状況にございます。本市におきましてその第三者評価の役割と責任、あるいは予算措置などの検討も含めて進めているところにございます。

現在は、本市においても学校の自己評価と学校関係者評価を進めているところにございますが、御指摘のように学校評価は自己評価及び保護者などの学校関係者による評価の実施、公表により適切に説明を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら学校づくりを進めることが重要でありますことから、学校の理解をいただくための日ごろの学校の情報の発信がこの評価の説明のシステムの重要なところではないかというふうに考えているところにございます。

学校評価を進める上で、学校の長所と課題を踏まえ、達成すべき重点目標を具体的

に設定をし、評価を改善につなげることを念頭に置きまして、目標達成に必要な評価項目を精選し、設定をし、学校評価が学校、家庭、地域を結びますコミュニケーションのツールとして、重要な役割を果たすべく努力を続けてまいりたいと考えております。

6点目の本市の学校ホームページの充実につきましてでございますが、現在も指導を継続しておりますが、指導する側の技術の問題等がございまして、なかなか改善に至っていないのも現実でございます。

学校ホームページは学校からの適時の情報発信には極めて有効でありますし、学校の説明責任を果たすことが重要でありますことから、今後全校開設を目指しました昨年度の状況から、今年度はホームページ改善重点支援校を決めまして、教育委員会からの重点的な指導を進めてまいりたいと考えておりますし、あわせて各校ホームページ担当者を対象といたしましたホームページ作成研修会を実施していきたいというふうに考えているところでございます。このことにつきましては、次年度へ向けまして教員の研修会のみならず、指導室の予算の中で委託業者を派遣するなどの支援が行えないか、改善を進めることを計画していきたいと考えております。

7点目の地域人材の活用に伴う地域での説明会についての御質問でございますが、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、まだ検討の段階ではございますが、学社融合の拠点づくりとして、今年度モデル的に学校内に（仮称）学校地域子ども支援室といったようなものの設置を考えているところでございます。

この学校地域子ども支援室の実施が議員さん御指摘の学校評価とあわせ市民が参画する教育の実現を促すための情報提供の場と、あるいは説明責任を果たせる場ではないかというふうなことを考えておりまして、段階的に発展をさせていく所存でございます。

以上、乙津議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。何点か要望を述べさせていただきます。

1項目目の税収見込みについてでございますが、正直対象者と還付額の多さに驚いたところでございます。市で把握できた方が1685人、転出した方が1679人で、申告された方が1379人とのことでございます。当市においても該当される方に直接通知を出したそうで、しかも転出者にも案内を送付されたとのことでした。やはり直接案内を出すことにより申告する方の数もふえたのではないかと思います。納めた税金が戻ってくるとわかれば市民は申告して来るのかもしれない。

それにしても、対象になった方で申告しなかった方が500人近くいらっしゃいま

す。この方たちが申告されなかった理由は明らかではありませんが、通知の趣旨を理解されなかった、または見ていなかったなどの理由であれば、広報等で個別に通知を出したことを説明してもよかったのではないかと思います。

今回の事務で市の経費も大分かかっていると思われます。他市からの問い合わせが1000件ほどあるとのことでした。当市からも転入者に対して他市に問い合わせる事務もあると思います。本来であれば自動的に還付される該当者を洗い出し、納税状況等のチェックを各市町村で行えばいいのだと思いますが、本年度限りの処置ということと、税に関しては申告主義であることから仕方がないのかもしれない。

振込め詐欺に対する活動について、ともかく電話で手続きをしてもらうことはないということを周知徹底していただくよう要望いたします。

2項目目の都市基盤整備についてですが、内出交番前交差点における歩行者の安全対策につきましては、御答弁にありましたように粘り強い要望をお願いしたいと思います。

田園通りの改良工事につきましては、安全第一に、しかも渋滞対策も実施していただけたとのことでした。交通渋滞はドライバーのいらいらを助長し、裏道への車の進入をふやすことにもなります。事前に周知、または関連部署の協力を得て解決していただけたよう要望いたします。

また、五小、三中の通学路につきましても御配慮いただけるようでございますので、安心いたしました。よろしく願い申し上げます。

3項目目の開かれた学校づくりについてですが、教育委員会が考えておられることは理解いたしました。以前より校長が変わると学校は変わると感じていました。学校を会社に例えることはできませんが、学校経営計画という言葉から見る限り、校長先生は学校を経営するのが務めと考えられます。

計画を策定し、実践し、評価を行って改善していく、すなわちTDC Aサイクルが始まるわけです。その実現には教育委員会のみならず学校、保護者、地域が一丸となって取り組む必要があると思われます。学校も積極的な情報提供を行うというテーマには慣れていないと思います。特に保護者、地域住民に協力を仰ぐとするならば、情報提供は必然と思われます。我々市民に対しても学校づくりの一翼を担われるわけですので、心して取りかかるつもりですが、やはり主体は学校ですので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私からの質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、14番増田俊一君。

（14番 増田俊一君質問席着席）

○14番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき保育行政について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、保育行政についての1項目目、熊川保育園とつくし保育園の2園が民営化されましたが、どのように評価しているのかについてお伺いいたします。

前野澤市政では、多様な就労形態からのさまざまな保育ニーズに対応するため、また限りある財源の中で子育て支援策を充実させるために、庁内の公立保育園対策調整会議でまとめました保育園等のあり方に関する報告書、一言で申し上げますと、公設保育園の民営化を図るべきだと理解させていただいておりますが、その提言のとおり、野澤前市長は保育施策を転換させていくことが重要との考えから、4園ありました公設保育園のうち公設民営の熊川保育園を平成18年4月1日に民設民営保育園へと移管し、翌年の平成19年4月1日には公設公営のつくし保育園を民間移管してきております。

また、聞くところによりますと、残る公設民営の福生保育園と公設公営のすみれ保育園の2園ですが、公設民営の福生保育園は来年の平成21年4月をめどに民設民営へと移管予定と伺っておりますし、公設公営のすみれ保育園についても民間移管していく方針に変わりがないようですので、当初の計画どおり着実に4園の民営化が進められていくものと思われま。

そこで、振り返りまして熊川保育園、つくし保育園の2園が民営化されてからそれぞれ1年半、2年半が経過いたしましたので、保護者、事業者、市の三者の立場ではそれぞれ民営化に対しましてどのように評価されているのかお伺いをさせていただきたいと思ひます。

その1点目としての保護者についてですが、つい最近の新聞報道によりますと、多摩地区の8市で公立保育園の民営化が進められているとありました。全国的にも同様の流れにあるようですが、保護者側から「説明不足で一方的な民営化は受け入れられない」などと各地で反対運動が起きており、訴訟に発展したケースもあつたと思ひます。

また一方、別の新聞記事では、八王子市では16ある市立保育園のうち3園をこの春までに社会福祉法人に委託し、移行後のアンケートでは「当初、慣れ親しんだ先生がいなくて子どもは寂しそう」といった意見もあつたそうですが、子どもたちも次第に慣れ、現在は混乱もなく円滑に進んでいると、八王子市では「保護者の意見を聞きながら制度について相互理解を深めていくことが大事なのは」と話していると思ひました。

そこで、民営化いたしました熊川保育園、つくし保育園はどうなのか、やはり一番気がかりなところがございますので、民営化後の園児の様子や保護者の意見、要望などについてまず初めにお聞かせいただければと思ひます。

次に、2点目として同様に事業者側からの意見や要望などについてもお聞かせいただければと思ひます。

3点目としては、市としてはコスト削減が大きなねらいの一つであつたはずですので、どの程度のコスト削減ができたのか、行政側のメリットについても少しお話をさせていただければと思ひます。

それから、4点目として報告書のとおり公設保育園4園すべての民営化を進めていくものと受け止めておりますので、残る2園の民営化に向けての今後の取り組みにつ

いてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

それから次に、2項目目の認定こども園の導入の実現にはどのような考えで取り組んでいくのかについてお伺いをいたします。

本市における認定こども園の導入の実現には二つのルートと申しますか、方策があるのではと思っております。一つは、市長が議員のときの平成19年の9月定例会にて認定こども園について一般質問されておりますが、すみれ保育園の代替施設としての認定こども園の導入でございます。当時の理事者の答弁では、一部読み上げさせていただきますと、「庁内で組織している未利用地等検討委員会において、法務局跡地をすみれ保育園の代替地とする方向性が示されており、未利用地等検討委員会の作業部会を立ち上げ、すみれ保育園の移管に当たっては認定こども園、あるいは保育園などどのような形が望ましいのか、あるいはその時期などについて検討し、19年度中にその結果を未利用地等検討委員会に報告していきたいと考えている。したがって、いつごろになるかについてもこれから検討していく」というようなことでございましたので、まず初めに、1点目として、その報告は既になされているのか、なされているとすれば、その未利用地等検討委員会作業部会の検討内容とその結果についてお聞かせいただき、あわせて市長の御所見をお聞かせいただければと思ひます。

次に、2点目としてもう一つの認定こども園の導入の手立てでございますが、認定こども園はこれまでの幼稚園、保育園、保育所の制度をそのまま残した上で、就学前の子どもに対する幼児教育・保育を総合的に提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県が条例で定めた認定基準を満たす施設に対して、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができるという新しいこれからの制度と認識いたしております。

新聞報道などによりますと、全国には幼稚園が約1万4000カ所、保育園が約2万3000カ所あると言われておりますが、国は2000カ所の認定を目標として平成18年の10月からこの制度をスタートさせましたが、ことしの4月1日現在の認定こども園の認定件数は、新聞報道によりますと229件にとどまっております。

鳥取県では設置許可に必要な条例を東京都と同じ、昨年12月に策定し、当初は鳥取市が導入に意欲を見せ、ことしからのスタートを目指して私立幼稚園にも協力を働きかけたそうですが、賛同が得られず見送られたままになっていると聞いてございます。

そこで、東京都も何度か福生市に足を運んでいるようでございますので、東京都の認定状況についてまずお聞かせいただければと思ひます。

それと、全国の認定件数229件の内訳でございますが、幼保連携型が104件、幼稚園型が76件、保育所型が35件、地方裁量型が14件と幼稚園、保育園からの移行が多いようでございますが、福生市内の幼稚園、保育園などの認定こども園導入への動きはどうか、現況について教えていただければと思ひます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。御答弁どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 増田議員さんの御質問にお答えいたします。

保育行政についての1点目、熊川保育園とつくし保育園の2園が民営化されたが、どのように評価をしているのかですが、公設保育園の民営化につきましては、平成17年第3回定例会で保育園のあり方に関する報告につきまして御説明させていただきました。公設保育園4園のうち福生保育園、熊川保育園、つくし保育園の3園を早期に民営化することといたしました。この計画によりまして平成18年4月に熊川保育園を、また平成19年4月につくし保育園を民営化したところでございます。

そこで、民営化に伴う園児の様子や、保護者の意見や要望についてでございますが、熊川保育園につきましては、平成8年4月から社会福祉法人が運営する公設民営になっております。今回の民営化に当たり保護者等への混乱を最小限とするため、保育内容や保育士等の大きな変更がないよう同一の法人とさせていただきましたことから、民営化に伴う園児の様子や保護者からの御意見も特にないと保育園からの報告を受けております。

また、つくし保育園につきましては公設公営として運営しておりましたが、民営化に伴い公募により新たな運営事業者となりました。保育士等のスタッフが変わることによる入所児童への影響を考慮し、平成19年1月から3月の3カ月間を引き継ぎ期間といたしまして、市の保育士などに加え、移管を受ける社会福祉法人からも保育士などの配置をさせていただきました。おかげさまで民営化後の園児の様子も特に変わったところもなく、保護者からも得に御意見をいただくことなく運営されております。また、平成19年度には福祉サービス第三者評価を受け、公表された評価講評を参考に、さらなる業務改善に努めていきたいと保育園から報告を受けているところでございます。

次に、運営事業者の意見や要望でございますが、二つの園からの要望等は特にございませんが、今後も保育園からの意見などをお聞きいたしまして、保育サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政側のメリットということでございますが、財政負担の軽減効果といたしまして、民営化により歳入での国や東京都からの負担金の増収と、歳出での保育所運営経費の減額による市負担額が減少してまいりまして、平成18年度の熊川保育園では約4440万円、平成19年度につくし保育園では約4030万円の減額効果となったところでございます。

次に、残る2園の民営化に向けての今後の取り組みということでございますが、さきの計画により早期に進めるべき保育園として、公設民営の福生保育園がでございます。福生保育園の民営化に当たりましては、保育園の土地所有者が東京都であったことや、空調設備の改修、病後児保育室の設置予定もございましたが、平成19年度の第3号補正予算の議決をいただき、平成20年3月には東京都から保育園用地を取得することができました。また空調整備の改修や病後児保育室の設置などの施設整備も進んでおりますことから、平成21年4月からの民営化を予定しておりまして、その内容な

どにつきまして今議会中にお示しさせていただきたいと考えております。

また、公立すみれ保育園につきましても、民営化の方向性は出ておりますので、これをもとに検討しているところでございます。

次に、2点目の認定こども園の導入の実現にはどのような考えで取り組んでいくのかについてでございますが、まず未利用地等検討委員会作業部長会の検討内容とその報告について御説明させていただきます。

この作業部会は未利用地等検討委員会におきまして、すみれ保育園の代替施設の受入先を法務局跡地として、施設整備後に早期に廃止することや、土地の貸し付けは定期借地権制度を活用し、民間幼保一元化施設等を誘致することが示されている関係から、これを前提に代替施設の具体的な受入方法等を検討いたしましたところでございます。

その検討結果からは、代替施設を認定こども園制度を導入した施設とすることにつきましては、認定こども園制度が現時点ではまだ定着していないこともあり、開設当初は現行と同規模の民設民営保育園と想定し、その後の保育ニーズの変化などにより認定こども園へ移行すること、また事業者はプロポーザル方式による公募選定とすること、敷地は定期借地権による有償貸し付けとし、選定された事業者により施設を整備すること、平成23年4月の開園を目標とすること、また廃止後の施設利用や、廃止に伴う職員の処遇については別途検討を要することなどの報告があったところでございます。この報告により、できるだけ早く誘致等を図っていききたいとの思いはございますが、今後の児童数の減少と保育園等への入所希望者数の精査をすることや、認定こども園の普及状況も見させていただきたいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

次に、認定こども園の導入についてでございますが、私の公約といたしまして、認定こども園の設置等の支援を掲げているところでございます。東京都の認定状況から申し上げますと、平成18年12月に東京都認定こども園の設定基準に関する条例が施行され、平成20年4月には9件の認定があり、合計では19件となっております。四つの類型別では、幼保連携型で4件、幼稚園型が9件、保育園型で3件、地方裁量型で3件となっている状況で、中でも幼稚園型がほぼ半数を占めております。また、26市では7市で8件が認定され、このうち7件が幼稚園型となっております。

次に、市内の幼稚園、保育園などの認定こども園導入の動きでございますが、幼稚園、保育園からの動きは特にないところでございます。特に、幼稚園では導入に当たっての課題といたしまして幼保の二つの制度が合わさったものであり、事業者にとって複雑な法令への対応が必要であることや、市区町村の対応状況に差異があることなどから、制度の導入後においても苦慮することが多いとの現状があるようでございます。

なお、平成20年7月に市内の保育施設の認証保育所1カ所から平成21年度に地方裁量型として移行する計画で東京都に申請したいとの申し出があり、内部で調整しているところでございます。

今後とも市内の幼稚園、保育園等の状況を見させていただきまして、東京都からの情

報を事業者へ提供するとともに、事業者からの意向を踏まえ支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○14番（増田俊一君） 御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに評価についてでございますが、公設保育園の民営化については、先ほど申し上げましたようにうまくいってない事例もあり、マスコミに取り上げられるなど社会問題となってきたのではないかと思います。民営化を進める、あるいは進めようとする自治体に対して慎重な舵取りが求められているようでございますが、福生市では熊川、つくし保育園とも本当にスムーズに移行できたようですし、民営化後も、今御答弁いただきましたように、これまでのところさしたる問題もなく、また意見交換も行われているようでございますので、保護者、事業者、市の三者の信頼関係や、有効な状態にあると理解でき、評価したいと思いますが、御答弁の中で公設公営からのつくし保育園では第三者評価を受けているとのことですので、再質問の1点目といたしまして、この第三者評価とはどういう制度なのか、それとつくし保育園の福祉サービス第三者評価結果につきまして、概要で結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

次に、2点目として民営化によるコスト削減についてですが、平成18年度の熊川保育園では約4440万円、平成19年度のつくし保育園では約4030万円とのお話でございますが、当初の見込みでは市の負担額が1園年間約4000万円程度減額になると試算していたと記憶いたしておりますので、想定どおりといたしますか、予定どおりの結果が出てきているのではないかと思います。そのことはそれで評価いたしますが、そのコスト削減分は子育て支援策に還元していくとされておりましたので、まことに恐縮ですが、簡単で結構です。その還元先について教えていただければと思います。

それから、御答弁にありました公設民営の福生保育園についてでございますが、今議会中に御報告いただけるということでございます。本当はこの点、いろいろな取り組みについて御質問させていただきたかったのですが、報告いただけるということでございますので、ここでは省略させていただきます。

次に、3点目としてお聞かせいただきたいのは、福生市の公設保育園4園のすべての民営化施策は、他の自治体にとっては大変興味のあることではないかと思っております。ここにきていろいろな自治体で民営化を進め、あるいは進めようとしているようですが、平成18年度から公設保育園の民間へのアウトソーシングを実施している自治体はそんなにはないのではないかと思います。福生市はそういった意味では先進的な自治体として他の自治体からの問い合わせや、福生市への視察に訪れる自治体が多いのではないかと思いますので、これは参考までに結構でございますので、その視察状況などについて、感想も含めまして少しお話をさせていただければと思います。

次に、2項目目の認定こども園についてでございますが、認定こども園制度の趣旨そのものは本当に理解できるところと思いますが、御答弁にありましておきり市内の保育園、幼稚園などが認定こども園に移行していただくためには、国や東京都からの情報を市内の幼稚園や保育園などに逐次提供し、御理解をいただくことは大事なことでないかと思えます。

ただそれも、御答弁のように、現制度の運用改善などがなされなければ、現段階では本当に難しいと思えますが、ここにきて国や東京都に新たな動きが出てきたように聞いております。その辺の状況などについてまず教えていただければと思えます。それと市は現在どのような手立てをなされているのか、市の状況についてもあわせてお聞かせいただければと思えます。

それから、2点目として市内の保育園、幼稚園についてでございますが、平成16年12月の定例会でお尋ねいたしました、保育園の入所状況は、その当時待機児童がゼロ、保育需要の推計では、ここ数年需要は少しずつ伸びていくのではないかと、また幼稚園については4園合計の定員は1016人で、園児は734人、充足率は72.2%で、充足率の最高の園は87.5%、最低は58.7%でしたが、現在はどうのような状況になっているのか、また今後の見込みなどについて、これも参考までで結構でございますので、お聞かせいただければと思えます。

以上、全部で5点になると思いますが、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。  
○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、増田議員さんの再質問に対しまして順次答弁をさせていただきます。

初めに、民営化についての関係で、1点目のつくし保育園が第三者評価を受けたようだけれどもということ、その内容ということで御質問でございます。この評価制度につきましては、自分の利用したい保育園の特徴やサービスの質の状態など利用者がサービスを選択する際の目安となったり、保育園の内容を把握することが可能となるよう公表され、インターネットから検索ができることにより、利用者が保育園を選択するために利用することができます。その内容は評価公表、それから利用者調査の結果、事業評価の結果等で、保育園が同意をした項目となっております。

この中の利用者調査は、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するため、アンケート方式等状況に合わせて実施をいたしまして、事業評価は事業者の自己評価や訪問調査等の課程を経てその保育園の組織経営、マネジメントの力やサービスの質の評価をする手法となっております。

そこで、つくし保育園の評価結果からは、評価公表及び事業評価で特によいと思われる点では、1点目として、食べることの楽しさを学ぶ積極的な食育への取り組み、2点目として、健康な体、豊かな心を育むさまざまな活動や行事、3点目として、職員が丸となって手順の改善に取り組む姿勢、この辺がよいところということで評価をいただいているところでございます。

また、さらに改善が望まれる点ということでございますと、一つとして、人材マネジメントシステムの活用と就業状況のさらなる改善、2点目で、民営化1年目の反省

を踏まえたさらなる業務の改善、3点目が、職員が守るべきマナーや心構えの再確認が必要と言われております。

そして、利用者調査につきましては、一つとして、提供される食事は子どもの状況に配慮されているか、それから保育所の生活で身近な自然や社会と十分かかわっているか、それから保育時間の変更は保護者の状況に柔軟に対応しているか、こういった項目、15項目についてアンケート方式で調査をしております。5割近くの保護者の方からアンケートの回答があり、おおむね高い満足感の結果となっているところでございます。

それから、2点目の市負担額の減少分について、子育て支援策への還元先というふうな御質問でございます。平成18年度での主な事業の中では、まず学童クラブ事業ということで、第七小学校に臨時の第二田園クラブを増設しております。それから、乳幼児医療費助成事業につきましては、平成18年10月から2歳未満児の所得制限の撤廃、それから所得限度額の緩和、こういったことを実施しております。それからさらに児童手当支給事業につきましては、これは制度改正でございますけれども、これまで小学校3年生までが対象でございましたけれども、小学校終了まで年齢を拡大していると、同時に所得制限についても緩和をされているということでございます。さらには、平成18年7月から新規事業といたしまして乳幼児のショートステイ事業、こういったことに取り組んでおります。また、平成19年度につきましては、同じく児童手当の制度改正がございまして、3歳未満につきましては、出生順にかかわらず5000円だったものが一律1万円に改正されているところでございます。それから、新規事業といたしまして、平成19年10月から義務教育就学児の医療費の助成事業、こういったことに取り組んでおります。

それから、3点目の御質問で他市からの問い合わせや視察状況、そんな内容とその感想についてということでございます。まず、他市からの問い合わせは、平成19年度に3市ございました。羽村市、あきる野市、昭島市でございます。担当者が来庁いたしましたして、民営化の経過と現状、課題と対応、今後の課題などについて説明をしたところでございます。

それから、議会の視察状況でございますけれども、平成19年5月から平成20年7月までの期間に会派や委員会視察として7府県、7市が来庁されております。経過と現状、課題と対応、今後の課題について説明し、質疑等しております。

それと、感想でございますけれども、東京都、それからそれぞれの県の保育園の設置状況の違い、それから保護者への説明に対する理解度、こういったものが若干他県とは異なるのかなというふうなことでございます。

それから、認定こども園の関係でございます。1点目の認定こども園の普及に当たり国、東京都、市の状況についてというふうなことでございます。まず、国の関係になりますけれども、平成20年4月の中央教育審議会の答申によりますと、今後5年間に総合的、かつ計画的に取り組むべき施策といたしまして、幼児期の教育を推進するとし、特にこの計画期間中もできるだけ早期に認定こども園の認定件数、2000

件以上を目指しまして制度の普及啓発や、認定こども園への円滑な移行に必要な支援を講じるとしております。

それから、一方で新聞報道等によりますと、文部科学省と厚生労働省の認定こども園の普及等に関する検討会が子ども交付金の創設や、認定こども園の運用改善策などを盛り込んだ設置促進策の検討を進め、認定こども園制度を含め平成20年度中に結論を出すとしております。

次に、東京都の動きでございますけれども、「子育て応援都市東京」重点戦略を掲げ、その中の待機児童解消に向けた取り組みといたしまして、都独自の補助を実施いたしまして、区市町村を支援することといたしております。この関係では、生活文化スポーツ部、福祉保健局から各市の状況に合った設置促進に向けた協力依頼があったところでございます。

次に、市の状況でございますけれども、平成19年度から子ども家庭部で幼稚園を所管しております。子育て施策の一本化が図れたことによりまして、従来から開催している保育園長会とは別に、平成20年8月には保育園長と幼稚園長の合同による意見交換の場を初めて設定をいたしました。

そこでの共通のテーマとして、認定こども園の状況について、東京都からの情報等を提供したところでございます。これにつきましては今後も必要に応じて保育園長、幼稚園長の合同による場を設定していきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、市内の保育園、幼稚園の入所状況と、今後の見込みについてということでございます。初めに、保育園の入所状況でございますけれども、平成20年4月1日現在で、市内12園の定員1175人に対しまして1256人の入所状況となっております。なお、待機児童は1人出てしまいました。

幼稚園では、市内4園の定員の940人に対しまして636人、充足率では68%となっております。充足率の高いところでは87%、低いところでは54%となっております。

そして最後に、今後の見込みというふうなことでございますけれども、この数値をとらえるのはなかなか難しい部分でございます。ここ数年間の状況といたしましては、保育園では入所希望者は若干ですが、増加をしていると、こんな状況でございますけれども、幼稚園の入園数につきましては若干減少の傾向があつて、これもしばらく続いていくのかなというふうな感じで考えております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○14番(増田俊一君) いろいろと御答弁いただきましてありがとうございました。3回目でございますが、お聞きしたかったことの大体のところはわかりましたので、ここでは意見や要望をさせていただきたいと思っております。

まず、民営化についてでございますが、立川市では市立保育園11園のうち5園を当面の対象に、2010年から段階的に民営化を進めていくと聞いておりますが、その民営化のガイドラインの中で、民営化後の保育園に対して福祉サービスの第三者評価の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化への評価を行っていくと聞

いておりましたので、たまたまこういった機会でございましたので、恐縮でございますが、お聞きした次第でございまして、つくし保育園の民営化後の様子がわかりまして本当にありがとうございました。保護者の皆さんからは本当に高い評価をいただいているようでございますので、保護者、事業者、市の三者の信頼関係が本当に良好な状態にあることがここでも確認できましたので、民営化という際も最も大事な点で評価されます有効性という点では高く評価できるのではないかと思います。

それから、コスト削減分の子育て支援策への還元先でございまして、ありがとうございました。わかりました。目的どおりに本当に使われていれば結構でございます。

次に、その2園のうちの、民営化のすみれ保育園についてでございますが、今回の質問で一番気になっておりましたのが未利用地等検討委員会の作業部会の検討結果でございます。私の予想ではまだ、先ほどの状態からいたしましてまだ結論は出さず、もう少し様子を見てからと思っておりましたので、正直申し上げましてこの報告にはびっくりいたしました。

今回、私も質問するに当たりまして公設保育園の民営化と認定こども園制度について、私なりに調べをいたしました。その中で都議会からすぐに出されておりました認定こども園に対する財政支援に関する意見書にあります。現行の認定こども園制度での幼稚園、保育所とも旧来の基準に基づいて認可を受けた施設に限定しており、設置しようとする事業者には過大な財政負担が強られることなど、このようなことから財政支援を強く要請しておりましたが、私もこのようなことから、すみれ保育園の代替施設としての民設民営の幼保一元化の総合施設、つまり認定こども園の導入ということについては、本当にすぐには無理であるのではないかなと思っておりました。

ただ、すみれ保育園は施設の耐震問題を抱えておまして、代替施設への移行が喫緊の課題であることには間違いございません。そんなことで、私は公設公営のまま認定こども園へ移行し、現制度運用の改善が図られてから民間へ移譲してはどうかと提案するつもりでございましたが、御答弁にありましたように、未利用地等検討委員会の作業部会の検討結果ということではございますが、代替地より平成23年4月の開園を目標に、まずは民営化していくことなどが明確に結論を出されました。あとはこのとおりに進めていただくかでございますが、市長も御答弁の中で同じような考えをお持ちのようでございますので、ぜひともこの点につきましては報告のとおりに進めていただければと要望させていただきたいと思っております。

それから、すみれ保育園の廃止後の施設の後利用についてでございますが、これは後ほど検討ということではございましたが、その辺のところは以前にも何度か要望させていただいておりますが、市長も御存じのとおり、すみれ保育園の敷地内には本町第八第一町会の会館がございまして、これまでお互いにさまざまな問題を抱えながら、長い間にわたりまして共同使用してきております。

御承知のとおり、その会館も老朽化が進み、この夏でございまして、雨漏りがするなど建て替えを進めたくても、すみれ保育園の運営上の問題からだったかと思っておりますが、それもままならない状況に今現在も置かれております。

そんなことで、私が思いますには、すみれ保育園の廃止後の後利用としては、会館として利用していただくのが一番ではないかと思っております。いずれにいたしましても、早い時期に本八第一町会の皆さんと協議していただければと思いますので、その点強く、重ねて要望させていただきたいと思えます。

それから、次の認定こども園についてでございますが、まだ時間があるようでございますので、少しお話をさせていただきたいと思えます。ことしの3月に国がアンケート調査をしております。認定を受けた施設を利用しております保護者の皆さんの8割近くが認定こども園を評価しております。具体的には保育時間が柔軟に選べる、就労の有無にかかわらない施設利用、それから教育活動の充実などの点を評価しております。また認定を受けた施設の9割以上が認定を受けたことをよかったと答えております。具体的には子育て支援活動の充実、就労の有無にかかわらない受け入れ、教育活動の充実などを上げていますが、その一方では文部科学省と厚生労働省との連携、財務状況の改善、会計事務処理の簡素化などを求めています。

また、ここで一番のところは認定が行われていない、あるいは認定、認定申請数が見込みよりも少ない理由としては、先ほど申し上げましたように、都議会が提出しました意見書のように財政的支援が手薄との回答が最も多く、その次に多いのが先ほどお話しした鳥取市のような形で、認定を希望する施設がないというのが2番目に上げられておりました。

本当にこの認定こども園制度の趣旨は、本当に素晴らしいものが私もあると思っておりますが、このアンケート調査の結果と、御答弁いただきました市内の幼稚園、保育園の状況や、先ほど御答弁いただきました国の動きなどから推察しますと、市内の幼稚園、保育園への普及はまだまだ時間がかかるのだと思えます。

ただ、そんな状況の中でも、次の次代を担う子どもたちのためにと、先ほど御答弁にありました市内の認証保育所1カ所から地方裁量型として移行する計画があるとお話でしたが、先ほども申し上げましたように、認定を受けた施設を利用しております保護者の皆さんの8割近くは認定こども園を評価しており、施設としては幼稚園と保育園とのいいところをうまく取り入れれば、必ず保護者の皆さんからも指示されるはずでございます。認定を受けられれば福生市の認定こども園第1号となるのではないかと思いますので、できる限りの支援を講じていただきますよう、このことについても要望させていただきます。

それから最後に、御答弁の中で私、一番注目したいなと思いましたが、年に2回ですか、これまで開かれていました保育園の園長会とは別に、この8月に保育園長と幼稚園の園長の皆さんとの合同により意見交換の場を設けたということでございます。保育園、幼稚園の垣根を越えて、次の福生市の次代を担う子どもたちの健全な成長と時代に合った福祉、教育などを語り合う意見交換の場を設けたことは、本当に画期的なことではないかと思っております。最も継続することが一番でございますので、ぜひとも定期的な改正を目指して努力、頑張ってくださいと思います。

以上、要望させていただきまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

した。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時56分 休憩

~~~~~

午後3時15分 休憩

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく3項目になりますが、よろしく願いいたします。

まず1項目目、市民との協働について質問させていただきます。このことについては、以前にも質問させていただきましたが、加藤市長になられたことで以前と同じような考えなのか、また違った発想をお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

まず、福生市においては野澤前市長が早くから行政と市民との協働ということで始められ、そのことは、具体的に環境の分野であるならば環境市民会議の立ち上がりから今日に至るまで、その環境という中でもいろいろな取り組みがなされているかと思えます。

また、都市景観ということで動いているまちづくり市民会議は、うろ覚えで申しわけありませんが、当初は横田基地に関係した周辺まちづくりというようなことから始まったものかと思えます。それは後に景観に関する条例の策定であったり、それだけではなく具体的に取り組むエリアを選定し、ビジョンに沿った形でまちづくりをしていこうと動き出していることかと思えます。

本当にさまざまな方のこうした行政との協働に対する参画というのはありがたいことで、そもそも市民の多様化していくニーズにこたえていくためにもある程度必然的に行われるべきことなのかもしれません。また、行政が市民から要求されていることに単純に対応するというだけでは、きめ細かな対応ということに対し十分ではないこともあるかもしれませんし、地域にはさまざまな方が住まわれていることから、市民と行政がいろいろな情報なり持っているものを共有しながらまちづくりに進むということは非常によいことと思えます。

一方、昨今、何でもかんでも協働というようなことから、例えば財政的なことから協働ということで市民の方々に対して行政の仕事を単なる委託、下請けのような形で出すといったことや、経費的な含みがあると、それは大きく違ったものになってしまうかと思えます。

市民参画ということなので、例えば事業の企画の段階から一緒に考え、行政、市民のそれぞれの役割をきちんと持ち、市民の側にも自己選択、自己決定、自己責任を持った形で取り組んでいただければ、自治体としてもいろいろな面で高いレベルの仕事

が行えるのだと思います。

さて、そのようなことから加藤市長の協働に対する考え方と、「五つの元気」の中にも出てきますが、少し具体的にどのようなことをお考えかお聞かせ願えればと思います。

続きまして2項目目、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

これは、本年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の中で、個人住民税の寄附金に対する税制が大きく拡充されたもので、一般的にふるさと納税と言われているものであります。昨今では橋下大阪府知事や東国原宮崎県知事などがテレビなどに出たときによくおっしゃっているのも、その内容はともかく、名前だけでも知られている方が多いことかと思えます。

そもそもこの制度は、税の不公平感などが見られる都市部と地方の格差の問題や、過疎化による税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正するために考えられたもので、現状を見ても地方にある自治体の方が都市部に比べて積極的に取り組んでいるのが現状かと思えます。

このふるさと納税は、納税とは言っても、寄附とそれに対する税額控除を組み合わせた形で、地方自治体に対して5000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限とし、所得税と合わせた形で全額が控除されるとなっています。この5000円というのは、この税制の適用下限で、それを超える部分について税額控除の計算がされるものです。最初に税制の拡充と申しましたが、拡充される前は適用の下限額は10万円と高いことなどから、なかなか利用されることはなかったようであります。

さて、このふるさと納税に対してはいろいろ賛否もあるようで、ふるさとというのはどういうふうに定めているのかということや、それぞれ自治体の事務が煩雑になること、サラリーマンの方なども所得税の確定申告をしなければ控除されないことなどデメリットとされる部分もあるようでございます。

しかし、この制度は今住んでいる自治体に対してもこの制度を利用できるわけで、そういった意味においては寄附という形ではあるものの、税に対する関心も高まることでしょうし、市政に対する関心が高くなるとはなかなかうまくいかないことかと思えます。逆にきちんとした形でわかりやすく市のことが見えて、それに対して住民の方々がこの分野の市政に参画したいということが高まるようことならば、おのずとよいものになると思えます。

そういったことで、説明不足の点多々あるかと思えますので、この制度の概要と、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思えます。

続きまして3項目目、教育行政について質問させていただきます。

具体的には校庭の芝生化のことでありまして、公立小・中学校の校庭の管理は教育委員会が行っていることで教育行政といたしました。幾分環境についても触れさせていただきますので、よろしくお願ひします。またこの件につきましては、環境ということで以前より何人かの議員さんが質問されておりますが、それだけ関心が高いと

ということでもありましょうし、前向きな御答弁をいただければと思います。

校庭の芝生化についての概要については改めて申すほどのことはありませんが、確認のため少し触れさせていただきたいと思います。芝生化については、大きく地球規模の環境問題が叫ばれるようになった当たりから盛んに始まったように思います。大気中の主に二酸化炭素を主にした温室効果ガスの減少に一翼を担うものとして、木や草などの植物などに注目が集まり、学校施設においても環境負荷の低減、また児童・生徒への環境教育の一環として文部科学省でも平成10年ごろから動き出した経緯があるようでございます。

また、東京都においても既に御存じのとおり「10年後の東京」というビジョンの中に新たな緑の創出ということで出されています。この中では校庭だけではなく都市の公園だったり、屋上や壁面などの都市空間の緑化も目標に入れられています。

校庭芝生化の効果については、いろいろな面から期待されております。環境面においてはその表面温度を下げる効果、現状のダスト舗装に比べ表面が柔らかいため音の吸収による騒音の削減、光の反射を柔らかくする効果なども環境の面から効果があると言われております。また空気中の汚染物質の吸収や、路上微生物における化学物質の無害化など地下水に対する浄化の作用もあると言われております。また、健康面からも芝生の上での運動や、PTAや地域の方々が芝生の世話などでサポートしていただけたらとなつた場合、その柔らかさは体への負担を減らしつつ、屋外での運動の機会をふやすことにもなり、効果があるとされております。

そして、教育面では体育の授業、学校行事などでもそのクッション性などからけがを減らすことができる。また、休み時間などに余り外で遊ばなかったような児童・生徒も外へ出て遊ぶ時間がふえたなどの報告は新聞にもよく掲載されておりました。あわせて生活課や総合的学習に取り入れたり、芝生の維持管理に参加することでPTAや地域の方との接点が広がり、そのことは社会性を身に付けることや、公共心といったものが養える場になるものと思います。

逆に課題としては、やはり維持管理にかかる費用の面、またその作業にかかわる人の問題、養生期間のその代替に対する問題、そして通常の学校での使用以外、福生の場合、例えば消防のポンプ操法の訓練や、場所によっては七夕まつりの会場、駐車場としての使用などさまざまなことが上げられるかと思えます。

そこで、それぞれの学校での事情はあるにせよ、全面を芝生化することを前提とせず、トラックのインフィールドだけをするであるとか、逆に外側に接するようなところを中心に行うであるとか、さまざまなパターンが考えられるのではと思います。維持管理についても、機材の管理を複数の学校で管理することなども工夫の一つかと思えます。

過去の御答弁で、いろいろ学校での対応の可能性なども調査していきたいとのことでしたが、その当たりのことも含め、現状をどのようにお考えかお聞かせ願えればと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 清水議員さんの御質問にお答えいたします。

市民との協働についての考え方でございますが、福生市は第3期総合計画に基づき「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」に向けて市民の主体的、自主的活動を促進し、市民の皆様と行政がそれぞれの責任と役割を認識し、双方が連携し、支え合って、活力あるまちづくりを進めております。

平成13年度から始めました「まちづくり市民フォーラム」をきっかけに、多くの市民の皆様がまちづくりを考える、あるいはかかわる機会が生まれてまいりました。具体的には環境基本条例、まちづくり景観条例などの条例策定や、男女共同参画行動計画、健康ふっさ21などの計画策定の段階から市民参加が行われているところでございます。

このように、活力あるまちづくりを行っていくためには市民の皆様が必要になります。政策形成段階における市民参加はもちろんのこと、政策実施後における御理解と御協力が必要でございます。現在では、さまざまな計画等の策定で市民参加の機会がふえ、また環境、景観分野での市民との協働など市民意識の醸成とともに、参加から協働への段階へと進んできていると考えております。

また、分権型社会での自立したまちづくりは、従来からの課題への取り組みや改革手法にとどまらず、新たな課題に対応する取り組みが必要となってきております。少子高齢社会の進展など社会環境の変化により健康、環境、子育て、介護といった今まで私的な領域であった課題は、新たな公共の領域としてとらえていかなければならないところまできております。

協働は市民の皆様と事業者と市が共通の公益的課題、目的に対してそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し合い、協力し合って取り組むことによりましてより高い成果を実現していくものと考えております。

福生市が持続可能な自立したまちとなるためには、市民参加、協働というものが不可欠でございます。市からはより一層の情報を提供するとともに、輝き市民サポートセンターを市民の皆様と行政とが地域の共通の課題に取り組む協働の場、また活力あるまちづくりのために公益活動を行う市民の活動拠点として、市民、活動団体の交流、あるいはネットワークづくりを行い、また学習会、研修会を積極的に開催いたしまして、質的強化と活動の広がりを図ってまいります。私の行政運営も市民参加、協働を前提といたしまして、市民の皆様と職員が情報の共有を図りながら共通の認識を持って進めてまいります。

次に、ふるさと納税の導入についてでございますが、平成20年4月30日の地方税法改正により、個人住民税の寄附金控除制度が大幅に拡充され、ふるさと納税制度と言われる地方公共団体への寄附と税額控除の組み合わせ方式が導入されたところでございます。本議会へも福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を提案させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、このふるさと納税制度の考え方につきましては、平成18年10月に地方間

格差、税収の減少に悩む地方自治体に対しての格差是正を推進するための構想として福井県知事が提言いたしました。また平成19年5月には当時の総務大臣がふるさと納税構想を発表したところでございます。

個人住民税は、基本として応益負担を原則としており、居住自治体以外の自治体に納税することの可否、また地方公共団体間で税収を移転し合うだけで、税収格差の是正の本筋ではないなどの議論の末、厳密な納税ではなく、寄附金控除制度の一環としてふるさとに貢献したい、応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、本改正により導入されたわけでございます。

さて、ふるさと納税制度の概要でございますが、従来から地方公共団体への寄附行為についての控除はありましたが、新たな制度では所得控除から税額控除へと控除方式が変更され、また適用下限額が10万円から5000円と大幅に低くなり、その下限額を超える部分については一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されることとなります。このことにより、寄附文化の育成ということも含めて寄附行為がしやすくなる環境が整えられたと思っております。

この改正後、多くの道府県や市町村においては、地方自治体としての魅力や施策等をPRし、積極的な取り組みが図られており、本市といたしましても一定の方向性を求め、具体的行動へと進める必要があると考えております。

しかし、首都圏に存在する本市では「ふるさと」という意識の希薄さなども指摘されるところであり、税の流出等へつながるなどの課題もあると考えております。その半面、自分が現在住む自治体への寄附も可能であり、取り組みによっては市民の皆様が賛同する施策へ寄附することによる行政運営への市民参画につながるものとも言えます。

そのため、ふるさと納税制度を活用し、他地区の住民には福生市の魅力発信によりまちづくり施策等への賛同から寄附へ、住んでみたいまち、住むまちへ、そして福生市民には自分の税を賛同する施策推進に当てることにより納税による市民参画、権利義務意識の高揚を目標として、横断的政策課題本部長のもとプロジェクトチームを設置し、検討を進めているところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願います。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。

教育行政についての校庭芝生化でございますが、東京都が平成18年12月に策定をいたしました10年後の東京の計画では、八つの大きな目標を設定をいたしております。そのうち、水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京を復活させる。世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する。スポーツを通じて次代の子どもたちに夢を与えるという3つの大きな目標にかかわる事業として都内の公立小・中学校、都立学校等の校庭を芝生化をし、約300ヘクタールの緑を生み出すことを目標に掲げております。

また、平成19年度からヒートアイランド対策、緑化対策に加え、子どもたちへの教育効果、地域コミュニケーションの形成を促すために、本格的に公立小・中学校の校庭芝生化を推進することといたしております。同時に校庭芝生化に対します補助制度も創設をし、250平方メートル以上の面積の芝生化事業を対象に、事業に要する工事費、調査設計費、付帯工事費、備品工事費の2分の1を、その際に芝生の維持管理については学校、保護者、地域住民等との協働で実施する仕組みを構築する場合には全額を補助する制度が創設されております。また、東京都環境局が作成をいたしましたリーフレットには、校庭の芝生化のメリットとしてヒートアイランド現象の緩和や砂ぼこりの軽減、子どもがけがを恐れず校庭で思い切り遊べるなどの効果が記されているところであります。

市教育委員会では、平成19年6月に学校体育施設の開放で利用されている登録団体と、各校PTAに対しまして学校体育施設使用における安全対策アンケートを実施をいたしました。その結果では、回答された30団体のうち芝生化によって活動に不都合があると考えている団体が約4分の1の8団体、不都合ではないと考えている団体は少年野球、サッカー、少年サッカー、ソフトボール等の22団体がございましたが、一般サッカーの6団体を除きますといずれの団体も芝生化に対す意見が分かれておりました。

特に福生市の場合校庭は、議員御指摘もありましたように、消防団のポンプ操法訓練や七夕まつりの会場、あるいは駐車場としての利用がされてきております。このようなことから、校庭の芝生化を実施する場合には、学校はもとより町会、自治会などの地域の皆さん、あるいは学校施設開放利用の社会教育関係団体の皆さんとの合意形成も図っていかねばならないところであります。

そしてまた、芝生化後の維持管理が最大の課題で、このことについては学校、PTA、町会、自治会など地域をあげて協働して校庭の芝生管理に取り組んでいただける組織づくりなどを進めていく必要がございます。このようなことから、なお今しばらく時間をかけてその方向を見つけていく必要があると、このように考えているところでございます。

以上で清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（清水義朋君） 具体的な面も含め御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは幾つか再質問させていただきます。

まず1項目目、市民との協働についてであります。まずもって新市長になられても引き続き市民の参加、協働というものは不可欠であると御答弁いただきました。またそれは市民と行政がそれぞれ責任と役割を認識し、双方が支え合って活力あるまちづくりを進めていくということ、また社会環境の変化により新たな広域的課題などについてもそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し合い、協力し合って取り組むことは高い成果の実現をすることになるということで、本当にそういったことは必要であるし、今後も欠かせないことだと思っております。

さて、御答弁にもありましたが、環境基本条例、まちづくり景観条例、男女共同参

画行動計画、健康ふっさ21などさまざまなカテゴリーにおいて市民の方々が計画の段階より参加され、私の知る範囲でも環境基本条例に取り組みられた環境市民会議の皆様は、またさらにみずから実行する側に移られた方も多くおられます。福生水辺の楽校や玉川上水・熊川分水について取り組みをされている方々は代表的なところからと思います。

例えば環境の分野で現在市民会議やそれぞれの活動は、ある面見方を変えれば行政から手の離れつつある活動をしていて、それは実際に一部サポートを必要とはしているもの、自己選択、自己決定、自己責任という考えを持ちながらやっているものと思います。それとは別に、環境通信などは行政の環境に対する取り組みや実績などとともに、市民の方々ができる環境の取り組みなどを市民による編集委員さんたちとともに作り上げ、作成、配付しているもので、まさしく協働という形で動いているものだと思います。このような例は本当に一例で、ほかにもさまざまなものが動いているかと思っています。

そこで、1点目ではありますが、市ではいろいろな事業に取り組みをされているわけですが、その事業を実施するに当たり、協働というものを推進する取り組みはどのようにしているかをお聞きしたいと思います。もちろんすべての事業を協働で行うことはできませんが、まだまだその余地はあるものと思います。多分職員向けに研修会なども行われていることであると思いますが、具体的にその効果が出ているようなところがあればあわせてお聞きかせ願いたいと思います。

もう1点お聞きしたいのですが、昨今いろいろな市民会議などに参加されている方の偏りが見られるような気がいたします。同じ方が複数の会議に参加されたり、何となく強い主張の方の意見に流されていくような傾向が、実際に参加されたことがある人の話にも聞かれるようでございます。

誤解のないように申しますが、志が高く、いろいろなところに参画していただける市民の方々がいるのは非常によいことだと思いますし、時間的な制約や、個々の事情により参加される方が限られてしまう現状もよく認識しております。しかし、やはりいろいろな方々が住まわれているわけで、難しいことはわかりますが、たくさんの方が出てきてくれること、賛成でも反対でもいろいろ議論していただくことでよいものが生まれてくることもあると思います。

そういったことでお聞きしたいのは、人材の育成といいますか、小さな思いであってもしっかりと自分の思いを伝えることができたり、他の意見を十分理解してみずからの意見が言えるような、市民の側の学習の支援が必要なのではと思います。その当たりどようにお考えかお聞きしたいと思います。

続きまして2項目目、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。既に、横断的政策課題本部長のもとプロジェクトチームを設置し、検討を進めているということで、これは具体的に実現が近いものかと思っています。

御答弁にもありましたが、地方の税に対する悩みや格差の是正を推進するものとして始まった制度ではありますが、本来の税収の格差を是正するものでないのでは、

ふるさと納税を利用する人は利用しない人より安い納税額で居住地の住民サービスを受けることになる受益者負担の原則から逸脱するものであるなどいろいろな議論が交わされたということでもあります。

しかし、成長して生まれ故郷を離れても、また離れていなくても、ふるさとに対し貢献したいとの思いを生かせるということで、個人的にはよいものではないかと思っております。

さて、調べてみるといろいろ興味深いこともございまして、幾つか上げさせていただきますと、例えばふるさとに対する考え方が多様にあるわけで、生まれたところをふるさとと思う方、また生まれたところと離れてしまったけれども、育ったところをふるさとと思う方、また今住んでいるところをふるさとと思う方や、そのいずれもふるさとと認識する方もいるかと思えます。

手間がかかるので、そのすべてにこの制度を利用して寄附するような方は少ないかと思いますが、今住んでいるまちがおもしろいとか、頑張ってもらいたいということが明確に伝われば、それは生まれたところが別にあってもその自治体に寄附をしていただける可能性が高くなるものと思えます。

また、この寄附の制度は、そういった寄附をしたいと思う自治体に対してだけではなく、その自治体に取り組んでいる事業に対して寄附できるということでもあります。例えばよいか悪いかわかりませんが、福生市において地域振興、商業振興、観光に力を入れて取り組んでいますので応援してくださいであるとか、桜まつりや七夕まつりのような事業に対してそれは使われますと、実際ここまで具体的に出せないかもしれませんが、市としていろいろなものを体系立ててわかり安く発信し、寄附を受けられることができるのかと思えます。

とは言っても、先ほど上げられたように課題がないわけではなく、自治体間での奪い合いになるようなことがあれば、税の流出にもなることなので、その辺についてお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、先ほど横断的政策課題のプロジェクトチームを設置し、検討を進めているとのことでしたが、もう少し具体的なところがあればお聞きしたいと思います。多分このふるさと納税については、ホームページのような広報の仕方を初めいろいろなことが現状どおりとはいえないはずなので、検討中ではあるかと思いますが、具体的にお聞かせ願えればと思います。

そして2点目ですが、やはり課題とされていた税の流出についてお聞きしたいと思います。他の自治体に流れてしまうのを防がなければ単純に税収入が減るわけで、その辺についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

続きまして3項目目、校庭芝生化について再質問させていただきます。

御答弁にもありましたが、校庭の芝生化については、東京都の方で出している「10年後の東京」の中で三つの目標にかかわる事業として出されているということ、そして条件を整えばそれに対する補助金は2分の1、もしくは地域などとの協働で事業が実施できる場合は全額の補助があるとのことでした。やはり芝生化というのは、そ

れを維持管理するためにそれなりの費用を必要とするため課題がないとは言えませんが、期間的な制約があるかもしれませんが、補助制度を利用することで費用的な負担を余り考慮することがないと言えるのではないのでしょうか。そして、福生市教育委員会の方で昨年6月に学校施設を利用するに当たり、登録されている団体とPTAに対してのアンケートを取られたということでございます。

詳細についてはわかりませんが、課題をもう一度整理してみると、大きく費用の問題、維持管理に関すること、学校体育施設を利用する他の団体の使用を考慮しなければならないこと、それ以外の利用についても養生期間中の代替に関する事などいろいろ課題があるのかと思います。

しかし、いずれの課題についても対応できないことはないはずで、費用の問題であれば先ほどの補助を利用すること、ほかの課題については、やはり全面芝生化ではなくそれぞれの使用の状況などにあわせて一部芝生化とすることでほとんど対応ができるものかと思います。

何より今回取り上げさせていただいたのは、学社融合の観点からでありまして、何か学校施設を地域に開放したり、この芝生化のように一緒に手間をかけるというのは学校教育にもメリットがあるものと考えからであります。

例えば子どもたちを守るということについて、門扉のオートロック、防犯ビデオカメラなどの設置などもされ、今までよりも安心できる部分もふえましたが、今回芝生化が実現したとなった場合、例えば地域の方やPTAの方々がメンテナンスに学校の校庭に訪れていたとすると、不審者にとっては人の目が一番気になるもので、それが日常のように校庭にあるというのは、さらに高い防犯の力になるかと思います。

また、教員にとって負担が全くふえないわけではありませんが、少ない時間であっても地域の方などと一緒に維持管理に携わるといえるのは、地域の方から見れば学校の様子がわかるということ、逆に教員にとっては地域の思わなかったような人材があることなど双方のメリットが生まれるきっかけにもなるかと思います。

また、そのことが発展して、どうしても教室でしっかりと授業が受けられないような児童に対してサポートしていただけることや、推測でしかないかもしれませんが、休み時間に緑の上で存分に遊べるようなことは、もしかしたら子どものストレスを発散できるということになるかもしれません。このように間接的な面でしかないかもしれませんが、教育という面に対し効果があるものと思っております。

そこで、2点ほどお聞きしたいのですが、1点目は、今言ったようなことも踏まえ、例えば福生の中でモデル校を設定してみることや、一部芝生化などの実施に向けた検討はできないものかお聞きしたいと思います。

2点目として、昨年の青海議員の御質問の答弁にもあったようですが、学校施設を利用する各種団体の方々と合意形成を図っていききたい。また芝生の管理に地域やPTAなどとの組織づくりなどを進めていく必要があるとのことでしたが、多分このことはいろいろ御事情があるものと思っておりますが、余り進んでいないのではないかと思います。先ほどの学社融合の観点から、このことは地域コミュニティ活性化の一翼を担う

ことができるものと考えますので、この辺についてどのようにお考えかお聞きしたいと思えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○生活環境部長（森田秀司君） 市民との協働につきまして、2点再質問をいただいております。

まず、協働事業を推進する取り組みについてでございます。協働の取り組みは、現在行政事業の中で協働になじむ事業から市民との協働を進める方針で行っております。具体的には平成16年度に協働事業推進本部を設置し、庁内全体の調整や意思決定を行い、事業の選定等を検討しております。また、市民と市との両者の協働に対する理解の促進が非常に重要であり、特に職員の理解と積極的な取り組みは事業展開に必要となりますことから、研修を実施して共通の理解を図っております。

職員研修の効果でございますが、職員研修などを経て各課職員で構成されております協働事業推進員が平成19年度には職員の啓発と、協働事業の導入に取り組むための手引書としての職員用の協働のハンドブックを作成したことにより、職員の協働に対する認識が深まってきていると思っております。

次に、市民の人材育成でございますが、輝き市民サポートセンターを市民活動の拠点として、幅広い市民の参加を視野に入れ、市民の皆さんや市民活動団体を支援する講座、また実際に活動している方々の発表会を積極的に開催をしております。また、今年度はNPO団体と協力して会議の運営の牽引役としてのファシリテーターの技術を身に付ける講座を開催し、継続して活動していくための環境づくりを図っていききたいというふうに思っております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○市民部長（野島保代君） ふるさと納税に関する再質問について答弁申し上げます。

初めに、具体的な検討内容についてでございますけれども、7月に開催されました庁内での施策検討会で横断的政策課題本部長——これは私、市民部長が担当ということになりますが、この本部長のもとにプロジェクトチームを設置し、取り組むことが決定され、課税課長をサブリーダーに企画調整課、財政課、契約管財課などの関係職員7名によりまして、福生市民を含めて全国の人々に福生市を知っていただくための手法、福生の魅力発信について検討を進めているところでございます。

検討内容でございますが、現在、福生市の魅力の再発見として暮らしをキーワードに、ライフステージごとの福生市の魅力を体系化するべく検討をしており、その後目指すまちづくりをわかりやすく体系化することも予定しております。

また、先ほど議員さんからも御提案ございましたとおり寄附対象施策と、これについての選定についても検討を進めさせていただきまして、最終的には市ホームページに「見て、読んで、楽しい」をコンセプトに福生市の魅力、まちづくり施策等についてわかりやすく表現し、掲載してまいることとしております。なお、ホームページ以外の魅力発信の手法につきましてもあわせて検討し、本年12月ごろまでにはまとめてまいりたいと考えております。

次に、税の流出、本制度の導入に際しての議論にもあったことですが、地方公共団体間での税の移転という面から、一つのパイの取り合いという、そのような状況も危惧されるところでございます。しかしながら、自治体間競争の時代でもあり、施策面で特徴を出し合い、そして自治体としての差別化を図ることは市民の皆様にとっても大変好ましいことであると、そのように思っております。

ふるさと納税制度の活用を新たなスタート地点として、市民のためのまちづくり施策、市民にとって魅力あるまちづくり、こういうことに今まで以上に取り組むことによりまして、税の移転につきましてはおのずと結果が出てくるものと、そのように考えております。

○教育次長（宮田満君） 教育行政の校庭の芝生化についての再質問の1点目、モデル校の設定、一部芝生化の実施に向けた検討はできないかでございますが、モデル校の設定、一部芝生化等の実施に向けての検討を可能とする条件といたしましては、議員も課題を整理され、触れておりますが、都補助対象となる250平方メートル以上の面積が確保できる。またポンプ操法訓練。七夕まつりの会場。駐車場として支障がない。さらに校庭利用団体との合意形成が整えられるか。また学校、地域、PTAなどの協力体制を整えることができる学校などを考えております。今後早急に調整を図り、対応していこうと考えております。

次に2点目、学社融合の観点から芝生の管理に地域やPTAなどとの組織づくりを進めることで、地域コミュニティ活性化の一翼を担うことができると思うが、どのように考えているかでございますが、これもただいま議員が御指摘されましたように、PTAや地域の方々に芝生の管理に積極的にかかわっていただくことで、地域社会が持つさまざまな人的資源を生かした地域社会総がかりの学校づくりが進められるものと認識しております。

したがって、学校教育上支障のない限り、学社融合の観点から学校や地域、各種団体の方々と合意形成を図り、その方策を立案していこうと考えております。

以上、答弁でございます。

○2番（清水義朋君） 御答弁ありがとうございます。それでは最後に要望を幾つか述べさせていただきます。

まず、市民との協働についてであります。福生市では本当に早くから協働の視点を取り入れ、いろいろなところで事業に生かされておりますが、やはりその原点にあるものは何なのか、また今後どのようなビジョンで協働というものを取り入れていくのかを考えていかねばならないかと思えます。

質問させていただいた中にも述べさせていただきましたが、財政的な含みをもって行政の仕事を委託、下請けというようなことではなく、担当部署、また市や市民の方々が共通のものを、認識を抱いて協働というものを進めることが大事だと思いますし、職員の中でもそういった視点で研修なりを行っていることと思えます。

あまり何でもかんでも協働にすればよいということではなく、よくよく考えられて事業の選択を図られているかと思えますが、一方で後に述べさせていただきます校庭

の芝生化のように、まさしく協働という観点で行うことで、環境であるとか、教育と  
いうことのほかにもいろいろな波及的効果のあるものにどうして取り組まないのかな  
と思うことがあります。

誤った認識でなく正しい認識のもと、さまざまな協働の可能性を探ってほしいので  
ありますが、現状、担当の部署一つですべての事業について、その計画の段階から見  
ることは難しいのかもしれませんが、協働についての研修の効果をしっかりチェック  
しなければならないのかもしれませんが。

そのようなことも踏まえ、一つ目の要望としましては、個人的な認識で、そのこと  
がよいのかというのはまたしっかり別の場所で検証しなければなりません、やはり  
事業の計画の段階より横断的かつ協働というような視点を盛り込めるような企画が主  
体となって推進することも考えられるのではないかと思います。

そして、2点目の要望としまして、やはり人材の育成といいますか、責任を持った  
形で多くの市民や市民団体の方々が出てきていただけるような取り組みを推進してい  
ただきたいと思います。

そのことは、さきにも述べさせていただきましたが、私の周りにもいろいろな考え  
や、まちのことをよくしようと強く思う方々がおられます。いろいろな取り組みで市  
民参画というものを進めていただいているのですが、それと同時に、議論などという  
と硬くなり過ぎるかもしれませんが、いろいろな思いや考えを伝える方法を持った方  
が出てきていただければ、内容は今よりも充実したものになるかと思えます。

そして、コーディネーターというような今までもよく使われる手法ではありますが、  
話をまとめる方向ではなく、ファシリテーターのような、役はちょっと難しいかもし  
れませんが、促進者であるとか、議論のたきつけ役のようなものでしょうか。そのよ  
うな人材の育成を、育てていくこともあわせて要望としたいと思えます。

続いて、ふるさと納税についてであります、これについては12月までにいろい  
ろ取りまとめていただけるということ、そして今回の本会議にもそれについて議案が  
出されているということで、随分本当に具体的に進んでいることかと思えます。しか  
し、このことはPR、それから告知、それからこの制度を利用する方々があまり手間  
と思えるようなことがあるとなかなか進まないものかと思えます。

そういった市民の方々がどのようにすれば多くこの制度を利用していただけるのか  
も考えて、いろいろな形で御検討いただいで中で、この制度をぜひとも進めていただ  
きたいというふうに思えます。

最後に、校庭の芝生化についてですが、この芝生化は私も幾つか見させていただき  
ましたが、成功しているところと、うまくいかなくてもとのダスト舗装に直したとこ  
ろなどいろいろあるようでございます。

日本では環境面において表面温度を下げる効果、またそのことにより都市部のヒー  
トアイランド現象を防止する効果など、いろいろな効果があると言われております。  
もちろん今回取り上げさせていただいたように、環境面以外にも多くの効果が期待で  
き、成功しているところの一例を上げるならば、未来のサッカー、Jリーガーを育て

る環境づくりということで、サッカー場の芝生管理を行っている方のサポートを受けたりしているところもあるようでございます。

このように身近にそういった方々がいたり、またいなくとも管理などで地域の方のお手伝いをいただいたり、一緒に作業を行うことは、大人と子どもであったり、また大人同士であったり、お互いの顔を知るよい機会であると思えますし、そのことは地域の活性化につながることで、そして学校と地域が強くつながることにもなると思えます。

こうした学校と地域のつながり、必要性というものは子どもたちを育てる環境として今後ますますふえていくものと思えます。学社融合の観点でいうならば、サポートする人の中にも大きな学びがあるものであります。

今回、再質問においてモデル校の選定や、校庭全面ではなく一部芝生化などの検討もしていただくよう述べさせていただき、いろいろな利用団体やPTAや地域などと調整を図っていかねばならないとのことでございましたが、まだまだ具体的な兆しというところまではいかないようでございます。

この芝生化については、繰り返し申しておりますが、さまざまな効果が期待できることから、協働の担当や環境の担当なども含め横断的な対応をしていただけないかということ、また未来に無限の可能性のある子どもたちを育てる環境整備の一つとして、ぜひ前向きに検討していただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 4時15分まで休憩といたします。

午後4時4分 休憩

~~~~~  
午後4時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 次に、6番堀雄一朗君。

（6番 堀雄一朗君質問席着席）

○6番（堀雄一朗君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、1、環境行政について、2、防災行政について、3、地上デジタル放送移行について、4、福生市まちづくり景観基本計画について、5、高齢者緊急通報システムについて、以上5項目についての一般質問をします。

1 項目目、環境行政について、過去最多の22カ国が参加した北海道洞爺湖サミットは7月7日から9日に開かれました。合意した首脳宣言の主なポイントは二つあります。50年までに世界全体のCO₂排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を気候変動枠組条約の締結国と共有し、採択することを求めること。また、20年から30年ごろまでの中期目標に関しても米国を含むGエイト各国が国別総量目標を設けることを初めて示すということが今回宣言されたことです。

地球環境問題は、文明社会に生きている我々にとって喫緊で、最重要に取り組まなければならない課題であり、そのためには温暖化防止へ家庭、オフィス、学校など自治体を上げての地道な取り組みが何よりも大切であります。この積み重ねが温暖化の原因である二酸化炭素などの排出を抑制し、低炭素社会へ進むただ一つの道であることを確信します。

昨日、福田総理の辞任会見があり、流動的な面が出てきましたが、現在の斉藤鉄夫環境相は8月1日の就任会見で、首相から低炭素社会づくりの行動計画と、各省庁の地球温暖化防止に向けた取り組みの取りまとめの2点を実行するよう指示を受けたと紹介、温暖化の原因である二酸化炭素などの排出抑制に全力を尽くすと強調しておりました。環境大臣の決意を具体化していくために、私たち市民も共通の認識で頑張っていきたいと思えます。

今回、日本で開催された洞爺湖サミットに意義をもたらすためには、市民が身近な生活現場で実践できる具体的な行動が大切です。洞爺湖サミットに連動したクール・アースデー、セタライトダウンには福生市も含む全国で7万6000施設が参加し、温暖化防止の願いを込めました。福生市は6月21日にもライトダウンを行い、7月7日との2回実施いたしました。環境省によりますと、今回のキャンペーンによって午後8時より10時までの2時間で122万キロワットの消費電力が削減され、全国で475トンのCO₂削減の効果があつたと言います。この削減量は約3万3000世帯の住宅の1日の排出量に相当するそうです。公明党が提唱し、創設されたクール・アースデー、これは多くの人たちの意識改革の一端を担い、国民参加のサミットになったということもこのサミットでの成果だと思えます。環境問題の取り組みは喫緊の課税、切迫した問題であるとの認識が大きく広がったと思われま。

そこで2点、1点目、ハイブリットカー等の低公害車導入について伺います。15年も前から福生市議会では諸先輩議員がこの問題を取り上げ、具体的に訴えられてきました。環境問題への意識が高い福生市は、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の一部として公用自動車を順次低公害車に入れ替えてこられたと思えます。

市内を走る公用車は時々目についておりますが、公用車にエタノール自動車ですとか、ハイブリットカーですとか、電気自動車などのステッカーを目にすることは今はないようです。特段の取り組みが行われているように市民には伝わりにくい状況があると思えます。

環境危機がさげられる昨今、環境行政に積極的な行動をとることに市民の皆さんの異論はないと思われま。

ティバルで展示されました電気自動車にも試乗いたしました。こちらでも日常の業務に使用できる実用の域に技術水準が十分達しているように感じられました。先日、8月30日の毎日新聞には1回の充填で830キロ走ることができる、水素と酸素で走る燃料電池車が環境省にリースされるとのニュースもありました。

ハイブリットカー等の低公害車導入について、福生市のこれまでの取り組みと成果を、それとこれからを伺いたいと思います。

2点目、エコライトハウス事業について、福生市は環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に選定され、地域発の創意工夫と、幅広い主体の参加による「福生スクラム・マイナス50%協議会」を中心にエコライトハウスに取り組んできました。エコライトハウス事業は、環境保全をばねにしたまちづくりの成功例を広く発信し、環境と経済の好循環を生み出していくことを目的とされたと思います。これまでの取り組みと成果を伺います。

2項目目、防災行政について伺います。

2008年度版防災白書によると、大規模地震に対して関心や不安があると答えた人は9割以上に上り、地震などの災害に対する国民の関心は高いものの、それが防災行動には結びついていない点を指摘しています。内閣府の調査では、地震に備えて家具などを固定している人は全体の24.3%しかしない。防災は公助に加え自助、共助が組み合わさってより実効性を上げることが求められます。

防災月間の9月は、防災意識を高め、具体的な防災行動に結びつける月にしていく必要を感じます。中でも地域防災力の向上が急務であります。8月31日に実施されました防災訓練では、新たに災害図上訓練「DIG」も行われ、地域が助け合う体制づくりには情報の共有が重要であること、地域防災力の向上には地域の防災活動と、住民や企業との接点をふやしたり、お互いに顔の見える地域社会をつくること、市民一人一人が最低限の防災の備えは自分でしなければならないことを作業の中で私も実感することができました。

「天災は忘れたころにやってくる」という言葉がありますが、今の日本では天災は忘れないうちにやってくると言い替えなくてはなりません。13年前の阪神・淡路大震災から新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、そしてことしになって隣国中国では四川大地震、6月14日の岩手・宮城内陸地震、そして7月24日には岩手県沿岸北部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生するなど記憶が鮮明なうちに相次いで地震が発生し、遭遇しています。

行政や政治にかかわる我々は、臨場感を持って災害に強いまちづくりに取り組み、安全安心の社会の具体化に全力を尽くさなければなりません。最近までこの福生の地は比較的地震に強いという安泰節を私は聞いたことがあります。私自身も含め気は緩みがちでしたが、多摩地域を震源とする地震もつい先ごろ発生しております。改めて気を引き締め直さなくてはなりません。

公明会派からは、原田議員よりも包括的な防災行政について質問がありますので、私は3点、災害時の避難路確保について、耐震シェルターについて、家電製品等によ

る火災注意喚起についてを伺います。

1点目、災害時の避難路確保についてですが、福生市民には防災マップが配布され、避難所と緊急輸送路が示されています。実際に災害が発生した際、この緊急輸送道路が建築物の倒壊等でふさがれては困ります。建築基準法、昭和56年の改正以前に建築された沿道の建築物の耐震診断や耐震改修は行われているのか、避難路沿道の住人や事業者には避難路や緊急輸送路の災害時の機能を周知、十分できているのかを伺います。

2点目、耐震シェルターについて。耐震シェルターにつきましては、市政の取り組みを伺うに当たり、現在の昭和56年以前の建物の耐震診断と耐震工事の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

耐震シェルターは、耐震診断及び耐震工事の進捗が思ったように進まない中で、東京都が命だけでも守りたいと2007年の7月、新潟県中越沖地震を教訓に本年度より、地震で住宅が倒壊しても命だけは守れる装置ということで、耐震シェルターへの助成をスタートさせているものです。

都は区市町村が耐震シェルターの設置費用に対する助成制度を創設した場合に、1件当たり7万5000円を上限として経費の一部を補助するようです。区部や府中市、八王子市は本年より助成を始めたようですが、福生市としてはどう取り組むのかお聞かせください。

3点目、家電製品等による火災注意喚起について。近年の火災に家電製品が原因となるものが見られます。そのための注意喚起について、経済産業省の製品安全ガイドのホームページにも「長年使用の家電製品に御注意ください」との案内が出ています。

福生市で発生している火災の原因における家電製品等が関連したものというのはどのぐらいの件数起こっているのか、その件数と割合を伺いたいと思います。

大きな3項目目、地上デジタル放送移行について。2011年7月24日をもってアナログ放送は終了します。既に地上デジタル放送が開始されていますが、問題はこれから3年間でアナログ放送の停止までに全世帯に対してデジタル化を進めなければならないということです。

そこで、市として対応する必要がある範囲と計画について質問します。現在のアナログ放送でも所によってはビル陰などで受信障害のエリアがあり、そのための対応が整備されています。地上デジタル放送でも電波障害の原因となる建物が公共施設の場合、対応する必要がありますが、現在計画されている電波障害対応との計画と予算について伺います。また、既に対応を初めていればその進捗状況も伺いたいと思います。市としての地上デジタル放送対応の受信施設、準備を必要とする公共施設、教育施設、公営住宅等の対応内容、見込まれる予算と実施完了時期についてもお伺いしたいと思います。

4項目目、福生市まちづくり景観基本計画について。福生まちづくり景観会議から提案された市民プランの内容を踏まえて、福生市まちづくり景観基本計画が策定されています。福生まちづくり景観会議では、活発に会議を継続して行ってきており、景

観フォーラム等も既に4回開催、本年の景観フォーラムに私が参加しました感想は、基本理念から具体的な提案まで既にでき上がってきているように見えました。こちらの計画の進捗状況について伺います。

5項目目、高齢者緊急通報システムについて。東京都の高齢者緊急通報システムにはペンダント型の無線発報機があり、実際にお一人暮らしの方がベットから転落し、通報、救助した例も見ております。この方は以前にベットから落ち、近所の方に発見されるまでに6時間以上も床に放置されていたということから、周りの方が心配をして、ぜひこの緊急通報システムを設置しようということになりまして設置したそうです。実際に役に立ち、大変ありがたいシステムだとおっしゃっていました。

一方、先日市内のシルバーピアでお風呂場で仰向けに倒れてしまった方が自力で起き上がれず、12時間後生活協力員に発見され、病院に搬送された例がありました。シルバーピアには生活協力員が配置され、各部屋に通報ボタンが、部屋とトイレ、浴室に設置されています。ナースコールのような形状のボタンも居室にあります。線が短く、近くにいないとこれは押せません。転倒した方はお風呂場のボタンに手が届きませんでした。12時間ということですが、12時間水が流れないことで通報されるシルバーピアのシステムのおかげで生活協力員が駆けつけることができ、発見されました。

この件を見て感じるのですが、シルバーピアにお住まいの方で、転倒すると自力で通報できないような、そういう方が、その方に限らず何人かいらっしゃるのではないかと、またもっといるかもしれませんけれども、心当たりがあります。また、そのような方はふえているように思われます。このペンダント型の無線発報機もシルバーピアでは同時に設置できないものかお伺いしたいと思います。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 堀議員さんの御質問にお答えいたします。

環境行政についての1点目、ハイブリットカー等の低公害車導入についてでございますが、市では車両の買い替えについては、福生市環境物品等の調達に関する基本方針、いわゆるグリーン購入基本方針に基づき予算編成方針で低公害車とすると定めておりまして、順次低公害車に買い替えております。

具体的な取り組みでございますが、市では平成14年度から低公害車を導入しておりまして、現時点の低公害車の合計は33台となっております。これは車両保有台数82台の約40%の導入率でございます。残り60%は平成13年以前に購入した車両でございます。

82台の内訳でございますが、軽自動車の保有台数27台のうち18台が低公害車、普通車46台のうち6台が低公害車となっております。ディーゼル車につきましては給食センターの配送車やリサイクルセンターのコンテナ社、施設工事課等のダンプカー、起震車など9台でございますが、すべて低公害車である天然ガスに変更したところでございます。

なお、今後の取り組みでございますが、従来は価格的にかなり割高であったハイブリットカーなどの導入も視野に入りたいと考えております。また、公用車の集中管理に伴い効率的な運用が可能となったため、公用車を削減する、あるいはCO₂削減のために車を使わずに自転車の利用をふやすなど公用車の利用の仕方についての検討もしているところでございます。

次に、2点目のエコライトハウス事業の成果と今後の取り組みについてでございますが、福生市では市民、事業者、商工会との協働で、平成18年度に地域からの地球温暖化対策を進めるため「福生スクラム・マイナス50%協議会」を設立いたしました。協議会では環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に応募いたしまして、福生スクラム・マイナス50%事業といたしまして、平成18年度から3カ年事業として採択されております。このモデル事業は3年間で交付金、委託金合わせて約1億円の規模の事業でございます。

このモデル事業は、大きく分けて環境家計簿のソフト開発、省エネアドバイザー養成講座、講演会などを行うソフト事業と、省エネ住宅や省エネ事業所の普及を目指すハード事業がございます。ハード事業はエコライトハウス事業と位置づけているところでございます。

このエコライトハウス事業は、環境省からの交付金を活用し、省エネ住宅などへの改修を促進しようとするもので、平成19年度には一般住宅3戸を高断熱住宅へ改修するとともに、省エネ機器や新エネ機器の導入を行いました。また市内の食品製造メーカーでは、重油ボイラーを天然ガスコージェネレーションシステムに、また医療福祉施設では石油ボイラーを太陽熱温水器に変更し、それぞれ二酸化炭素の排出量の削減を行ってまいりました。

今後のエコライトハウス事業でございますが、今年度一般住宅エコライトハウス2戸や、福祉センターに太陽熱温水器の導入を計画しているところでございます。それぞれが地球温暖化の防止に貢献していただくとともに、地域に広げていくことがこの事業の大きな目標となっております。地球温暖化が大きな課題になっておりますが、エコライトハウスを普及することで地球温暖化対策に貢献できればと考えております。

次に、防災行政についての1点目、災害時の避難路確保につきましては、本年6月に岩手・宮城内陸地震が発生した以降も小規模な地震が各地で発生しており、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあることから、災害に強いまちづくりへの必要性を強く感じているところでございます。

現在、福生市防災マップによりますと、緊急輸送道路は市内全域の国道、都道、市道におきまして約20キロメートルございます。この道路は災害時に規制を行う道路として広域的な避難や救急、消防活動の道路として指定されております。

当市では、平成18年度制定の福生市耐震促進計画におきまして「地震発生時の閉塞を防ぐべき道路」の指定に向けた調査、検討をすることとしております。さらに、東京都耐震改修促進計画に定められた緊急輸送道路沿道の建築物の耐震改修への助成制度を活用し、当市の木造住宅の耐震化促進制度と合わせて、避難路確保へ向けて都

と連携し、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震構造確保を検討していきたいと考えております。

また、御質問の避難路確保での市民との協力体制につきましては、全戸配布の福生市防災マップでの周知や、各種イベントや講座、広報等の啓発活動を通じて市民意識の高揚を図っているところでございます。

昭和56年以前に建築された建物の耐震診断と耐震工事の進捗状況につきましては、既に実施しております福生市木造住宅耐震診断及び改修助成金交付制度により昭和56年以前の木造建築物の耐震化を目指しているところでございます。その耐震診断件数は、平成19年度末で3件と少数ではありますが、各種イベントや講座、広報等の啓発活動を通し耐震化の促進を図っているところでございます。

2点目の耐震シェルター設置の助成につきましては、地震時に迅速な避難が困難である高齢者等の安全確保を促進することを目的といたしまして、本年度に制定された東京都の制度でございます。東京都耐震シェルター等設置支援事業要綱によりまして補助事業を実施する区市町村を対象とするものでございます。市といたしましては、まずは耐震補強の本旨である既存住宅の耐震化に専念したく考えておりまして、この耐震シェルターの実施につきましては、他市の動向を見つつ、判断していきたいと考えております。

次に、3点目の家電製品等による火災注意喚起についてでございますが、今年度、経済産業省から「長年御使用の家電製品にこんな症状が出ていませんか」というちらしの配布依頼がありまして、4月に町会・自治会の回覧板による啓発をさせていただいたところでございます。

家電製品が関連する火災の件数でございますが、福生消防署によると、福生市では18年中は全火災件数32件に対して3件、19年中は全火災件数45件に対し3件と1割弱で家電製品が原因となっております。詳細についてはコンセントが2件、クッキングヒーター、電気コンロ、白熱電球、電話機がそれぞれ1件ずつでございます。今後も消防署と連携して市民の皆様に対して注意喚起の啓発を行いたいと考えております。

次に、地上デジタル放送移行についてでございますが、テレビ放送についてはデジタルへの移行が進展しつつあり、平成23年7月にはアナログ電波の送信が停止されることになっております。アナログ放送では、電波の反射によって画像が2重3重になるゴースト現象という受信障害が発生いたしますが、デジタル放送では不用な信号を除去して鮮明な画像を得ることが出来ますので、建物等の反射によるゴースト障害はかなり減少すると期待されているところでございます。

総務省の調査によれば、福生市は全域が東京タワーからの電波の受信可能エリアになっているとのことですが、ビル陰の直近の場合などで電波そのものが微弱な場所においては、依然として受信できないことが予想されます。

そこで、最初の御質問の市の公共施設が原因となっている受信障害の対策でございますが、現在までにアナログ電波の受信障害対策を行った施設は市役所本庁舎、市営

住宅、第一小学校、市営野球場、市民会館、福生地域体育館、熊川地域体育館、武蔵野台児童館でございます。

現在運用しておりますこれらの施設は、共同アンテナにより受信しているものと、ケーブルテレビを引き込んで対応しているものがありますが、今までのところデジタル放送に対応する改修は行っておりません。

現在、地上デジタルの電波は東京タワーからの送信となっておりますが、平成21年には八王子に中継アンテナの設置が計画されております。福生市の場合、八王子からの中継電波も受信可能となる見込みであり、現在東京タワー方向がビル陰となっている住宅についても、八王子からの電波は直接受信できるようになると予測しているところでございます。

このような状況でございますので、市が原因となる受信障害につきましては、平成21年度中に八王子中継局の電波状況等を見極めながら、各施設周辺の受信点での状況調査を実施し、依然として受信障害が発生している場合には、平成22年12月までに必要な改修工事等の対策を完了するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市の管理する公共施設、教育施設、公営住宅等での地上デジタル対応についてお答えいたします。公共施設の主なものといたしましては、市役所の庁舎を初めとして小・中学校、市営住宅、体育館、図書館、公民館、児童館、地域会館などがございます。各施設では屋上にアンテナを立てて屋内に同軸ケーブルを引いて受信を行っておりますが、これらの設備についても一般家庭と同様にデジタル放送受信対策として設備の改修の必要が生じてまいります。現段階では全体としてどのような工事、機器の交換が必要となるか把握しきれておりません。今後、各施設の設備について現状調査を行った上でどのような改修が必要となるか、早急に計画、予算化をしてまいりたいと存じます。

また、総務省からはすべての公共施設におけるデジタル化改修と、公共施設が原因となる受信障害のデジタル対応を平成22年12月末までに完了するため、計画的に取り組むように通知も受けているところでございます。テレビ放送のデジタル化、アナログ電波の停止という大変革に際しまして、福生市の関連する施設において受信ができないような対応の遅れ、利用者、市民の方々に不利益が生じないように取り組んでまいります。

次に、福生市まちづくり景観基本計画の進捗状況についてでございますが、平成13年度から始まった行政と市民の皆様との意見交換会「一緒に話そうまちづくりフォーラム」を通じて、福生というちは小さいけれども多くの特色を持っており、磨かれていない部分があるという思いが、平成16年度からスタートした福生まちづくり景観会議に受け継がれております。そして景観市民プランを提案し、福生まちづくり景観基本計画や、まちづくり景観条例の制定に大きく寄与したところでございます。

福生まちづくり景観会議は、景観条例制定後、条例で位置づけられたまちづくり景観推進連絡会と変更しておりますが、現在でも水の景観や歴史的景観、道の景観につ

いての例会を月に1度開催しております。この連絡会は一貫して良好な景観形成の実現に向けて、市民の皆様や事業者と市が協働した積極的な景観づくりを推し進めております。

また、毎年2月に実施されます景観フォーラムは、この市民の皆様のお考えを公表する大事な機会でございます。本年2月に行った第4回景観フォーラムでは玉川上水沿いの遊歩道の確保や道路のバリアフリー化、道路の両側歩行空間の確保等の歩行者中心のまちづくりへ向けた貴重な提案がなされました。

平成18年度のまちづくり三法の見直しに伴う中心市街地活性化法の改正で「歩いて暮らせるまちづくり」を市街地活性化の大きな要素として上げております。福生まちづくり景観基本計画書で提案している「みんなが外に出て歩きたくなる福生にしよう」とはこの考え方の延長線上にございます。結果といたしまして、福生市の景観行政は着実に良好な景観形成に向かって進んでいると考えております。これからも多くの市民の方々に基本計画にある「福生人」として参加をしていただきまして、市民の皆様が主役となったまちづくりを実現していきたいと考えております。いずれにいたしましても、息の長い活動になると考えております。

次に、高齢者緊急通報システムについてでございますが、シルバーピア住宅につきましては、居住者の非常時に対応するため各居室に緊急通報システムが設置されております。居住者の安心の糧となっております。現状の標準的な設置機器は、トイレや風呂などの壁に設置したボタンを押すタイプと、居間などに設置されたコード延長型のナースコール型の2種類が設置されております。

異常事態の発生時における居住者からの通報は、生活協力員さんや在宅介護支援センターへの異常を知らせ、緊急対応を行う方法でございます。現状では一般的な緊急事案への対応は可能と認識をしておりますが、御指摘のように特異な事案によっては対応できない場合も想定されます。

そこで、現行の高齢者施策にございます緊急通報システム、いわゆる首からかけるペンダント型の無線発報器の併用が制度的には考えられませんが、実際上いささか重複したサービスとなり、効率性の面で疑問を感じるところでございます。

このようなことから、今後の対応策といたしましては、個別事案の必要性を判断しながらシルバーピア施設内の緊急通報システムの改良、例えば必要に応じてナースコール型のコードを延長するなど簡易な方法での改良、改善ができないかを考えてまいりたいと存じます。

また、緊急事態が発生しやすい心臓疾患や脳疾患の心配のある方には、みずから生活協力員さんなどへの健康情報の提供や相談をしていただくことも大事なことでございまして、こうしたことを居住者へ啓発していく必要もあると考えております。市といたしましても、今後もさまざまな方法によりまして高齢者の安心生活の確保に努めてまいります。

以上で堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（堀雄一郎君） さまざま前向きな、詳細にわたる答弁をいただきましてあり

がとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

1項目目の環境行政につきましての1点目、ハイブリットカー等の導入につきまして、この答弁の中で車を使わずに自転車の利用をふやすとまで答えてくださりまして、ハイブリットカーよりももっと市は意識が高いということも示していただきましてまことにありがとうございます。そこが究極のエコだと思います。

また、答弁にもございましたが、特に普通車は低公害車はあえていえばまだ少ないということもございましたし、車の集中管理が進んでいるということもございまして、今後はそのハイブリットカーの購入につきましても選択肢になりやすくなってきたというようなお話もありましたので、この点も時期としてよいのではないかと思います、この点をお聞きしております。

給食センターの配送車やリサイクルセンターのコンテナ車、施設工事課のダンプ等は天然ガス車をもう既に使われているということですが、これは私、あまりこれが普段から走り回っているのをよく見ている機会がないせいもあると思うのですけれども、そのような表示というものもされているのかどうか。また、これは通常の車ではないということで、低公害車、特に天然ガスとなると普通の低公害車よりもさらに1ランク上の環境対策だと思いますので、この点も表示してあるのかどうか。また、今後例えばこのハイブリットカー等を導入していった中では、そのような表示をぜひしていただきたいなというふうに思いますが、この点についてもお聞きしたいと思っております。

具体的にこのハイブリットカー、これまでは高かったのですけれども、現在は230万円程度、これでも高いと思いますが、今の普通車は130万円程度で購入をされると、こういう中で230万円、100万円もの価格差をどうするのかという問題も大事なことだと思います。ところが、先ほど自転車というお話もありましたので、すぐに2台を1台にすることもできるのではないかと。次の購入はどんどん減らして、2台を1台にすればどんどんハイブリットカーにもしていけると、そういう考え方も成り立つのではないかと、集中管理と合わせて、相まってそういう考え方にもなってくるのかなと思いました。

2点目のエコライトハウス事業につきましてですけれども、一般住宅向けの件数はやや少ないようですが、事業者向けの省エネ機器、新エネ機器の導入も行われまして、幅広く、ハード面だけでなくソフト面での成果も出ている様子が広報紙等で私も読ませていただいてわかります。

エコライトハウスのエコは人の生活と自然との調和、ライトハウスは灯台との意味ということで、地域の灯台の役割を担っていただき、省エネ住宅を普及しようとする事業ともこのエコライトハウスはなっているということで、この取り組みはこれからもまだ進めていただけたと思いますけれども、今後も、これからの広報についてや、また省エネ住宅の普及に役立てていただきたいというふうに思います。

3年間の事業ということで、このモデル事業をベースとしまして、また今後の方向性という検討にも入っていかれる時期に入るのでないかと思います、ここで6月

27日に内閣府が「経済財政改革の基本方針2008」というのを閣議決定しました。先ほども申しましたけれども、福田総理の辞任会見が影響を及ぼす心配はこれに関してはないのではないかと思いますので、この中でオフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制措置を充実していくと、特に太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等、また税制のグリーン化を進める。特に太陽光発電につきましては世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍の導入量を目標とすると方針を示してあります。

また、この決定に先駆けて「低炭素社会日本」ということで記者発表が行われ、具体的にこの話を進めるということは、既にある日本の先進的な技術を活用するというところで、新車販売のうち2台に1台の割合で新世代、次世代の自動車を導入する。2台に1台ということですから、相当な勢いでそういったものを導入していこうと、こういう目標を達成していこうと。また、最近まで日本のお家芸であった太陽光発電、現在はドイツに抜かれてしまいましたが、太陽光発電も世界一を奪還するためには導入量を2020年までに現在の10倍ということでも今ありましたけれども、これは具体的にどういうことかといいますと、新築住宅の7割以上が太陽光発電を採用するという計算をしないといけないということでしたので、相当な形でこの太陽光発電に関してはこれから打ち出し、実際に施策が出されるのではないかと思います。

福生市でも環境行政に積極的に取り組みを続けていくと思いますので、今ありました太陽光発電の取り組みにつきましては、ぜひこの普及に積極的にかかわって、今後でも取り組んでいただきたいと考えます。明年以降の計画はどのように現在お考えでしょうか。

そして、2項目目の防災行政についての質問ですが、災害路の避難路確保につきまして、東京都との連携で緊急輸送路の沿道建築物の耐震構造の確保を進めていきたいとのことですが、どのような耐震化促進の連携なのか、少し詳しくお伺いしたいと思います。

また、当市には2357人、最新の市の方の発表ですと——の外国人が居住しております。この外国人の方の災害時の初期対応につきましては、どのようにしたらいいのかが伝わっているのかどうかですね、この点。この外国人の中には地震そのものを経験が全くないような国の方ももしかしたらいるのではないかと、この方たちは防災意識ということについても基礎知識ぐらいは持っていただかないと心配です。その災害時には市民と一緒に危機を乗り越えなくてはならないので、この点についてのインフォメーションはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

2点目の耐震シェルターについてですけれども、まず当市では既存住宅の耐震化に専念するということがありますが、耐震化の対象は少なく見積もっても相当、全部をいうと3000とか、その中で自然に減少ということを見込んでも1300ぐらいはやる必要があるのではないかと思います。19年度は3件と随分診断実績は少ないようです。これでは自然になくなっていくのを待っているのと同様に近いようなこともありまして、実際に市が実施している木造耐震化の啓発活動は現在どうなっているのか

をお聞きしたいと思います。

阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の84%は家屋の倒壊による圧死ということが報告されました。ですので、もう最初の一揺れで圧死というのが最大の死因だったということで、家屋全体を構造的に耐震化する工法というのは、今のような中ではなかなか進まないということもあって、この耐震シェルターですとか出てきたようです。

この建物内部に設置する木質の耐震シェルターは、いろいろな形があるようなのですけれども、木質耐震シェルターの場合、既存の木造住宅に工期わずか2日程度ででき、内部にはシングルベッド2台ほどが設置できる、そういうスペースを確保できると、4畳半ぐらいのものは2日でできるということです。また、ベッドの周りにアーチ型の鉄骨でそのような骨組みみたいなものをつくって、防災ベッドという形の耐震シェルターというのもあり、構造的な工事よりも安価になっているようです。耐震シェルターの助成補助制度の対象となるのは、先ほどの1981年以前に建てられた木造住宅に住む高齢者、65歳以上のみの世帯、または障害者のみの世帯、かつ年間所得が200万円以下の世帯と限定はされておりますが、都が区市町村と連携したということでやる中で、どのようにするのは市で自由に決められるようで、いろいろなパターンがつくられているようです。

都がこの補助制度を創設したきっかけについてということですが、先ほども少し触れましたが、新潟県の中越沖地震、死亡者のほとんどは建物の倒壊の下敷きと、倒壊した住宅、主にこれを見ますと古い瓦屋根の木造住宅だったとのこと。高齢者は古い住宅に住んでいることが多く、経済的にも余裕のない世帯が多く、すぐ逃げられない人もいます。本来建物そのものを補強してもらいたいけれども、多額の費用がかかりなかなか進まない中で、これは事前の策であるが、命だけでも守れるように耐震シェルター設置費用への助成を進めるべきだと判断したというのは、都建築防災課はそのように判断したと答えているというふうに、これは8月2日の公明新聞の記事で私は読みました。

他市の動向を見ての判断ということも今ございましたが、この耐震シェルター、実態ということで考えると有効ではないかと思ひ質問させていただきました。当市でも耐震診断がなかなか進んでいないようですので、積極的に取り組むべきではないかと思ひます。それでもう少し詳しいことを、耐震診断、耐震シェルターについての現状で市としてはどう考えるのかについて、もう少し踏み込んだ形でのお答えをいただけないかと思ひまして、もう1回質問させてください。

3点目、家電製品等による火災注意喚起についてですが、8月29日にも経済産業省より消費生活用製品の重大製品事故にかかる公表が行われました。特に、今回は扇風機に関する重大製品事故が多数発生しており、重大製品事故報告の公表制度が開かれた19年5月以降これまでの事故報告件数は51件と、いずれも火災ということで、中に2名の方が亡くなられたという報告がありました。

長年使用の扇風機は、熱、湿気、ほこりなどの影響により内部部品が劣化し、発煙、

発火の恐れがあるそうです。そこで使用中にスイッチを入れてもファンが回らないですとか、ファンが回っても異常に回転が遅かったり不規則であるとか、回転するときには異常な音や振動がする。またはモーター部分が異常に暑かったり、こげたにおいがする。また電源コードが折れ曲がったり、破損していると。電源コードに触れるとファンが回ったり回らなかつたり、こういうことに当てはまる場合は製品の使用を中止し、使用する場合はメーカーや販売店に相談するようという注意喚起情報が出されております。

これらの使用状況は、調べますと製造後30年以上、長期間使っているものが多いようで、30年以上前といいますと、つくりもシンプルで、逆に長く壊れないで使えているというケースもあつたりして、特にこういったものを御利用になられているのは30年以上前に購入した方ということで、さまざまに呼びかけをしていく必要があるというふうにも思います。

既に福生市はこの呼びかけにも、1回目の呼びかけに応じて、4月には町会への回覧が済んでいるということですが、電化製品はふえ続ける一方と思われまので、我々市民にとって電化製品の注意する点、その点が認知されるまで、繰り返し浸透するまで広報していく必要があると思います。今後の広報計画などはどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

3項目目、地上デジタル放送移行についてですが、地上デジタル放送の受信対策はまだこれからのようですけれども、デジタル放送が受信できる液晶テレビ、こちらの方もオリンピックを前に32型でも10万円を切るという形になったりということで、さらに、それより小さいものはかなり手ごろな値段になってきているようです。また、今買いに行くと地上波デジタルが受信できないテレビというのはほとんど売っていないと思います。

そういう中で、一戸建ての個人住宅は個人でデジタル放送に対応すればよいのですが、集合住宅の場合には管理者が対策を終了するまでデジタル放送の受信ができません。都営住宅につきましては対応を終えているようなところが多く見られるので、終えているのかと思いますが、市営住宅はまだ対応されていないようなので、これからどのように対応するのか、予定をされているのかをお聞きしたいと思います。

4項目目、福生市まちづくり景観基本計画につきまして、みんなが外に出て歩きたくなる福生にしようという理念は町の活性化に合致する、歩いて暮らせるまちづくり、こういった考え方は非常によいものだと思います。

景観フォーラムで発表されている具体的な提案には、玉川上水沿いの遊歩道の確保も一部実現可能な提案が含まれておりました。これは多くの市民から実現が待たれているような内容も含まれているようです。実際の実施計画の方はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

5項目目、高齢者緊急通報システムについて。確かにペンダント型の無線発報機を追加するためだけに東京都の緊急通報システム、二重にシルバーピアに設置していただくというのは、これは避けるべきではないかなというふうに思います。

ですので、先ほどありましたコードの延長ということも考えたいと、そういうことでも大変使う必要がある方にとってはありがたいことだと思います。また、協力員さんにも注意して見てもらうように心がけてもらうとか、または住んでいる方にみずから声をかけてもらうと、そういうことがまずは本当は大事なのだろうなというふうにも答弁の中をお聞きして思いました。

実際に在宅での介護中心の施策が国でも進められている以上、転倒して自力で起き上がれないような方は今後もふえるということが予想されます。先ほど申し上げました事例は実際にあった事例ですので、シルバーピアの管理というか、シルバーピアの仕様を決めている、都ですとか国ですとかなのかもしれないのですが、こちらの方にこのような事態、事例も発生していると、また今後無線発報機というのも一緒に設置する必要があるのではないかという声があるということをお聞きしたいのですけれども、この点はいかがでしょう。この点をお聞きしたいと思います。

以上、私の再質問とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 5時20分まで休憩といたします。

午後5時10分 休憩

~~~~~

午後5時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、環境行政についての低公害車の導入に関しまして、天然ガスを使用している旨の車両への掲示についてでございますが、現状では9台の天然ガス車を所有をいたしておりますが、このうちの6台の車両に「CNG」と表記した小さなステッカーを添付をしております。また残りの3台につきましては表示がないような状況でございます。

このように天然ガス車への積極的な導入を図っておりますが、導入したことの表示について車両への表示が、掲示が目立たなかったり、また掲載の有無等不統一な状況がございます。こういった低公害車の導入につきましては、私ども地方自治体が率先をして導入をしていくべきであり、またそのことを広く市民の皆様にも周知をしていくべきだとも、そのように思っております。

したがって、現有の車両につきましてはできる方法で、例えばカッティングシールのようなもので目立つような形で、統一的に車両に掲示をして積極的な啓発を図ってまいりたいと、そのように考えております。また、今後導入をしていく低公害車につきましては、当然のことといたしまして車両への表示による啓発を図ってまいります。

続きまして、防災行政につきまして、外国人の方に対する地震時の対応等の案内でございますけれども、市内にお住まいの外国人の方が安心をして生活をしていただけるよう、ガイドブックとして外国人のための生活便利帳を作成をいたしております。この便利帳につきましては5カ国語での表記となっております。その中の防災の欄

に地震の備え、それと地震が発生したら、それに地震時伝言ダイヤル、また市内の避難場所を掲載をしております、外国の方が来庁されたときに総合窓口課で配付をいたしております。

また、防災マップも5カ国語で地図の凡例を表示をいたしております、外国人の方にもわかりやすくなっております。このマップにつきましては全戸配布をいたしております、転入をされてきた際に総合窓口課で外国人の方へも配付をいたしておりますので、普段から見やすい場所に置いて、もしものときの対応に役立てていただければと、そのように思っております。

なお、いかに外国人の方にとって理解しやすい、やさしい表現による伝言としていくかといったことが重要でございますので、今後この生活便利帳を中心にわかりやすい表現としていくようさらなる充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、家電製品等による火災の注意喚起についてでございますけれども、このことにつきましては、やはり市民の皆様にご注意喚起を促し、そのことによる危険性について十分に認識をしていただくことが極めて重要なことでございます。

いたが、いまして、今後季節も変わって暖房器具等の使用機会も増加をしてまいりますので、定期的な広報紙での周知、あるいは通商産業省からのちらしの配布のさらなる徹底等によりまして啓発活動の充実を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 私からは環境行政のエコライトハウス事業の来年度以降の計画でございますが、7月に開催されました洞爺湖サミットを初め地球温暖化対策が世界的な話題となっております。国におきましても関係省庁の来年度の概算要求で地球温暖化対策の費用が増額されていると聞いております。秋になりますと具体的なメニューが出てくると思っておりますので、それに対応していきたいと思っております。

太陽光発電の普及を含む地球温暖化対策につきましては、現在福生市では「福生スクラム・マイナス50%協議会」が中心となりまして、地域からの地球温暖化対策を行っております。

今後も継続していく予定でございますので、今後の事業につきましてはこの協議会での検討を行い、国のメニューの中で福生市にとって適したものを考えていきたいというふうに考えております。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは防災行政についてでございます、避難路確保に向けた都との連携ということでございますが、東京都は地震発生時に緊急輸送道路が有効に機能する目的で、総延長約1970キロメートルの緊急輸送道路を指定しております。

東京都では、緊急輸送道路の沿道建築物に対する耐震化を「10年後の東京」として平成27年完成を目標に進めているところでございます。既に都区内の3路線、全長で約38キロメートルにつきましてモデル路線として耐震化促進を進めております。先日開催されました東京都耐震改修促進行政連絡協議会の会議では、各市長村の緊急

輸送道路の昭和56年以前の木造建物のカルテを作成するための協力依頼がございましたので、作成に向けて調整をしているところでございます。なお、福生市内では約20キロメートルの緊急輸送道路がございます。

次に、2点目のシェルターについてでございますが、初めに市が実施している木造の耐震化の啓発活動の内容でございますが、現在、地震時には市民の安全を図るため、最大の効果を得るための昭和56年以前の木造耐震化に向けて啓発活動をしておりますが、市長答弁にありましたように、平成19年度耐震実施件数は3件と少数でございます。

そこで、戸別の啓発活動といたしましては、行政協力員会議の御協力をいただきまして町会への回覧の周知、環境フェスティバルでの耐震化の啓発、白梅会館での耐震講座や、平成19年度になりますが、防災訓練での耐震パンフレットの配布をしております。なお、耐震パンフレットにつきましては市内の主要な公共施設に備えて周知に努めております。また、広報での周知は毎月掲載しており、あわせてホームページにも掲載しております。引き続き啓発活動を実施いたしまして、1軒でも多くの耐震化を図っていきたいと考えております。

次に、シェルターについてでございますが、地震時に迅速な避難が困難な高齢者の安全確保を促進することが目的であります。設置場所は1階に限られて、床の構造等、また賃貸住宅では設置に当たりましては住宅の所有者の承諾が必要になるなど近隣市では府中市が実施済みであります。現時点では申請がないとのことでございます。また、八王子市でも今年度実施する予定でございますが、本市といたしましては、耐震化が進まない中で大変有効な施策と考えておりますが、まずは、市長答弁にもございましたとおり、既存住宅の耐震補強を重点的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

次に、地上デジタルの放送移行についてでございますが、地上デジタル放送の、集合住宅ということで市営住宅に関連しますので、市営住宅の対応についてお答えいたします。

初めに、受信対策で集合住宅のデジタル化に伴う管理区分と申しますか、範囲区分でございますが、集合住宅の場合、アンテナから各部屋のアンテナ用コンセントまでは管理者の責任で整備することになります。アンテナ用コンセントから以降、デジタル対応テレビの購入や取付作業等は居住者本人の責任となります。

したがって、市営住宅の管理者といたしましては、福生市が行う改修内容といたしましてはアンテナの交換、屋内ケーブル、増幅器、分配機等の交換工事となります。規模といたしましては第2市営住宅、第3市営住宅、第4市営住宅の計13棟、243戸を対象予定としております。

都営住宅では、先ほど議員さんが御指摘のように平成18年、19年、20年の3年間で全戸の対策を完了する計画で実施中とのこと、対策が進んでいるようでございますが、市営住宅につきましても今後内容の精査をいたしまして、来年度以降の計画に盛り込み、実施していきたいと考えております。

もう一つは、4項目目でございますが、福生まちづくり景観基本計画についての実施計画が具体化する事業があるかということでございますが、現時点では実施計画はございませんが、市民の集まりであります福生まちづくり景観推進連絡会では「歩いて暮らせるまちづくり」を目標に定例の話し合いを重ねております。景観連絡会の市民の皆様に対し、日々の取り組みには大変感謝をいたしております。その連絡会の提案で小規模な段差の解消や階段のスロープなど維持管理面の一環で既に実施できるところから整備しております。

また、現在の取り組みといたしましては市内の具体的な生活道路を選んで、ワークショップを行い、地元具体的な提案をするため出前講座等の啓発活動を実施する計画となっております。今後はこの提案を具体化するため実施計画の作成を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは最後の高齢者の緊急通報システムに関係いたしましてシルバーピアの緊急通報システムの基準の改善という要望かと思いますが、国や東京都へというお話でございます。

機会をとらえまして担当の課長会や部長会、あるいは市長会を通じまして要望させていただければと思っております。ただ、これは所管は国の国土交通省になるのだらうと思っておりますが、したがって、東京都から国に働きかけ、要請をしていただくと、そんなような形で要望になるのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

○6番（堀雄一郎君） さまざま答弁いただきましてありがとうございます。1点だけ再々質問させていただく点がございましたので、要望の前にさせていただきたいと思えます。

今、お話の中にありました耐震シェルターのことなのですけれども、防災行政についての2点目ですね。この耐震シェルターにつきましては、耐震化工事ということがまずあって、それをしっかりやっつけていかなければいけないということで、そちらの方に専念するという事は先ほども答弁がありましたし、また今もまずはそちらからと、他市の動向を見てということですが、これにつきましてはやはり耐震化工事ができないうちにでも、具体的に倒壊による圧死を避ける方法が今回示されるようになったということで、これまでの流れとはまた別の流れが一つ出てきたのだということで、耐震化工事と一体に考えるとどっちから手をつけたらいいのかということになるのですけれども、福祉だったり、あるいは安全安心だったりとか、ちょっとさまざまな角度でこれはもう少し見ていただけないのかなと。そういう角度で見れば、私は実際に地震が起こって、あそこの家に行ったらやはりだめだったというのではちょっと寂しいというか、そういうことがあってはいけないということで、こういう制度を活用したらどうかということで都としても手をつけたということですので、その角度で、福生市にはまたそういう、さっきは瓦屋根がという話がありましたが、福生市にはそんな対象になるようなのは、心配ないですよということであれば、手をつけることもなく耐震化工事に専念するというのもいいと思うのですけれども、この辺少し幅広く検

討していただかないとどうも進みが悪いのではないかなと思ひまして、その角度での何か研究をしていただけないかというのがありまして、再々ですけれども、ここだけはちょっと質問させていただきたいと思ひます。

○企画財政部長（田中益雄君） 堀議員さんから御質問のごさひました、御指摘の耐震シェルターの関係でござひますけれども、幾つかの部署に関連するようないことでもあるようでござひますので、庁内で少し勉強させていだきたいと、そんなふうで考へておりますので、勉強し、やはりちょっと研究させていだきたいと、十分シェルターについて承知しておりませんので、その辺も含めましてそのようない形をとらせていだきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（堀雄一朗君） それでは、最後に要望を述べさせていだきます。

1項目目の環境行政につきましては、市民へのPRということに、先ほどのステッカー等、あるいはシールでも結構です。何かやっただけならば、あつ福生市はやはり意識が高いのだなとか、福生もやっっているのだなということで見ただけではないかと思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

また、エコライトハウス事業についても、成果について先ほども少し申し上げましたが、市民意識の啓発にまたこれからも役立てていくということで、3年計画のまた渦中ではありますが、周知と福生市の取り組みということでは皆さんにこれからも広くお伝えいだいて、啓発を続けていだきたいと思ひます。

また、防災行政についての要望ですが、今1点目の避難路、緊急輸送路についてです。昭和56年以前の木造建物のカルテ作成の協力依頼などという話もあったということがちょっとありましたが、東京都の方ですね。何かこういう話も、東京都も実は耐震化が進まないというのが現実として、課題としてある中で、いろいろ研究をしたいということや、協力をして何かできないかという模索もしているのではないかと思ひますので、ぜひ福生市としても同じ課題を抱えている中で協力をしていだきたいなど、そしてぜひ福生市がそういう意味では取り組みが一步先に出てくるようにお願ひしたいと思ひます。

耐震シェルターについて研究、検討をちょっとしていだきたいということについては、お答えいだきましてありがとうござひました。これは都が打ち出して、全体にこれからは皆さんやっってくださいという話が、これからも出てくるのだと思ひますが、ただこれを多分助成金、こういう条件だと出ますというだけで福生もやりましたでは、手を上げる人はやはりほとんどいませんねということていくのではないかということてをちょっと危惧してありまして、本当にターゲットを絞ったり、あるいは逆に広げたり、助成が出なくてもこういうものがあるというのを周知することも市民の一部の方には役に立つかもしれませんし、それなら自分でやるという方も、これは費用が非常に安いので、25万円とかで4畳半やりますというような業者もあるみたいですので、そういう点では少し研究をしていだいて、何か取り入れられないかぜひお願ひいたします。

3項目目の地上デジタル放送についてですが、来年度以降市営住宅もやるというこ

とで、総務省が22年の12月までにはすべて終えるようにと言っているということですから、来年度以降、22年の12月ということだと、とにかくやるということだと思ふのですけれども、お答えの中では、テレビの買い替えも進んでいますし、これからも進むと思います。

ですので、高いテレビを思い切って購入したら2年間デジタル放送を見れないというのではちょっと、それでは残念でしょうから、市民生活に直接関連があるデジタル対応の部分につきましては、早期の実施という計画になっていくように配慮していただきたいと思いますというのが要望でございます。

4項目目の福生市のまちづくり景観基本計画につきましては、何か一つずつ取りかかっていくということも今お話がございましたが、この事業を実際に事業化して見せることで、また市民の皆さんに協働ということ意識していただけたらと思いますし、またそこにさまざまな意見が集まってくる、またはそれをばねとしてまた次のまちづくりに進んでいくということもあるかと思ふます。早期に実施計画などの策定、そして事業化ということ求めていきたいと思ふます。これは要望です。

5項目目の高齢者緊急通報システムにつきましては、お伝えいただけるということで、これはまた私の方でも都議会議員ですとか国会議員に耳に入れてみたいという思いもあります。

この点、改善が進めばこれで、これはちょっと想像してみると、本当に倒れて12時間、6時間、自分が倒れて上を向いていたら本当にどれほど心細いかということをおもひまして、本当に命に及ばなければよかった、本当に発見されてよかったねということなのですけれども、本当に一刻も早く通報ができる方法が、必要な方には行き渡るような社会をつくる必要が今後も出てくるのではないかと思ふますので、こういう現場の実態というのを伝えていただくということをお願いしたいとともに、生活協力員さんにぜひ現在のシルバーピアの中で、例えばコードを長くするとかで少し助けあげれば、この人もこれが押せるとか、今押せないとか、そういうことまでも見ただけの機会があるのであれば、そういうことにもぜひ働きかけをしてもらいたいというふうに思ふます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月3日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時41分 延会

写

福総総発第 68 号

平成 20 年 8 月 26 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 回

、平成 20 年第 3 回福生市議会定例会の招集について

平成 20 年 8 月 26 日付け、福生市告示第 153 号（別紙参照）をもって、平成 20 年第 3 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 153 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年第 3 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 8 月 26 日

福生市長 加藤 育男 囀

- 1 期 日 平成 20 年 9 月 2 日
- 2 場 所 福生市議会議場

福総総発第 69 号

平成 20 年 8 月 26 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 20 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 46 号 福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 47 号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 48 号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 49 号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 50 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 6 議案第 51 号 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）
- 7 議案第 52 号 平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 議案第 53 号 平成 20 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 議案第 54 号 平成 20 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 10 議案第 55 号 平成 19 年度福生市一般会計決算認定について
- 11 議案第 56 号 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 12 議案第 57 号 平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 13 議案第 58 号 平成 19 年度福生市介護保険特別会計決算認定について

- 14 議案第 59 号 平成 19 年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 15 議案第 60 号 平成 19 年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 16 議案第 61 号 福生市民会館の指定管理者の指定について
- 17 議案第 62 号 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について

議案第 46 号

福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律
第 50 号)の改正に伴い、規定を整理したいので、本条例を改正する必要があ
る。

福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第16号)
の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

議案第 47 号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴い、個人の市民税における控除対象寄附金の拡充、公的年金からの特別徴収制度の創設など、所要の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市税賦課徴収条例(昭和30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条中「本条において同じ。)」を「この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第1号中「第42条の5」の次に「、第43条の4第1項」を加える。

第32条第3項中「第33条の8」を「第33条の9」に改める。

第33条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第33条の8第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第33条の9とする。

第33条の7中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第33条の8とし、第33条の6の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がそ

の寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を都内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めのあるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める寄附金又は金銭

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において、「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき。 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職金額」という。)を有しないとき。 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職金額を有するとき。 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額において、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第35条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除」を加え、同条第3項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第 37 条第 1 項中「第 40 条」の次に「、第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 43 条の 5」を加え、同条第 2 項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第 38 条の 2 中「第 43 条第 1 項」の次に「又は第 43 条の 6 第 1 項」を加える。

第 40 条の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同項第 1 号中「支給期間」を「支払期間」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第 4 項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第 41 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第 2 項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第 42 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第 42 条の 2 の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「特別徴収義務者に」を「特別徴収義務者は」に、「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第 43 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第 1 項中「個人の市民税」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 2 項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 43 条の 2 個人の子市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齡等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齡等年金給付をいう。以下こ

の節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第40条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
 - (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
 - (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
2. 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第40条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。
3. 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち

当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を第38条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第43条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第43条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30

日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第43条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第43条の3及び前条の規定の適用にあっては、第43条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第43条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるもの

とする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。
第46条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

第48条の3中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第7条の2第3項中「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に、「附則第7条の2第2項」を「附則第7条

の3第2項」に改め、同条を附則第7条の3とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第7条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第8条第3項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第9条第2項中「第33条の8第1項」を「第33条の8及び第33条の9第1項」に、「同項」を「第33条の8」に、「、「前2条」を「「前2条」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第1項」とする」に改める。

附則第9条の3第2項中「第33条の8第1項」を「第33条の8及び第33条の9第1項」に、「同項」を「第33条の8」に、「、「前2条」を「「前2条」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の3第1項とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第9条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得に

ついて、附則第18条の3第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第33条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第20条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第18条の3第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第10条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象

飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第33条の6から第33条の8まで、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第9条の3第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第18条の3を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の

規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第9条第1項の規定は、適用しない。

2. 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等配当等に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する上

場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4第3項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第19条第3項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 20 条第 5 項第 2 号中「、第 33 条の 7」を「から第 33 条の 8 まで」に、「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」を「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 4」に、「これらの規定」を「第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に、「とする」を「と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 20 条の 2 第 1 項中「及び附則第 20 条の 2 の 3」を削り、同条第 2 項第 2 号中「、第 33 条の 7」を「から第 33 条の 8 まで」に、「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」を「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 4」に、「これらの規定」を「第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に、「、「所得割の額」を「「所得割の額」に、「とする」を「と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第

20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 20 条の 2 の 2 第 2 項中「特定管理口座) に」の次に「係る同条第 1 項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第 20 条の 2 の 3 を次のように改める。

第 20 条の 2 の 3 削除

附則第 20 条の 2 の 5 の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第 4 項中「第 1 項の規定の適用」を「第 4 項の規定の適用」に、「第 37 条の 12 の 2 第 5 項」を「第 37 条の 12 の 2 第 11 項」に、「附則第 20 条の 2 の 5 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 の 6 第 6 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項中「第 35 条の 2 第 4 項」を「第 35 条の 2 第 5 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「第 1 項の規定」を「第 4 項の規定」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に、「附則第 20 条の 2 の 5 第 1 項」を「附則第 20 条の 2 の 6 第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項を削り、同条第 1 項中「法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項」を「法附則第 35 条の 2 の 6 第 16 項」に、「この条」を「この項」に、「第 3 項」を「第 6 項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する株式等に係る配当所得の金額(第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」を加え、同項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第 18 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用については、附則第 18 条の 3 第 1 項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第 20 条の 2 の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第 20 条の 2 第 1 項中「計算した金額(」とあるのは、「計

算した金額(附則第20条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)とする。

附則第20条の2の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第32条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第20条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第20条の2の5を附則第20条の2の6とし、附則第20条の2の4

の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第20条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第32条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第20条の4第2項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に、「 「所得割の額」を「「所得割の額」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 20 条の 6 第 2 項第 2 号中「、第 33 条の 7」を「から第 33 条の 8 まで」に、「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」を「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 4」に、「これらの規定」を「第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に、「、「所得割の額」を「「所得割の額」に、「とする」を「と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第 3 項中「(平成 21 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 1.8)」を削り、同条第 5 項第 2 号中「、第 33 条の 7」を「から第 33 条の 8 まで」に、「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」を「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 4」に、「これらの規定」を「第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に、「、「所得割の額」を「「所得割の額」に改め、「の所得割の額」」の次に「と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第 20 条の 6 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を加え、「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 9 第 1 項」に改め、同条第 6 項中「第 33 条の 8」を「第 33 条の 9」に、「第 37 条の 3」を「第 37 条の 4」に改める。

附則第 20 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 20 条の 8 平成 21 年度分から平成 25 年度分までの固定資産税に係る第 48 条の 3 の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第 41 条第 3 項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第 48 条の 3 の規定は、法附則第 41 条第 11 項第 1 号から第 5 号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第 48 条の 3 中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 11 項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 46 条及び第 48 条の 3 の改正規定並びに附則第 20 条の 7 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 3 条の規定 平成 20 年 12 月 1 日
- (2) 附則第 20 条の 2 の 5 の改正規定(同条第 4 項中「第 37 条の 12 の 2 第 5 項」を「第 37 条の 12 の 2 第 11 項」に改める部分に限る。)及び附則第 20 条の 6 の改正規定(第 3 項の改正規定に限る。)並びに次条第 19 項

及び第 20 項の規定 平成 21 年 1 月 1 日

(3) 附則第 10 条第 1 項の改正規定及び同条第 2 項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第 18 条の 3 の改正規定、附則第 20 条の 2 の 5 の改正規定及び同条を附則第 20 条の 2 の 6 とする改正規定、附則第 20 条の 2 の 4 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 5 項から第 13 項までの規定 平成 22 年 1 月 1 日

(4) 附則第 20 条の 2 第 1 項及び附則第 20 条の 2 の 3 の改正規定並びに次条第 14 項から第 18 項までの規定 平成 22 年 4 月 1 日

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の福生市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 21 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 20 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 33 条の 7 及び附則第 9 条の 4 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 20 年 1 月 1 日以後に支出する新条例第 33 条の 7 第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

3 新条例附則第 7 条の 2 の規定は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 40 条第 2 項又は第 3 項の規定による同条第 1 項後段の承認の取消しが平成 20 年 12 月 1 日以後にされる場合について適用する。

4 平成 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における新条例附則第 9 条の 4 の規定の適用については、同条中「附則第 18 条の 3 第 1 項、附則第 18 条の 4 第 1 項」とあるのは「附則第 18 条の 4 第 1 項」と、同条第 5 号中「附則第 18 条の 3 第 1 項、附則第 19 条第 1 項」とあるのは「附則第 19 条第 1 項」とする。

- 5 新条例附則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、この条例による改正前の福生市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第 10 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき新条例附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の 100 分の 1.8 に相当する金額
 - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 18,000 円
 - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から 100 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額
- 7 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第 18 条の 3 第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「附則第 18 条の 3 第 1 項」とあるのは、「附則第 18 条の 3 第 1 項（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成 20 年条例第 号）附則第 2 条第 6 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。
- 8 新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 1 項又は第 4 項の規定の適用がある場合に

における第6項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第20条の2の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第18条の3第1項前段の規定により」とする。

- 9 新条例附則第20条の2の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。
- 10 市民税の所得割の納税義務者が新条例第32条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間(第12項において「特例期間」という。)内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第20条の2の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第12項において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
 - (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第18条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等の所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)附則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第12項において「少額配当等」という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この項及び第12項において「少額配当等以外の配当等」

という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

11 新条例附則第 20 条の 2 の 6 の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第 20 条の 2 の 5 第 1 項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

12 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 1 項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号。以下第 15 項において「平成 20 年改正法」という。)附則第 3 条第 16 項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 2 項の規定にかかわらず、新条例第 32 条第 4 項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

13 平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間における新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 5 項の規定の適用については、同項中「並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用について」とあるのは、「附則第 20 条の 2 第 1 項並びに附則第 20 条の 2 の 3 の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、

附則第 20 条の 2 の 3 中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第 20 条の 2 の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

14 市民税の所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日以前に行った旧条例附則第 20 条の 2 の 3 に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

15 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に平成 20 年改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第 20 条の 2 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第 20 条の 2 第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成 20 年改正令附則第 5 条第 11 項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第 20 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第 20 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される新条例第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が 500 万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

の 100 分の 1.8 に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が 500 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 9 万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から 500 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

16 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第 20 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成 20 年条例第 号)附則第 2 条第 15 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

17 新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 4 項の規定の適用がある場合における第 15 項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第 20 条の 2 の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

18 新条例附則第 20 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合における第 15 項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第 20 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

19 新条例附則第 20 条の 6 第 3 項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第 20 条の 6 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

20 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に新条例附則第 20 条の 6 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 1.8」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 48 条の 3 の規定は、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 38 条の規定による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の法人に係る固定資産に対して課する平成 20 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 48 号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴い、課税標準の特例に関する規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 福生市都市計画税条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第58項」を「第59項」に改める。

第2条 福生市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「若しくは第53項」を「、第53項」に改め、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から、第2条の規定は平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 49 号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)が改正されたことに伴い、市営住宅に単身で入居することができる者の範囲を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

福生市営住宅条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「被保護者」の次に、「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、規定を整理したいの
で、関係する条例を改正する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 福生市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13項及び第14項」を「第14項及び第15項」に改める。

(福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 福生市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員の報酬」を「議員の議員報酬」に改める。

(福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市一般会計補正予算（第2号）

平成20年度福生市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330,200千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,755,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成20年 9月 2日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		134,047	△37,411	96,636
	1 地方特例交付金	109,802	△37,411	72,391
10 地方交付税		2,172,000	121,703	2,293,703
	1 地方交付税	2,172,000	121,703	2,293,703
14 国庫支出金		2,943,991	12,655	2,956,646
	1 国庫負担金	1,925,674	12,655	1,938,329
15 都支出金		2,399,295	37,035	2,436,330
	1 都負担金	812,986	6,379	819,365
	2 都補助金	1,406,347	26,156	1,432,503
	3 委託金	179,962	4,500	184,462
18 繰入金		407,969	△34,242	373,727
	1 特別会計繰入金	5,106	27,740	32,846
	2 基金繰入金	402,863	△61,982	340,881
19 繰越金		100,000	209,994	309,994
	1 繰越金	100,000	209,994	309,994
20 諸収入		152,000	20,466	172,466
	4 雑入	139,299	20,466	159,765
歳入合計		20,425,118	330,200	20,755,318

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,231,460	86,520	2,317,980
	1 総務管理費	1,499,134	11,000	1,510,134
	2 徴税費	367,651	79,524	447,175
	4 選挙費	66,273	△4,004	62,269
3 民生費		8,103,121	50,563	8,153,684
	1 社会福祉費	2,986,555	29,865	3,016,420
	2 児童福祉費	3,411,630	1,980	3,413,610
	3 生活保護費	1,704,605	18,718	1,723,323
7 商工費		93,560	10,408	103,968
	1 商工費	93,560	10,408	103,968
8 土木費		1,874,734	28,364	1,903,098
	3 都市計画費	665,179	△10,800	654,379
	4 住宅費	239,927	39,164	279,091
10 教育費		2,454,378	3,567	2,457,945
	6 保健体育費	266,073	3,567	269,640
11 公債費		1,456,505	△1,646	1,454,859
	1 公債費	1,456,505	△1,646	1,454,859
12 諸支出金		173,704	138,000	311,704
	1 基金費	164,021	138,000	302,021
13 予備費		40,251	14,424	54,675
	1 予備費	40,251	14,424	54,675
歳 出 合 計		20,425,118	330,200	20,755,318

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 (平成21年度分)	平成20年度～平成21年度	千円 21,315
指定袋製造等委託 (平成21年度分)	平成20年度～平成21年度	31,700

議案第 52 号

平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,246千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,301,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 9月 2日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,282,767	3,766	1,286,533
	1 国庫負担金	1,134,380	3,766	1,138,146
3 療養給付費等交付金		565,562	34,481	600,043
	1 療養給付費等交付金	565,562	34,481	600,043
8 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		6,263,016	38,246	6,301,262

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸支出金		6,304	9,333	15,637
	2 他会計繰出金	1	9,333	9,334
11 予備費		10,014	36,027	46,041
	1 予備費	10,014	36,027	46,041
12 前年度繰上充用金		145,712	△7,114	138,598
	1 前年度繰上充用金	145,712	△7,114	138,598
歳出合計		6,263,016	38,246	6,301,262

議案第 53 号

平成 20 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,791千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,852,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 9月 2日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	90,791	90,792
	1 繰越金	1	90,791	90,792
歳入合計		2,761,654	90,791	2,852,445

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		1	34,826	34,827
	1 基金積立金	1	34,826	34,827
7 諸支出金		404	55,965	56,369
	1 償還金及び還付金	403	37,558	37,961
	2 他会計繰出金	1	18,407	18,408
歳 出 合 計		2,761,654	90,791	2,852,445

議案第 54 号

平成 20 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,530千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ1,607,694千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 9月 2日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		400,000	△40,000	360,000
	1 他会計繰入金	400,000	△40,000	360,000
6 繰越金		40,000	37,470	77,470
	1 繰越金	40,000	37,470	77,470
歳入合計		1,610,224	△2,530	1,607,694

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		922,488	△6,529	915,959
	1 公債費	922,488	△6,529	915,959
4 予備費		13,399	3,999	17,398
	1 予備費	13,399	3,999	17,398
歳 出 合 計		1,610,224	△2,530	1,607,694

議案第 55 号

平成 19 年度福生市一般会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成19年度 福生市一般
会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 市 税		8,499,458,000	9,044,809,966
	1 市民税	4,268,113,000	4,504,987,968
	2 固定資産税	3,146,067,000	3,402,186,075
	3 軽自動車税	53,689,000	63,748,750
	4 市たばこ税	408,264,000	392,728,985
	5 都市計画税	623,325,000	681,158,188
2 地方譲与税		129,168,000	130,260,000
	1 自動車重量譲与税	95,086,000	96,814,000
	2 地方道路譲与税	34,082,000	33,446,000
3 利子割交付金		98,558,000	90,014,000
	1 利子割交付金	98,558,000	90,014,000
4 配当割交付金		50,190,000	44,420,000
	1 配当割交付金	50,190,000	44,420,000
5 株式等譲渡所得割交付金		32,024,000	30,283,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	32,024,000	30,283,000
6 地方消費税交付金		636,163,000	623,486,000
	1 地方消費税交付金	636,163,000	623,486,000
7 自動車取得税交付金		139,913,000	136,400,000
	1 自動車取得税交付金	139,913,000	136,400,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,440,735,000	1,440,735,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,440,735,000	1,440,735,000
9 地方特例交付金		50,791,000	50,791,000
	1 地方特例交付金	26,546,000	26,546,000
	2 特別交付金	24,245,000	24,245,000
10 地方交付税		2,130,612,000	2,040,908,000
	1 地方交付税	2,130,612,000	2,040,908,000
11 交通安全対策特別交付金		16,500,000	14,906,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,500,000	14,906,000

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
8,494,505,782 (284,736)	58,754,342	491,549,842	△ 4,952,218
4,204,938,942 (67,876)	22,966,130	277,082,896	△ 63,174,058
3,205,155,891 (163,759)	28,425,762	168,604,422	59,088,891
56,649,753 (15,989)	537,546	6,561,451	2,960,753
392,728,985	0	0	△ 15,535,015
635,032,211 (37,112)	6,824,904	39,301,073	11,707,211
130,260,000	0	0	1,092,000
96,814,000	0	0	1,728,000
33,446,000	0	0	△ 636,000
90,014,000	0	0	△ 8,544,000
90,014,000	0	0	△ 8,544,000
44,420,000	0	0	△ 5,770,000
44,420,000	0	0	△ 5,770,000
30,283,000	0	0	△ 1,741,000
30,283,000	0	0	△ 1,741,000
623,486,000	0	0	△ 12,677,000
623,486,000	0	0	△ 12,677,000
136,400,000	0	0	△ 3,513,000
136,400,000	0	0	△ 3,513,000
1,440,735,000	0	0	0
1,440,735,000	0	0	0
50,791,000	0	0	0
26,546,000	0	0	0
24,245,000	0	0	0
2,040,908,000	0	0	△ 89,704,000
2,040,908,000	0	0	△ 89,704,000
14,906,000	0	0	△ 1,594,000
14,906,000	0	0	△ 1,594,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額
12 分担金及び負担金		247,695,000	256,471,055
	1 負担金	247,695,000	256,471,055
13 使用料及び手数料		467,920,000	449,038,604
	1 使用料	220,757,000	218,729,944
	2 手数料	247,163,000	230,308,660
14 国庫支出金		3,374,916,000	3,329,993,520
	1 国庫負担金	1,967,517,000	1,960,448,498
	2 国庫補助金	1,382,087,000	1,344,225,000
	3 委託金	25,312,000	25,320,022
15 都支出金		2,404,019,000	2,427,585,499
	1 都負担金	830,116,000	805,482,291
	2 都補助金	1,378,709,000	1,422,864,470
	3 委託金	195,194,000	199,238,738
16 財産収入		111,859,000	122,268,326
	1 財産運用収入	30,153,000	30,258,996
	2 財産売払収入	81,706,000	92,009,330
17 寄附金		3,586,000	3,924,032
	1 寄附金	3,586,000	3,924,032
18 繰入金		1,815,006,000	1,795,913,866
	1 特別会計繰入金	30,152,000	30,149,500
	2 基金繰入金	1,784,854,000	1,765,764,366
19 繰越金		478,424,000	478,424,632
	1 繰越金	478,424,000	478,424,632
20 諸収入		201,296,000	242,861,190
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000,000	12,304,710
	2 市預金利子	359,000	713,621
	3 貸付金元利収入	7,000,000	7,000,000
	4 受託事業収入	4,471,000	6,677,490
	5 雑入	183,466,000	216,165,369

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
242,027,610	1,778,680	12,664,765	△5,667,390
242,027,610	1,778,680	12,664,765	△5,667,390
442,594,304	0	6,444,300	△25,325,696
212,285,644	0	6,444,300	△8,471,356
230,308,660	0	0	△16,854,340
3,329,993,520	0	0	△44,922,480
1,960,448,498	0	0	△7,068,502
1,344,225,000	0	0	△37,862,000
25,320,022	0	0	8,022
2,427,585,499	0	0	23,566,499
805,482,291	0	0	△24,633,709
1,422,864,470	0	0	44,155,470
199,238,738	0	0	4,044,738
122,268,326	0	0	10,409,326
30,258,996	0	0	105,996
92,009,330	0	0	10,303,330
3,924,032	0	0	338,032
3,924,032	0	0	338,032
1,795,913,866	0	0	△19,092,134
30,149,500	0	0	△2,500
1,765,764,366	0	0	△19,089,634
478,424,632	0	0	632
478,424,632	0	0	632
242,861,190	0	0	41,565,190
12,304,710	0	0	6,304,710
713,621	0	0	354,621
7,000,000	0	0	0
6,677,490	0	0	2,206,490
216,165,369	0	0	32,699,369

款	項	予 算 現 額	調 定 額
21 市 債		577,700,000	577,600,000
	1 市 債	577,700,000	577,600,000
歲 入 合 計		22,906,533,000	23,331,093,690

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
577,600,000	0	0	△ 100,000
577,600,000	0	0	△ 100,000
22,759,901,761	60,533,022	510,658,907	△ 146,631,239

歳入合計の「収入済額」には 284,736 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 284,736 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		280,946,000
	1 議 会 費	280,946,000
2 総 務 費		4,424,211,000
	1 総務管理費	3,682,718,000
	2 徴 税 費	362,099,000
	3 戸籍住民基本台帳費	225,403,000
	4 選 挙 費	96,060,000
	5 統計調査費	21,569,000
	6 監査委員費	36,362,000
3 民 生 費		8,271,365,000
	1 社会福祉費	2,994,956,000
	2 児童福祉費	3,467,770,000
	3 生活保護費	1,808,308,000
	4 災害救助費	331,000
4 衛 生 費		2,514,759,000
	1 保健衛生費	900,922,000
	2 清 掃 費	1,613,837,000
5 労 働 費		104,000
	1 失業対策費	4,000
	2 労働諸費	100,000
6 農 林 水 産 業 費		58,360,000
	1 農 業 費	58,360,000
7 商 工 費		122,477,000
	1 商 工 費	122,477,000
8 土 木 費		2,235,567,000
	1 土木管理費	40,981,000
	2 道路橋りょう費	1,176,870,000
	3 都市計画費	909,099,000
	4 住 宅 費	108,617,000
9 消 防 費		969,500,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
278,113,833	0	2,832,167	2,832,167
278,113,833	0	2,832,167	2,832,167
4,357,635,666	0	66,575,334	66,575,334
3,625,179,853	0	57,538,147	57,538,147
360,630,778	0	1,468,222	1,468,222
223,525,484	0	1,877,516	1,877,516
91,092,164	0	4,967,836	4,967,836
20,972,593	0	596,407	596,407
36,234,794	0	127,206	127,206
8,137,198,534	0	134,166,466	134,166,466
2,924,649,204	0	70,306,796	70,306,796
3,413,610,237	0	54,159,763	54,159,763
1,798,633,493	0	9,674,507	9,674,507
305,600	0	25,400	25,400
2,473,341,867	0	41,417,133	41,417,133
876,686,716	0	24,235,284	24,235,284
1,596,655,151	0	17,181,849	17,181,849
101,845	0	2,155	2,155
1,845	0	2,155	2,155
100,000	0	0	0
56,750,076	0	1,609,924	1,609,924
56,750,076	0	1,609,924	1,609,924
116,600,426	0	5,876,574	5,876,574
116,600,426	0	5,876,574	5,876,574
2,197,350,438	0	38,216,562	38,216,562
40,434,830	0	546,170	546,170
1,152,802,573	0	24,067,427	24,067,427
903,896,440	0	5,202,560	5,202,560
100,216,595	0	8,400,405	8,400,405
936,770,160	27,624,000	5,105,840	32,729,840

款	項	予 算 現 額
	1 消 防 費	969,500,000
10 教 育 費		2,574,685,000
	1 教 育 総 務 費	295,887,000
	2 小 学 校 費	556,171,000
	3 中 学 校 費	293,974,000
	4 学 校 給 食 費	294,030,000
	5 社 会 教 育 費	720,899,000
	6 保 健 体 育 費	413,724,000
11 公 債 費		1,278,366,000
	1 公 債 費	1,278,366,000
12 諸 支 出 金		60,133,000
	1 基 金 費	60,133,000
13 予 備 費		74,272,000
	1 予 備 費	74,272,000
14 災 害 復 旧 費		41,788,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	41,788,000
歳 出 合 計		22,906,533,000

歳入歳出差引残額

316,136,264 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
936,770,160	27,624,000	5,105,840	32,729,840
2,513,580,566	16,774,000	44,330,434	61,104,434
286,980,944	0	8,906,056	8,906,056
543,570,053	0	12,600,947	12,600,947
283,661,605	0	10,312,395	10,312,395
291,842,849	0	2,187,151	2,187,151
715,969,523	0	4,929,477	4,929,477
391,555,592	16,774,000	5,394,408	22,168,408
1,277,107,844	0	1,258,156	1,258,156
1,277,107,844	0	1,258,156	1,258,156
59,954,742	0	178,258	178,258
59,954,742	0	178,258	178,258
0	0	74,272,000	74,272,000
0	0	74,272,000	74,272,000
39,259,500	0	2,528,500	2,528,500
39,259,500	0	2,528,500	2,528,500
22,443,765,497	44,398,000	418,369,503	462,767,503

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第 56 号

平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成19年度 福生市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 国民健康保険税		1,831,143,000	2,166,326,603
	1 国民健康保険税	1,831,143,000	2,166,326,603
2 国庫支出金		1,384,895,000	1,357,641,378
	1 国庫負担金	1,228,887,000	1,192,030,678
	2 国庫補助金	156,008,000	165,610,700
3 療養給付費等交付金		1,250,865,000	1,210,143,640
	1 療養給付費等交付金	1,250,865,000	1,210,143,640
4 都支出金		282,475,000	359,120,651
	1 都負担金	24,259,000	22,790,662
	2 都補助金	258,216,000	336,329,989
5 共同事業交付金		561,489,000	508,948,074
	1 共同事業交付金	561,489,000	508,948,074
6 繰入金		696,707,000	696,706,224
	1 他会計繰入金	696,707,000	696,706,224
7 繰越金		0	0
	1 繰越金	0	0
8 諸収入		5,881,000	6,250,138
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030,000	5,525,198
	2 預金利子	49,000	127,197
	3 雑入	3,802,000	597,743
歳入合計		6,013,455,000	6,305,136,708

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,616,070,188 (1,640,300)	42,732,262	507,524,153	△ 215,072,812
1,616,070,188 (1,640,300)	42,732,262	507,524,153	△ 215,072,812
1,357,641,378	0	0	△ 27,253,622
1,192,030,678	0	0	△ 36,856,322
165,610,700	0	0	9,602,700
1,210,143,640	0	0	△ 40,721,360
1,210,143,640	0	0	△ 40,721,360
359,120,651	0	0	76,645,651
22,790,662	0	0	△ 1,468,338
336,329,989	0	0	78,113,989
508,948,074	0	0	△ 52,540,926
508,948,074	0	0	△ 52,540,926
696,706,224	0	0	△ 776
696,706,224	0	0	△ 776
0	0	0	0
0	0	0	0
6,250,138	0	0	369,138
5,525,198	0	0	3,495,198
127,197	0	0	78,197
597,743	0	0	△ 3,204,257
5,754,880,293	42,732,262	507,524,153	△ 258,574,707

歳入合計の「収入済額」には 1,640,300 円の還付未済額が含まれています。

歳入合計の「収入未済額」には 1,640,300 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		45,407,000
	1 総務管理費	45,407,000
2 保険給付費		3,894,945,000
	1 療養諸費	3,488,280,000
	2 高額療養費	323,647,000
	3 移送費	600,000
	4 出産育児諸費	63,000,000
	5 葬祭費	15,810,000
	6 結核・精神医療給付金	3,608,000
3 老人保健拠出金		978,988,000
	1 老人保健拠出金	978,988,000
4 介護給付費納付金		365,951,000
	1 介護給付費納付金	365,951,000
5 共同事業拠出金		610,484,000
	1 共同事業拠出金	610,484,000
6 保健事業費		18,242,000
	1 保健事業費	18,242,000
7 公債費		268,000
	1 公債費	268,000
8 諸支出金		27,912,000
	1 償還金及び還付金	20,478,000
	2 他会計繰出金	7,434,000
9 予備費		2,915,000
	1 予備費	2,915,000
10 前年度繰上充用金		68,343,000
	1 前年度繰上充用金	68,343,000
歳 出 合 計		6,013,455,000

歳入歳出差引歳入不足額
このため翌年度歳入繰上充用金

138,597,807 円
138,597,807 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
43,855,128	0	1,551,872	1,551,872
43,855,128	0	1,551,872	1,551,872
3,841,673,522	0	53,271,478	53,271,478
3,449,610,206	0	38,669,794	38,669,794
323,646,080	0	920	920
0	0	600,000	600,000
49,000,000	0	14,000,000	14,000,000
15,810,000	0	0	0
3,607,236	0	764	764
978,986,180	0	1,820	1,820
978,986,180	0	1,820	1,820
365,950,901	0	99	99
365,950,901	0	99	99
552,787,089	0	57,696,911	57,696,911
552,787,089	0	57,696,911	57,696,911
13,973,943	0	4,268,057	4,268,057
13,973,943	0	4,268,057	4,268,057
69,653	0	198,347	198,347
69,653	0	198,347	198,347
27,838,738	0	73,262	73,262
20,405,404	0	72,596	72,596
7,433,334	0	666	666
0	0	2,915,000	2,915,000
0	0	2,915,000	2,915,000
68,342,946	0	54	54
68,342,946	0	54	54
5,893,478,100	0	119,976,900	119,976,900

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第 57 号

平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加藤 育男

平成19年度 福生市老人保健医療
特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 支払基金交付金		1,717,390,000	1,663,532,000
	1 支払基金交付金	1,717,390,000	1,663,532,000
2 国庫支出金		988,615,000	992,001,081
	1 国庫負担金	988,615,000	992,001,081
3 都支出金		242,852,000	248,287,782
	1 都負担金	242,852,000	248,287,782
4 繰入金		242,949,000	242,949,000
	1 他会計繰入金	242,949,000	242,949,000
5 繰越金		18,740,000	18,740,583
	1 繰越金	18,740,000	18,740,583
6 諸収入		205,000	186,939
	1 延滞金及び加算金	2,000	0
	2 預金利子	1,000	166,842
	3 雑入	202,000	20,097
歳入合計		3,210,751,000	3,165,697,385

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,663,532,000	0	0	△53,858,000
1,663,532,000	0	0	△53,858,000
992,001,081	0	0	3,386,081
992,001,081	0	0	3,386,081
248,287,782	0	0	5,435,782
248,287,782	0	0	5,435,782
242,949,000	0	0	0
242,949,000	0	0	0
18,740,583	0	0	583
18,740,583	0	0	583
186,939	0	0	△18,061
0	0	0	△2,000
166,842	0	0	165,842
20,097	0	0	△181,903
3,165,697,385	0	0	△45,053,615

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 医療諸費		3,174,507,000
	1 医療諸費	3,174,507,000
2 諸支出金		36,148,000
	1 償還金及び還付金	28,320,000
	2 他会計繰出金	7,828,000
3 予備費		96,000
	1 予備費	96,000
歳 出 合 計		3,210,751,000

歳入歳出差引残額

10,475,200 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3,119,276,167	0	55,230,833	55,230,833
3,119,276,167	0	55,230,833	55,230,833
35,946,018	0	201,982	201,982
28,118,978	0	201,022	201,022
7,827,040	0	960	960
0	0	96,000	96,000
0	0	96,000	96,000
3,155,222,185	0	55,528,815	55,528,815

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第 58 号

平成 19 年度福生市介護保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

平成19年度 福生市介護保険
特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 介護保険料		558,596,000	620,210,685
	1 介護保険料	558,596,000	620,210,685
2 国庫支出金		559,227,000	548,874,035
	1 国庫負担金	438,611,000	439,970,000
	2 国庫補助金	120,616,000	108,904,035
3 支払基金交付金		788,180,000	764,562,614
	1 支払基金交付金	788,180,000	764,562,614
4 都支出金		386,124,000	385,119,517
	1 都負担金	376,017,000	375,013,000
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0
	3 都補助金	10,106,000	10,106,517
5 財産収入		1,000	54,276
	1 財産運用収入	1,000	54,276
6 繰入金		357,380,000	357,380,000
	1 一般会計繰入金	357,380,000	357,380,000
7 繰越金		98,496,000	98,496,979
	1 繰越金	98,496,000	98,496,979
8 諸収入		145,000	903,613
	1 延滞金、加算金及び過料	10,000	170,400
	2 預金利子	132,000	261,000
	3 雑入	3,000	472,213
歳入合計		2,748,149,000	2,775,601,719

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
583,684,166 (552,100)	6,463,685	30,062,834	25,088,166
583,684,166 (552,100)	6,463,685	30,062,834	25,088,166
548,874,035	0	0	△ 10,352,965
439,970,000	0	0	1,359,000
108,904,035	0	0	△ 11,711,965
764,562,614	0	0	△ 23,617,386
764,562,614	0	0	△ 23,617,386
385,119,517	0	0	△ 1,004,483
375,013,000	0	0	△ 1,004,000
0	0	0	△ 1,000
10,106,517	0	0	517
54,276	0	0	53,276
54,276	0	0	53,276
357,380,000	0	0	0
357,380,000	0	0	0
98,496,979	0	0	979
98,496,979	0	0	979
903,613	0	0	758,613
170,400	0	0	160,400
261,000	0	0	129,000
472,213	0	0	469,213
2,739,075,200	6,463,685	30,062,834	△ 9,073,800

歳入合計の「収入済額」には 552,100 円の還付未済額が含まれています。

歳入合計の「収入未済額」には 552,100 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		35,582,000
	1 総務管理費	9,300,000
	2 賦課徴収費	2,467,000
	3 認定審査会費	23,815,000
2 介護給付費		2,506,567,000
	1 介護サービス等諸費	2,344,336,000
	2 高額介護サービス費	46,223,000
	3 特定入所者介護サービス等費	116,008,000
3 地域支援事業費		57,573,000
	1 介護予防事業費	20,026,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	37,547,000
4 財政安定化基金拠出金		731,000
	1 財政安定化基金拠出金	731,000
5 基金積立金		36,689,000
	1 基金積立金	36,689,000
6 公債費		44,634,000
	1 公債費	134,000
	2 財政安定化基金償還金	44,500,000
7 諸支出金		66,187,000
	1 償還金及び還付金	51,297,000
	2 他会計繰出金	14,890,000
8 予備費		186,000
	1 予備費	186,000
歳 出 合 計		2,748,149,000

歳入歳出差引残額

90,792,394 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
30,362,639	0	5,219,361	5,219,361
8,805,031	0	494,969	494,969
2,396,746	0	70,254	70,254
19,160,862	0	4,654,138	4,654,138
2,426,912,331	0	79,654,669	79,654,669
2,267,135,995	0	77,200,005	77,200,005
46,221,746	0	1,254	1,254
113,554,590	0	2,453,410	2,453,410
42,903,401	0	14,669,599	14,669,599
6,664,335	0	13,361,665	13,361,665
36,239,066	0	1,307,934	1,307,934
730,566	0	434	434
730,566	0	434	434
36,688,838	0	162	162
36,688,838	0	162	162
44,500,000	0	134,000	134,000
0	0	134,000	134,000
44,500,000	0	0	0
66,185,031	0	1,969	1,969
51,295,905	0	1,095	1,095
14,889,126	0	874	874
0	0	186,000	186,000
0	0	186,000	186,000
2,648,282,806	0	99,866,194	99,866,194

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第59号

平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について
上記の議案を提出する。

平成20年9月2日

福生市長 加藤育男

平成19年度 福生市下水道
事業会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		9,169,000	8,890,029
	1 負担金	9,169,000	8,890,029
2 使用料及び手数料		1,069,456,000	1,118,054,722
	1 使用料	1,069,456,000	1,118,054,722
3 国庫支出金		16,711,000	16,330,000
	1 国庫負担金	16,081,000	16,081,000
	2 国庫補助金	630,000	249,000
4 財産収入		1,000	0
	1 財産売却収入	1,000	0
5 繰入金		540,000,000	540,000,000
	1 他会計繰入金	540,000,000	540,000,000
6 繰越金		57,116,000	57,116,842
	1 繰越金	57,116,000	57,116,842
7 諸収入		17,293,000	17,835,840
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0
	2 預金利子	1,000	383,241
	3 雑入	17,291,000	17,452,599
8 市債		1,404,400,000	1,403,100,000
	1 市債	1,404,400,000	1,403,100,000
歳入合計		3,114,146,000	3,161,327,433

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
8,890,029	0	0	△278,971
8,890,029	0	0	△278,971
1,107,302,489	709,595	10,042,638	37,846,489
1,107,302,489	709,595	10,042,638	37,846,489
16,330,000	0	0	△381,000
16,081,000	0	0	0
249,000	0	0	△381,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
540,000,000	0	0	0
540,000,000	0	0	0
57,116,842	0	0	842
57,116,842	0	0	842
17,835,840	0	0	542,840
0	0	0	△1,000
383,241	0	0	382,241
17,452,599	0	0	161,599
1,403,100,000	0	0	△1,300,000
1,403,100,000	0	0	△1,300,000
3,150,575,200	709,595	10,042,638	36,429,200

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		564,673,000
	1 総務管理費	564,673,000
2 事業費		138,866,000
	1 下水道整備費	138,866,000
3 公債費		2,393,807,000
	1 公債費	2,393,807,000
4 予備費		16,800,000
	1 予備費	16,800,000
歳 出 合 計		3,114,146,000

歳入歳出差引残額

77,470,729 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
549,834,010	0	14,838,990	14,838,990
549,834,010	0	14,838,990	14,838,990
129,785,383	0	9,080,617	9,080,617
129,785,383	0	9,080,617	9,080,617
2,393,485,078	0	321,922	321,922
2,393,485,078	0	321,922	321,922
0	0	16,800,000	16,800,000
0	0	16,800,000	16,800,000
3,073,104,471	0	41,041,529	41,041,529

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第 60 号

平成 19 年度福生市受託水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

平成19年度 福生市受託水道
事業会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 受託水道事業収入		466,836,000	313,407,806
	1 都受託事業収入	466,836,000	313,407,806
歳入合計		466,836,000	313,407,806

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
313,407,806	0	0	△153,428,194
313,407,806	0	0	△153,428,194
313,407,806	0	0	△153,428,194

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 受託水道事業費		466,836,000
	1 水道管理費	372,947,000
	2 建設改良費	93,889,000
歳 出 合 計		466,836,000

歳入歳出差引残額

0 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
313,407,806	0	153,428,194	153,428,194
257,952,069	0	114,994,931	114,994,931
55,455,737	0	38,433,263	38,433,263
313,407,806	0	153,428,194	153,428,194

平成20年 9月 2日提出
福生市長 加藤 育男

議案第 61 号

福生市民会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

福生市民会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称	施設の所在地
福生市民会館	東京都福生市大字福生 2455 番地

2 指定管理者に指定する団体

名 称	共立・日立共同事業体 代表者 株式会社 共立
所在地	東京都渋谷区代々木 5 丁目 40 番 13 号

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

福生市民会館に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第
244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

議案第 62 号

熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称	施設の所在地
熊川地域体育館	福生市大字熊川 380 番地 7
福生地域体育館	福生市武蔵野台一丁目 8 番地 7

2 指定管理者に指定する団体

名 称	シンコースポーツ・山武共同事業体 代表者 シンコースポーツ株式会社
所在地	東京都台東区台東一丁目 27 番 1 号

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

熊川地域体育館及び福生地域体育館に係る指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

写

福選発第 64 号
平成 20 年 8 月 14 日

福生市議会
議長 原 島 貞 夫 様

福生市選挙管理委員会
委員長 樋 口 拓 行



福生市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う
べき事由の発生について (通知)

福生市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うべき事由が生じるので地
方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 182 条第 8 項の規定により通知します。

- 1 事 由 任期満了のため
- 2 任 期 平成 16 年 12 月 25 日から平成 20 年 12 月 24 日まで
- 3 福生市選挙管理委員会委員及び同補充員

職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所	在 任 期 間
委 員	樋口 拓行	昭和 14 年 11 月 6 日	福生市大字熊川 904 番地	平成 8 年 12 月 25 日～ 平成 20 年 12 月 24 日
〃	細谷 弘一	昭和 16 年 11 月 30 日	福生市大字福生 1058 番地	平成 12 年 12 月 25 日～ 平成 20 年 12 月 24 日
〃	中里 美恵	昭和 8 年 12 月 13 日	福生市大字福生 1747 番地 2	平成 14 年 8 月 5 日～ 平成 20 年 12 月 24 日
〃	木村 勝代	昭和 18 年 8 月 13 日	福生市加美平一丁目 20 番地 12	平成 18 年 12 月 20 日～ 平成 20 年 12 月 24 日
補充員	平田ヒロ子	昭和 18 年 12 月 5 日	福生市志茂 206 番地	平成 12 年 12 月 25 日～ 平成 20 年 12 月 24 日
〃	井上 武	昭和 20 年 5 月 12 日	福生市大字熊川 340 番地	平成 16 年 12 月 25 日～ 平成 20 年 12 月 24 日

陳情第 20－7 号

障害者自立支援法の「定時改正」における抜本の見直しを
求める意見書提出に関する陳情書

【陳情要旨】

障害者自立支援法（以下、自立支援法）の本格施行から2年がたっている。自立支援法は、逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、障害福祉との統合に道を開き、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定された。

そのため自立支援法は、障害のある人の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入した。ところが、自立支援法の施行によって、全国各地で多くの問題が噴出した。居宅サービスの利用を控える人、施設への通所を断念する人、また、利用料が払えずに滞納がかさんでしまった人などが続出した。福生市の当事者も、その例外ではない。こうした問題に対処するために厚生労働省は、本格施行後わずか2カ月後の平成18年12月、期限付きの「特別対策」を発表した。

さらに、厚生労働省はその1年後の平成19年12月に、「緊急措置」を発表した。本格施行後わずか1年余りの間に、2度もの修復をせざるを得なかったのである。

また、平成20年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年にあたる。既に厚生労働省は、法改正の検討をスタートしたが、1年前の平成19年5月、厚生労働省のもとに設置された介護保険と障害福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、平成21年の統合を見送る中間報告を発表した。また、同年12月、自民党・公明党の与党プロジェクトチームは、報告書「自立支援法の抜本の見直し」を発表し、「定時改正」の検討にあたって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言した。つまり自立支援法は、2度にわたる修復を重ねたにもかかわらず、「定時改正」を迎えるに当たって、法制定の根拠から見直す必要が迫られていると言える。ついては、自立支援法の「定時改正」において、その抜本の見直しを政府に求めるために、以下の項目について陳情する。

【陳情事項】

障害者自立支援法の「定時改正」に対して、以下の諸点を盛り込んだ「抜本の見直しを求める意見書」を可決し、政府関係機関に提出していただきたい。

- 1 障害のある人の所得の実態とともに、障害に着目した負担制度のあり方を検討すること。
- 2 適切なサービスを保障できる報酬水準を確保するとともに、区市町村の「超過負担」を考慮した報酬体系に改めること。
- 3 「定時改正」に当たっては、障害のある人とその家族等の実態に基づいた自立支援法の徹底的な検証を行うとともに、区市町村の意見を十分反映すること。

平成 20 年 8 月 22 日

陳情者代表

福生市福生 2125-3

社会福祉法人福生ひまわり会

理事長 澤 井 多恵子 ㊟

福生市福生 697

特定非営利活動法人

グループホームけやき

理事長 萬 沢 明 ㊟

福生市南田園 2-7-6-205

FHMの会

(福生、羽村、瑞穂三地区家族会)

会 長 山 崎 百合子 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

陳情第 20－8 号

東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請
の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用
可能とするシステムの改築に関する陳情書

【陳情趣旨】

- 1 東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請に関して、「代理申請システムを構築し、当該システムに行政書士用電子証明書を使用できるように東京電子自治体共同運営協議会に意見していただきたい。
- 2 東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請の代理申請システムに関して、「行政書士用電子証明書を使用できるシステム改築」を東京電子自治体共同運営協議会に意見していただきたい。

【陳情理由】

1 について、現在、区市町村の公共調達に係る入札参加資格審査申請においては、東京電子自治体共同運営サービスにて電子申請の一括受付がされているが、そのシステムではいまだに行政書士による代理申請システムが構築されていない。現状では、当該システムが構築されていないために、2つの問題点がある。

一つに、インターネット環境になじまない中小事業者の入札参加への障壁が非常に高くなっている現状があり、このことは、公平かつ公正な入札制度の趣旨に反し、また、平成19年3月に総務省が策定した新電子自治体推進指針「利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」という趣旨にも反するというのである。

二つに、福生市民から申請手続きを依頼された場合、申請者の電子証明書を行政書士が借り受け、申請者本人に「なりすまし」をして申請することが黙認された現状は、責任の所在が不明確となり、かつ、セキュリティー面で非常に問題がある。

福生市民の権利を守るためにもこれらの問題点を改善し、早期に代理申請システムの構築及び真正担保並びに責任の所在を明確化する観点から行政書士用電子証明書の活用を強く望むものである。

2 については、東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請には、代理申請システムが既に構築されているが、いまだに行政書士用電子証明書を使

用することができない現状があるため、1と併せて要望する。

今後、東京電子自治体共同運営サービスのシステム改築を行う際には、以上の住民視点を踏まえたシステム改築とするよう福生市から東京電子自治体共同運営協議会に対し意見をしていただくよう陳情する。

平成 20 年 8 月 22 日

陳情者代表

福生市福生 2257 番地 17

東京行政書士政治連盟多摩西部支部

支部長 横 川 正 一 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

請願第 20-1 号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書

紹介議員 大野 聰

【請願趣旨】

政府が進めている消費者行政一元化・強化の推進を踏まえ、政府及び国会に対し、以下の事項を求める意見書を提出するよう請願する。

- 1 被害情報の集約体制を強化し国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの設置、業務、機能等を法的に位置づけ、これに必要な法制度を整備すること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとること。

【請願理由】

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターへ寄せられており、その件数は、平成7年度が約27万件であったものが、平成18年度には約110万件に達し、平成7年度に比べ約4倍に増大している。

しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成7年度には全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）200億円（うち都道府県127億円）だったものが平成19年度は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実現あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

以上の理由により、貴議会において、政府及び国会に対し、地方自治法 99 条に基づき、請願の趣旨記載の意見書を提出されたく請願する次第である。

平成 20 年 8 月 25 日

請願者代表

千代田区霞が関 1-1-3

東京弁護士会

会長 山本剛嗣 ㊞

千代田区霞が関 1-1-3

第一東京弁護士会

会長 村越進 ㊞

千代田区霞が関 1-1-3

第二東京弁護士会

会長 庭山正一郎 ㊞

福生市議会議長

原島貞夫 様

請願第 20-2 号

消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書

紹介議員 大 野 聰

【請願趣旨】

福生市に対し、福生市の消費者行政を向上させるため、消費者行政の体制・人員・予算を以下のとおり抜本的に拡充するよう請願する。

- 1 消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、福生市の消費者相談室の人員を拡充し、十分な予算措置を講じること。
- 2 福生市の消費者行政充実のため、東京都と東京都下の有識者・消費者団体等から構成される東京都地方消費者行政充実会議（仮称）への参加や、東京都並びに他の市町村からなる市町村協議会の開催等により、東京都や他の市町村との連携を強めること。

【請願理由】

近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等さまざまな消費者被害が後を絶たない。

消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられているが、その件数は、平成7年度が約27万件であったものが、平成18年度には約110万件に達し、平成7年度に比べ約4倍に増大している。

当市においても、平成7年度が約22件であったものが、平成18年度には約228件に達し、平成7年度に比べ約10.4倍に増えている。

こうした中で、真に市民の消費生活の安全安心を守るためには、目下政府が設置を検討している「消費者庁」の実現を待つだけでなく、自治事務として自ら消費者行政を担っている当市自体の消費者行政の充実強化が不可欠である。

ところが当市では、ピーク時の平成12年度には314万4千円あった消費者行政予算が、平成19年度には260万8千円に大幅に削減されている。

このような状況を打開するためには、当市の消費者行政のあり方を抜本的に見直し、消費者行政の中心となる相談体制の充実や、東京都、他の道府県下市町村との連携を行うなど、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を図る必要が

ある。

よって、福生市に対し、請願の趣旨に記載の措置を速やかに講じるよう強く要請するものである。

平成20年8月25日

請願者代表

千代田区霞が関1-1-3

東京弁護士会

会長 山本剛嗣 ㊞

千代田区霞が関1-1-3

第一東京弁護士会

会長 村越進 ㊞

千代田区霞が関1-1-3

第二東京弁護士会

会長 庭山正一郎 ㊞

福生市議会議長

原島貞夫様

写

福総総発第 55 号

平成 20 年 7 月 1 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

市議会議事説明員の委任について

平成 20 年 7 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 20 年 1 月 4 日付け福総総発第 191 号及び平成 20 年 4 月 1 日付け福総総発第 1 号で通知した市議会議事説明員の委任について、その一部を次のとおり変更したので通知します。

変 更 前	変 更 後
副 市 長 高 橋 保 雄	副 市 長 坂 本 昭
企画財政部長 大 越 英 世	企画財政部長 田 中 益 雄
_____	企画財政部参事 大 越 英 世
総務部参事 田 中 益 雄	_____

※総務部参事を廃止し、新たに企画財政部参事を設置

福 議 発 第 86 号
平成20年 8 月 26日

様

福生市議会議長
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成20年第3回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第
121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成20年9月2日(火)
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福 監 発 第 2 4 号
平成 2 0 年 7 月 1 4 日

福生市長 加 藤 育 男 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 2 0 年 5 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 6 月 2 5 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 0 年 5 月 中 に お け る 会 計 管 理 者 の 権 限 に 属 す る 現 金 の 出 納 状 況 並 び に 関 連 事 項 。
- 4 結 果 5 月 中 に お け る 現 金 の 出 納 状 況 に つ い て 関 係 帳 簿 及 び 証 拠 書 類 の 検 査 を 実 施 し た 結 果 、 5 月 末 日 に お け る 収 支 の 状 況 は 別 紙 の と お り で 計 数 上 の 誤 り は 認 め ら れ な か っ た 。

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 22,906,533	283,438,598	22,759,901,761	99.4	316,136,264
		2,022,439,684	22,443,765,497	98.0	
国 保 会 計	6,013,455	15,894,787	5,754,880,293	95.7	繰上充用額 △138,597,807
		28,536,734	5,893,478,100	98.0	
老人保健医療会計	3,210,751	0	3,165,697,385	98.6	10,475,200
		7,827,040	3,155,222,185	98.3	
下水道事業会計	3,114,146	140,606,736	3,150,575,200	101.2	77,470,729
		8,317,090	3,073,104,471	98.7	
介護保険会計	2,748,149	△141,850	2,739,075,200	99.7	90,792,394
		5,295,902	2,648,282,806	96.4	
受託水道事業会計	466,836	△1,304,399	313,407,806	67.1	0
		2,050,075	313,407,806	67.1	
合 計	38,459,870	438,493,872	37,883,537,645	98.5	356,276,780
		2,074,466,525	37,527,260,865	97.6	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	0	0	0	0
都 税	125,960,214	8,396,600	134,356,814	0
合 計	125,960,214	8,396,600	134,356,814	0

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育英基金				
市営住宅等管理基金				
財政調整基金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくりまちづくり基金				
介護給付費準備基金				
再編交付金事業基金				
中小企業振興資金				
融資一時補てん基金				
国保高額療養費等資金貸付基金				
合 計				

※国民健康保険特別会計△138,597,807円は平成20年度国民健康保険特別会計予算から138,597,807円を「翌年度歳入の繰上充用」を行っている。

平成 20 年 5 月分

平成 20 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,237,398	950,966,450	1,634,984,718	8.1	運 910,000,000
		1,375,828,274	2,675,351,312	13.2	△1,040,366,594
国 保 会 計	6,263,016	650,720,046	700,961,033	11.2	14,861,224
		645,603,850	686,099,809	11.0	
老人保健医療会計	406,260	266,367,792	294,789,958	72.6	16,224,881
		265,198,349	278,565,077	68.6	
下水道事業会計	1,610,224	3,193,975	107,319,981	6.7	77,066,235
		27,157,467	30,253,746	1.9	
介護保険会計	2,761,654	218,212,700	248,765,700	9.0	25,139,736
		208,282,931	223,625,964	8.1	
後期高齢者 医療会計	746,895	84,250,400	114,250,400	15.3	63,040,590
		40,908,810	51,209,810	6.9	
受託水道事業会計	375,345	17,140,000	43,620,000	11.6	28,335,223
		8,951,964	15,284,777	4.1	
合 計	32,400,792	2,190,851,363	3,144,691,790	9.7	運 910,000,000
		2,571,931,645	3,960,390,495	12.2	△815,698,705

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	478,330,656	251,205,848	644,723,212	84,813,292
都 税	11,836,713	134,224,398	11,836,713	134,224,398
合 計	490,167,369	385,430,246	656,559,925	219,037,690

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△870,000,000 1,665,857,737	戻 220,000,000 0	運 260,000,000 0	運△910,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,700,004	0	0	36,700,004
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	返 280,000	貸 280,000	6,000,000
合 計	運△870,000,000 5,500,171,648	戻 220,000,000 280,000	運 260,000,000 280,000	運△910,000,000 5,500,171,648

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金

写

福 監 発 第 3 1 号
平 成 2 0 年 8 月 2 6 日

福生市長 加 藤 育 男 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成20年6月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 7月30日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成20年6月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 6月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、6月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 20 年 6 月分

平成 20 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,469,516	2,928,947,010	4,563,931,728	22.3	運 430,000,000
		1,906,134,443	4,581,485,755	22.4	△17,554,027
国 保 会 計	6,263,016	416,819,280	1,117,780,313	17.8	運 140,000,000
		557,839,117	1,243,938,926	19.9	△126,158,613
老人保健医療会計	444,656	10,475,200	305,265,158	68.7	3,302,223
		23,397,858	301,962,935	67.9	
下水道事業会計	1,610,224	218,376,977	325,696,958	20.2	279,622,721
		15,820,491	46,074,237	2.9	
介護保険会計	2,761,654	300,159,544	548,925,244	19.9	113,796,362
		211,502,918	435,128,882	15.8	
後期高齢者 医療会計	754,435	0	114,250,400	15.1	22,314,166
		40,726,424	91,936,234	12.2	
受託水道事業会計	375,345	25,869,000	69,489,000	18.5	33,511,493
		20,692,730	35,977,507	9.6	
合 計	32,678,846	3,900,647,011	7,045,338,801	21.6	運 570,000,000
		2,776,113,981	6,736,504,476	20.6	308,834,325

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	84,813,292	355,203,514	335,772,029	104,244,777
都 税	134,224,398	212,173,218	134,224,398	212,173,218
合 計	219,037,690	567,376,732	469,996,427	316,417,995

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△910,000,000 1,665,857,737	戻 480,000,000 0	運 140,000,000 0	運△570,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,700,004	0	0	36,700,004
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	0	0	6,000,000
合 計	運△910,000,000 5,500,171,648	戻 480,000,000 0	運 140,000,000 0	運△570,000,000 5,500,171,648

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金



福企財発第72号
平成20年8月29日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告します。

1 健全化判断比率

区 分	平成19年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.13%	
連結実質赤字比率	—	18.13%	
実質公債費比率	4.7%	25.0%	
将来負担比率	74.8%	350.0%	

※「—」は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

2 資金不足比率

区 分	平成19年度	経営健全化基準	備 考
福生市下水道事業会計 資金不足比率	—	20.00%	

※「—」は資金不足額がないことを表す。

3 監査委員審査意見書（平成20年8月25日付福監発第30号）

- (1) 平成19年度福生市財政健全化審査意見書 別紙1のとおり
- (2) 平成19年度公営企業会計経営健全化審査意見書 別紙2のとおり

平成19年度 福生市財政健全化審査意見書

第1 審査の期間

平成20年7月14日から平成20年8月12日

第2 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 1から4までの各比率（健全化判断比率）の算定の基礎となった関係書類

第3 審査の手続

この財政健全化審査は、市長から提出をされた健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された、次の表の健全化判断比率及び各比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は早期健全化基準をそれぞれが下回っており、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.13	
連結実質赤字比率	—	18.13	
実質公債費比率	4.7	25.00	
将来負担比率	74.8	350.00	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

2 財政健全化計画は、平成20年度以降の各比率のうち、一つでも早期健全化基準を上回った場合に、財政健全化計画の策定等が義務付けられている。

平成 19 年度公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

平成 20 年 7 月 14 日から平成 20 年 8 月 12 日

第 2 審査の対象

- 1 福生市下水道事業会計資金不足比率
- 2 福生市下水道事業会計資金不足比率の算定の基礎となった関係書類

第 3 審査の手続

この公営企業会計経営健全化審査は、市長から提出をされた福生市下水道事業会計資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された、次の表の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、福生市下水道事業会計資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。

(単位：%)

比 率 名	平成 19 年度	経営健全化基準	備 考
福生市下水道事業 会計資金不足比率	—	20.00	

- (注) 1 福生市下水道事業会計資金不足比率「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、福生市下水道事業会計資金不足額がないことを表している。
- 2 経営健全化計画は、平成 20 年度以降の資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられている。

福生市税賦課徴収条例の一部改正の内容

第19条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

年金特別徴収の規定を追加

第32条（所得割の課税標準）

第33条の7（寄附金税額控除）が加わったため引用条文の条ずれ

第33条の2（所得控除）

寄附金が所得控除から税額控除に変わったため、所得控除の項目から削除。

第33条の7（寄附金税額控除）

※別紙 資料1 参照

改正点

- ①ふるさと納税制度の創設及び市指定団体への寄附金の拡充
- ②控除方式を所得控除から税額控除に改める
- ③控除対象上限額を総所得の25%から30%に引き上げ
- ④適用下限額を10万円から5千円に引き下げ

控除額について

- ①都道府県、市区町村に対する寄附金については、市民税の所得割の1割を限度として適用
下限額（5千円）を超える部分について、所得税と併せて全額を控除する。
- ②上記以外の寄附金については、適用下限額を超え控除対象上限額までの部分について6%相当額を控除する。

市指定団体への寄附金の拡充

規則で定める寄附金について（第3号）

地方税法の改正により、所得税の控除対象寄附金の中から市が指定したものを寄附金税額控除の対象に加えることができるようになった。

福生市で控除対象とする法人については、寄附をした納税者にできるだけ

有利になるように考えており、東京都及び近隣の状況をみながら指定する予定である。

第33条の8 (外国税額控除)

条ずれ及び規定の整備

第33条の9 (配当割額又は株式等譲渡所得割の控除)

条ずれ及び第33条の7の追加により引用条文の追加

第35条の2 (市民税の申告)

寄附金控除が所得控除から税額控除になったことに伴う規定の整備

第37条 (個人の市民税の徴収方法)

第38条の2 (個人の市民税の納税通知書)

年金特別徴収の規定が追加されたことによる改正

第40条 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第41条 (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第42条 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第42条の2 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第43条 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

年金特別徴収が規定されたことにより、従来の給与所得からの特別徴収の規定を整備

第43条の2 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第43条の3 (特別徴収義務者)

第43条の4 (年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第43条の5 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第43条の6 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

公的年金からの特別徴収の規定を追加

※別紙 資料2 参照

第46条（市民税の減免）

第48条の3

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日号外法律第四十九号）が平成20年12月1日に施行されることに伴う規定の整備。

附則第7条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

公益法人等が公益目的のために贈与等を受けた場合は課税されないが、その目的に供さなくなったときは課税される。所得税の規定に合わせたもの

附則第7条の3（個人の市民税の所得割の非課税の範囲）

前条追加により条番号及び引用条文の条ずれ

附則第8条（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

租税特別措置法の法令番号の削除。附則第7条の2に規定のため

附則第9条（個人の市民税の配当控除）

附則第9条の3（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

引用条番号の条ずれ及び寄附金税額控除が加わったことによる読替え規定の整備

附則第9条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

ふるさと納税に係る寄附金税額控除について山林所得、退職所得、分離譲渡所得等がある場合に、所得税と合わせて全額控除とするための特例

附則第10条

肉用牛の売却に係る課税の特例期間の延長及び免税対象飼育牛の頭数の規定

附則第18条の3（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

附則第20条の2（株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

附則第20条の2の3（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）※削除

附則第20条の2の5（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

附則第20条の2の6（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

証券税制の改正

- 1 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率 1.8%を 20 年度で廃止し 21 年度以降は 3%とする。
- 2 ただし経過措置として 21・22 年度については 500 万円以下の譲渡益、100 万円以下の配当については 1.8%とする。
- 3 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。
- 4 上場株式等の配当所得について総合課税・申告分離課税のどちらかを選択できるようにする。

附則第 18 条の 4 (土地の譲渡等の係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

附則第 19 条 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

附則第 20 条 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

附則第 20 条の 2 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

附則第 20 条の 4 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

附則第 20 条の 6 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

寄附金税額控除の規定 (第 33 条の 7・附則第 9 条の 4) が追加されたことによる引用規定の整備

附則第 20 条の 2 の 2 (特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

規定の整備

附則第 20 条の 6 第 3 項

「租税条約の実施に伴う特例等に関する法律」において規定されている特定外国配当の軽減措置の規定が削除されたことにより軽減措置の規定の削除

附則第 20 条の 8

公益法人制度の移行前に民法 34 条法人として、固定資産税の非課税の適用を受けていた法人は、移行するまでの期間について公益法人とみなしてこの規定を適用させる経過措置。

地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

現 行

改 正 案

〔寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲〕

都道府県又は市区町村

都道府県又は市区町村

〔控除方式〕

所得控除方式

税額控除方式

〔控除率〕

(適用対象寄附金 × 税率)
(10%) の軽減効果



地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

〔税額控除額の計算方法〕

①と②の合計額を税額控除

① 地方公共団体
に対する寄附金 - 5千円] × 10%

② [地方公共団体 - 5千円] × [90% - 0~40%]

〔寄附者に適用される
所得税の限界税率〕

②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

〔控除対象限度額〕

総所得金額等の25%
(地方公共団体に対する寄附金
以外の寄附金との合計額)

総所得金額等の30%
(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

〔適用下限額〕

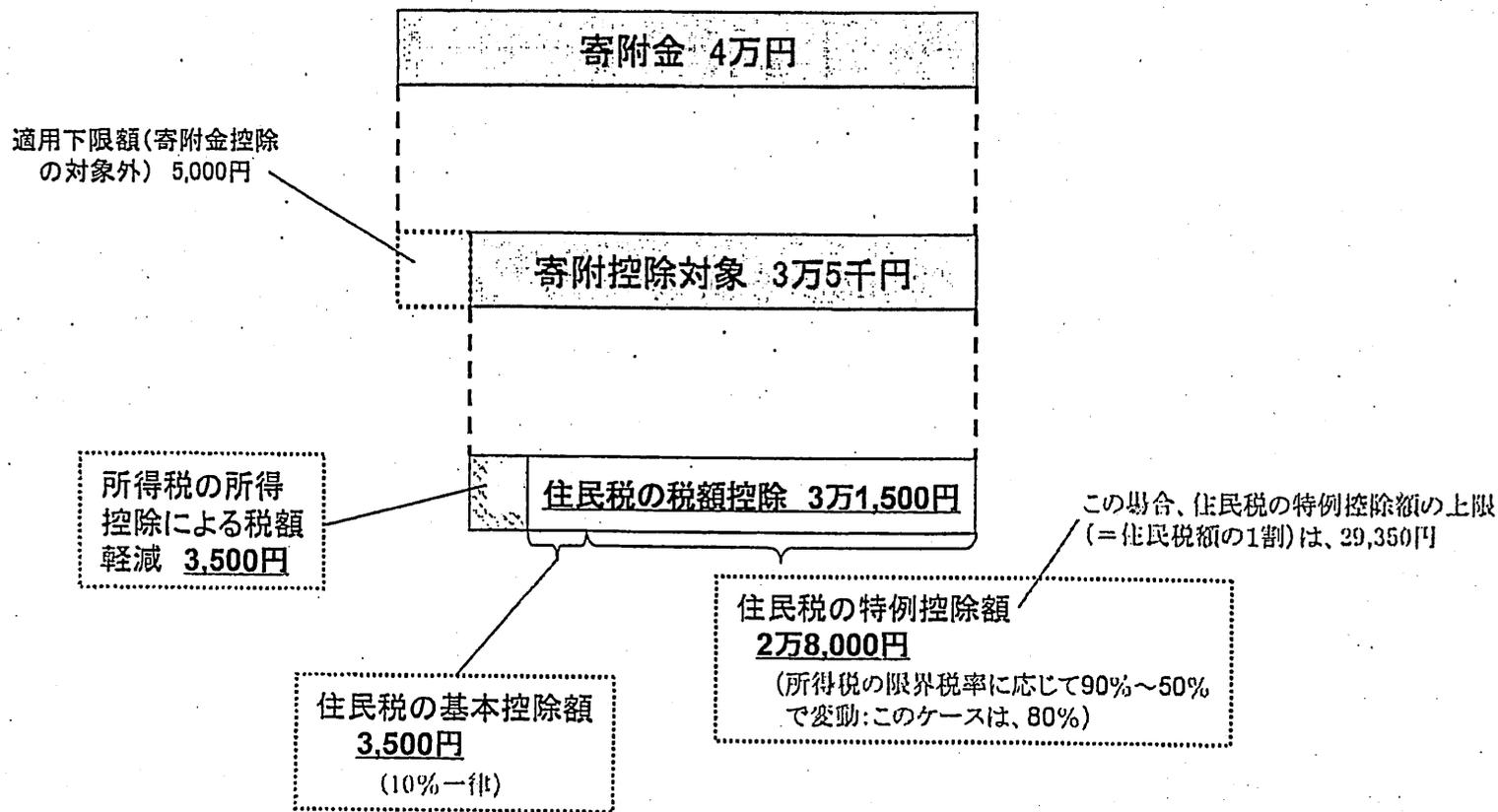
10万円

5千円

寄附金控除の計算イメージ(具体例)

給与収入700万円で夫婦子2人のケース

所得税の限界税率10%
住民税額 293,500円



(注) 特例控除額の上限(住民税額の1割)を超えても基本控除額は適用されるが、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額等の30%である。

個人住民税における寄附金税制(地方公共団体以外)の見直し

現 行

改 正 案

[対 象 寄 附 金]

<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

[控 除 方 式]

所得控除方式

[控 除 率]

$\left(\frac{\text{適用対象寄附金} \times \text{税率}(10\%)}{\text{の軽減効果}} \right)$

[控除対象限度額]

総所得金額等の25%

[適 用 下 限 額]

10万円



<p style="text-align: center;"><u>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が 条例により指定した寄附金を追加</u></p> <p style="text-align: center;">(所得税の寄付金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)</p>
--

<u>税額控除方式</u>

<u>道府県民税4%</u> <u>市町村民税6%</u>

総所得金額等の <u>30%</u>

<u>5千円</u>

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

所得税と個人住民税の控除対象寄附金の比較

所 得 税	個人住民税(案)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外]
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17年度の指定数)]	都道府県、市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設) 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成2年度創設) 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成4年度創設)
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [①～⑥の合計:20,662法人(H18.4.1現在)]	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>新たに都道府県又は市区町村の条例により 対象寄附金を指定する仕組みを導入</p> </div>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [74法人(H19.12.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

資料2

1. 対象者

・65歳以上の公的年金等の受給者(当該年度の初日に老齢基礎年金等を受けている者)

※ 当該年度の老齢基礎年金額が18万円未満である者(介護保険料の特別徴収と同様)などは特別徴収の対象から除外

2. 徴収する税額と徴収方法

・公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、年6回の年金支給のつと特別徴収

※ 給与所得などに係る所得割額等は別途徴収

3. 特別徴収義務者

・社会保険庁等

4. 対象年金

・老齢基礎年金等

5. 特別徴収の事務処理

＜社会保険庁等＞

- ・年金受給者の情報を経由機関を通じて市町村へ通知
- ・特別徴収の実施及び市町村への納入

＜市町村＞

- ・特別徴収対象者及び特別徴収税額を決定
- ・経由機関を通じて社会保険庁等に特別徴収の実施を通知
- ・特別徴収対象者に特別徴収税額を通知

6. 実施時期

・平成21年10月支給分から実施

特別徴収の対象税額と徴収方法について

特別徴収の時期・対象税額

特 別 徴 収						
仮 徴 収			本 徴 収			
4月		6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年の10月から その翌年の3月まで に徴収した額の 1/3	" 1/3	" 1/3	年税額から仮徴収 した額を控除した額の 1/3	" 1/3	" 1/3

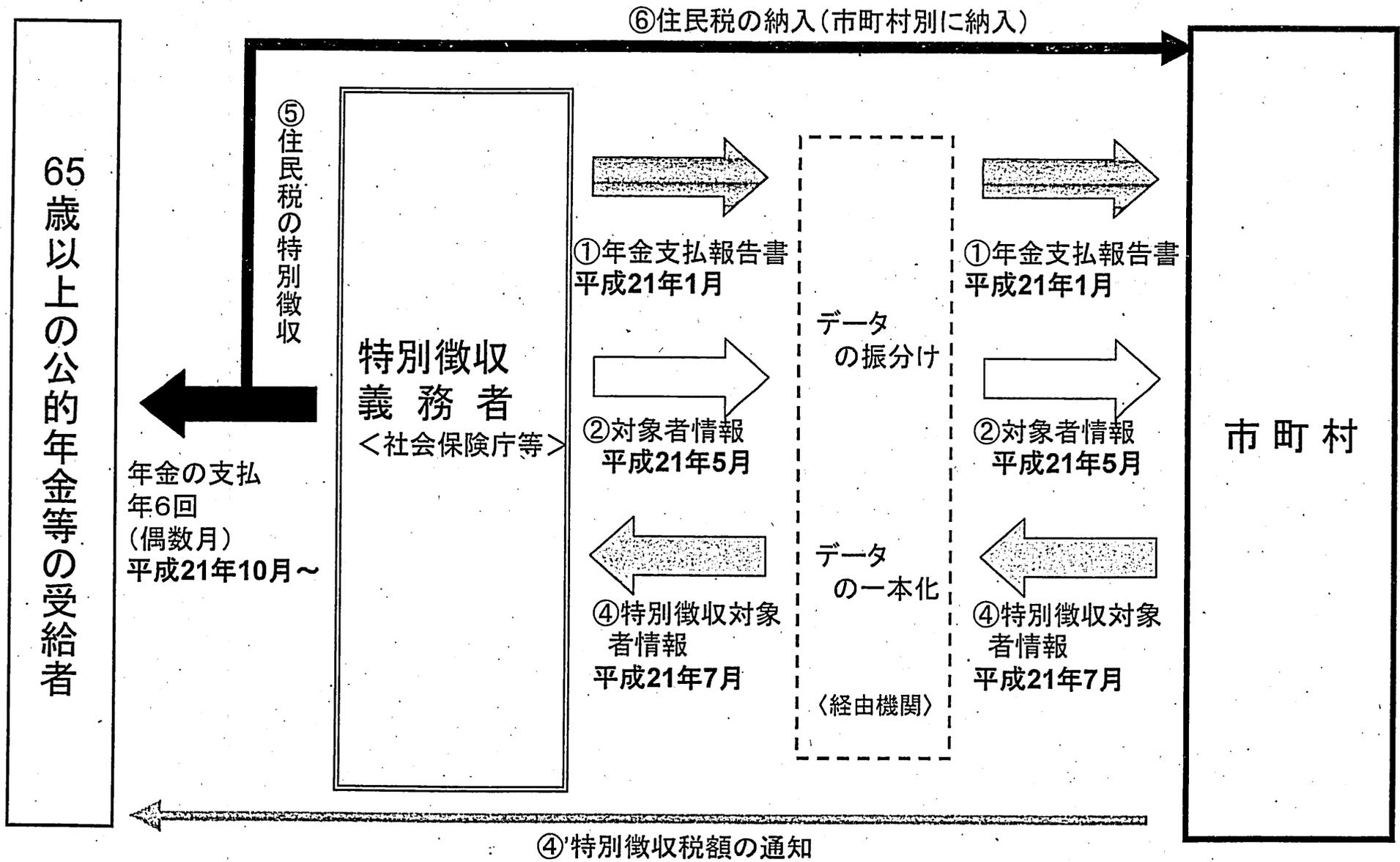
- 4月・6月・8月においては前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額を、10月・12月・2月においては年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収により徴収

特別徴収を開始する年度における徴収

普 通 徴 収		特 別 徴 収			
6月		8月	10月	12月	2月
税額	年税額の 1/4	" 1/4	" 1/6	" 1/6	" 1/6

- 年度前半において年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収により徴収
- 年度後半において年税額から普通徴収した額を控除した額を、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収により徴収

公的年金からの特別徴収制度の事務処理の流れ



福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表

部署名：課税課

改正案	現行	備考
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第42条、第42条の2若しくは第42条の5(第47条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第47条の7、第57条、第72条第2項、第86条第1項若しくは第2項、第90条第2項又は第120条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第38条、第42条、第42条の2若しくは第42条の5、第43条の4第1項、第47条の7、第57条、第72条第2項又は第90条第2項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下本項及び次項並びに第33条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第42条、第42条の2若しくは第42条の5(第47条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第47条の7、第57条、第72条第2項、第86条第1項若しくは第2項、第90条第2項又は第120条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第38条、第42条、第42条の2若しくは第42条の5、第47条の7、第57条、第72条第2項又は第90条第2項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下本項及び次項並びに第33条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者</p>	<p>引用条文追加</p> <p>引用条文追加</p> <p>条ずれ</p>

改正案	現行	備考
<p>に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寄附金控除額</u>、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>項目削除</p>
<p>(寄附金税額控除)</p>		
<p>第33条の7 <u>所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割に相当する金額とする。</u></p> <p>(1) <u>都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を都内に有するものに限る。)</u>又は日本赤十字社に対する寄附金(都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めのあるもの</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市規則で定める寄附金又は金銭</u></p>		<p>条文追加</p>
<p>2 <u>前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000</u></p>		

改正案	現行	備考												
<p>円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において、「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき。当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="94 884 642 1355"> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下の金額</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下の金額</td> <td>100分の67</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え1,800万円以下の金額</td> <td>100分の57</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超える金額</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職金額」という。)を有しないとき。 100分の90</p> <p>(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職金額を有するとき。次のア又はイに掲げる場合</p>	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	330万円を超え695万円以下の金額	100分の70	695万円を超え900万円以下の金額	100分の67	900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57	1,800万円を超える金額	100分の50		
195万円以下の金額	100分の85													
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80													
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70													
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67													
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57													
1,800万円を超える金額	100分の50													

改正案	現行	備考
<p>の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）</p> <p>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額において、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(外国税額控除)</p> <p>第33条の8 所得割の納税義務者が、<u>法第314条の8</u>に規定する外国の所得税等を課された場合においては、<u>法第314条の8</u>及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額に計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同</p>	<p>(外国税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、<u>法第314条の7</u>及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の8 所得割の納税義務者が、第32条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額に計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同</p>	<p>条ずれ及び規定の整備</p> <p>条ずれ</p> <p>引用条文の追加</p> <p>条ずれ</p>

改正案	現行	備考
<p>項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)についてはこの限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(個人の市民税の徴収方法)</p> <p>第37条 個人の市民税は、<u>第40条、第43条の2第1項若しくは第2項、第43条の5又は第47条の5の規定によって特別徴収の方</u></p>	<p>項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、<u>医療費控除額若しくは寄附金控除額</u>の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)についてはこの限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額、<u>医療費控除額若しくは寄附金控除額</u>の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(個人の市民税の徴収方法)</p> <p>第37条 個人の市民税は、<u>第40条又は第47条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によ</u></p>	<p>寄附金控除が寄附金税額控除に変更したことによる規定の整備</p> <p>同上</p> <p>年金特徴の規定の追加</p>

改正案	現行	備考
<p>法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>って徴収する。</p>	
<p>2 個人の都民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>	<p>2 個人の都民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収場合に<u>あわせて</u>賦課し、及び徴収する。</p>	<p>文言の整理</p>
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>	
<p>第38条の2 個人の市民税納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び都民税額の合算額(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>第38条の2 個人の市民税納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び都民税額の合算額(第43条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第43条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>年金特徴の 規定の追加 同上</p>
<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p>(個人の市民税の特別徴収)</p>	<p>規定の整備</p>
<p>第40条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げるもののうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>第40条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げるもののうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下本条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(以下第43条まで同じ) 文言整理</p>
<p>(1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p> <p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受けるもの</p>	<p>(1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p> <p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受けるもの</p>	<p>文言整理</p>
<p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に<u>給与所得及び公的年金等に係る所得以外</u>の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外に<u>係る所得以外</u>の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に<u>給与所得及び公的年金等に係る所得以外</u>の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に<u>給与所得以外</u>の所得がある場合においては、当該給与所得以外に<u>係る所得以外</u>の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に<u>給与所得以外</u>の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>年金特徴に関する規定の追加 (以下第43条まで同じ)</p>

改正案	現行	備考
<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合、その事情やむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合、その事情やむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	
<p>4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>
<p>5 (省略) (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第41条 (省略)</p>	<p>5 (省略) (特別徴収義務者の指定等) 第41条 (省略)</p>	
<p>2 同一の納税義務者について、前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において、各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額の額は市長が定めると</p>	<p>2 同一の納税義務者について、前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において、各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収税額の額は市長が定めるところによる。</p>	

改正案	現行	備考
<p>ころによる。 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第42条 (省略) (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)</p> <p>第42条の2 第41条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第42条の4において「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支給を受けなくなったこと等により<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに普通徴収によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>が、当該納税者から徴収すべき<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>を超える場合(徴収すべき<u>給与所得に係る特別徴収税額</u>がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第42条 (省略) (特別徴収税額の納期の特例)</p> <p>第42条の2 第41条第1項の特別徴収義務者に、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下本条、次条及び第42条の4において「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終日までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した<u>特別徴収税額</u>を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。 (普通徴収税額への繰入)</p> <p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支給を受けなくなったこと等により<u>個人の市民税</u>を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに普通徴収によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された<u>特別徴収税額</u>に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された<u>特別徴収税額</u>が、当該納税者から徴収すべき<u>特別徴収税額</u>を超える場合(徴収すべき<u>特別徴収税額</u>がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p>	<p></p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p></p> <p>年金特徴に関する条文の追加 (以下第43</p>

改正案	現行	備考
<p>いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第40条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</p> <p>(2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</p> <p>(3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2. 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第40条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>3. 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を第38条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30</p>		<p>備考 条の6まで 同じ)</p>

改正案	現行	備考
<p>日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。 (特別徴収義務者)</p>		
<p>第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。 (年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p>		
<p>第43条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。 2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払回数で除して得た額とする。 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p>		
<p>第43条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p>		

改正案	現行	備考
<p>2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第43条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第43条の3及び前条の規定の適用にあつては、第43条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。</p>		
<p>3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第43条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>		
<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>		
<p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>		
<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収</p>		

改正案	現行	備考
<p>税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>		
<p>(市民税の減免) 第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) <u>公益社団法人及び公益財団法人</u> (5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの 2 (省略) 3 (省略)</p>	<p>(市民税の減免) 第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) <u>民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人</u> (5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの 2 (省略) 3 (省略)</p>	<p>公益法人制度改正に伴う改正</p>
<p>第48条の3 法第348条第2項第9号又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、<u>公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26</u></p>	<p>第48条の3 法第348条第2項第9号又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、<u>民法第34条の法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、民法第34条の法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、民法第34条の法人で図書館を設置するもの、</u>同上 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は民法第</u></p>	<p>同上 同上</p>

改正案	現行	備考
<p>年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は<u>公益社団法人若しくは公益財団法人</u>で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日</p> <p>(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在、種別及び数量並びにその用途</p> <p>(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期</p>	<p>34条の法人で学術の研究を目的とするもの(以下本条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日</p> <p>(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在、種別及び数量並びにその用途</p> <p>(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期</p>	<p>同上</p>
<p>附 則</p> <p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第7条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条から第7条まで 省略</p>	<p>条文追加</p>

改正案	現行	備考
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)	
第7条の3 略	第7条の2 略	条ずれ
2 略	2 略	
3 前項の規定の適用がある場合における第33条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第7条の3第2項」とする。(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	3 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の2第2項」とする。(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	同上 同上
第8条 略	第8条 略	
2 略	2 略	
3 所得割の納税義務者の前年前3年以内に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除の関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条の第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。	3 所得割の納税義務者の前年前3年以内に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除の関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条の第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。	法令番号削除(第7条の2に規定のため)
4 略	4 略	
5 略	5 略	

改正案	現行	備考
<p>(個人の市民税の配当控除) 第9条 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第1項」とする。</p>	<p>(個人の市民税の配当控除) 第9条 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第9条第1項」とする。</p>	<p>条ずれ及び規定の整備</p>
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第9条の3 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の3第1項」とする。 3 (省略)</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第9条の3 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第9条の3第1項」とする。 3 (省略)</p>	<p>同上</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第9条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条の3第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。 (1) 第33条の3第2項に規定する課税山</p>		<p>寄附金税額控除の計算の特例。</p>

改正案	現行	備考
<p>林所得金額を有する場合当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>		
<p>(2) 第33条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合当該課税退職所得金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>		
<p>(3) 前年中の所得について附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合</p>		
<p>100分の50</p>		
<p>(4) 前年中の所得について附則第20条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</p>		
<p>(5) 前年中の所得について附則第18条の3第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</p>		
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	
<p>第10条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第32条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。</p>	<p>第10条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第32条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。</p>	<p>期間の延長</p> <p>頭数の規定</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉</p>	

改正案	現行	備考
<p>用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第35条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、<u>第33条の6から第33条の8まで、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第33条の3まで、<u>第33条の6から第33条の8まで、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額</u></p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第33条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「<u>前3条並びに附則第10条第2項</u>」とする。</p>	<p>用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第35条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、<u>第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第33条の3まで、<u>第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額</u></p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「<u>前2条並びに附則第10条第2項</u>」とする。</p>	<p>同上</p> <p>条ずれ</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係</p>	<p>第18条の3 削除</p>	<p>規定の追加</p>

改正案	現行	備考
<p>る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第9条第1項の規定は、適用しない。</p>		
<p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p>		
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>		
<p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p>		
<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>		
<p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とす</p>		

改正案	現行	備考
<p>る。</p> <p>(4) 附則第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の4 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する土地等に係る事業所</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の4 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する土地等に係る事業所</p>	<p>引用規定の整備</p>

改正案	現行	備考
<p>得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略)</p>	
<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	
<p>第19条 (省略)</p>	<p>第19条 (省略)</p>	
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>	
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	
<p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	
<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>引用規定の整備</p>
<p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	
<p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	

改正案	現行	備考
<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等</p>	<p>引用規定の整備</p>

改正案	現行	備考
<p>を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等について第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等について第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第20条の2の3において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>引用の削除</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、<u>これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の</p>	<p>引用規定の整備</p>

改正案	現行	備考
<p>2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第20条の2の2 (省略)</p> <p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第20条の2の4において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第20条の2の3 削除</p>	<p>2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第20条の2の2 (省略)</p> <p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第20条の2の4において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(<u>上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例</u>) 第20条の2の3 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第20条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額</u>(以下この条において「上場株</p>	<p>規定の整備</p> <p>条文の削除</p>

改正案	現行	備考
	<p>式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対して課する市民税の所得割の額は、附則第20条の2第1項の規定にかかわらず、<u>上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額</u> (上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第2項第1号の規定により適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する額とする。</p>	
<p>(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)</p>		条文追加
<p>第20条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p>		
<p>2 市民税の所得割の納税義務者が第32条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</p>		
<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)</p>	
<p>第20条の2の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に</p>	<p>第20条の2の5</p>	<p>条ずれ及び改正</p>

改正案	現行	備考
<p>において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)に限り、<u>附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。</u></p>		
<p>2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第32条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における<u>附則第20条の2第1項及び附則第20条の2の3の規定の適用については、附則第20条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第20条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」と、附則第20条の2の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第20条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。</u></p>	
<p>3 第1項の規定の適用がある場合における<u>附則第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下とあるのは「配当所得の金額(附則第20条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」とする。</u></p>		
<p>4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税</p>	<p>① 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第8項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税</p>	

改正案	現行	備考
<p>通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、<u>附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第18条の3第1項に規定する株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の計算上控除</u>する。</p>	<p>通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、<u>附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除</u>する。</p>	
<p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における附則第18条の3第1項及び第2項並びに附則第20条の2第1項の規定の適用については、附則第18条の3第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第20条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第20条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第20条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。</u></p>		引用規定の整備
<p>6 <u>第35条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「<u>附則第20条の2の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額</u>」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 <u>第35条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「<u>附則第20条の2の5第1項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額</u>」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。</u></p>	条ずれ 同上 同上 同上
<p>7 <u>第4項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「<u>確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)</u>」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から</u></p>	<p>4 <u>第1項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「<u>確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第5項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)</u>」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から</u></p>	同上

改正案	現行	備考
<p>第5項まで又は附則第20条の2の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の2の6第6項において準用する前条第5項」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の4 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割</p>	<p>第4項まで又は附則第20条の2の5第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第20条の2の5第3項において準用する前条第4項」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の4 (省略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>引用規定の整備</p>

改正案	現行	備考
<p>の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の6 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税</p>	<p>の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の6 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税</p>	<p>引用規定の整備</p>

改正案	現行	備考
<p>の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、100分の3(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>軽減措置の 削除</p> <p>軽減措置の 削除</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略)</p>	
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の8第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の6第4項」とする。</p>	<p>引用規定の 整備</p>

改正案	現行	備考
<p>条の6第4項」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「<u>法第37条の4</u>」とあるのは「<u>租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4</u>」とする。</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けよ</p>	<p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「<u>法第37条の3</u>」とあるのは「<u>租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3</u>」とする。</p>	<p></p> <p>条ずれ</p> <p>条ずれ</p> <p>経過措置の追加</p>

改正案	現行	備考
<p>うとする者がすべき申告)</p> <p>第20条の8 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第48条の3の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「<u>公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)</u>」とする。</p> <p>2 第48条の3の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第48条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「<u>法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等</u>」と読み替えるものとする。</p>		

福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

第1条による改正

改正案	現行	備考
福生市都市計画税条例 附則 第1項から第15項まで 省略 16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第59項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第17項から第35項まで 省略	福生市都市計画税条例 附則 第1項から第15項まで 省略 16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第17項から第35項まで 省略	引用の追加

第2条による改正

改正案	現行	備考
福生市都市計画税条例 附則 第1項から第15項まで 省略 16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、 <u>第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第17項から第35項まで 省略	福生市都市計画税条例 附則 第1項から第15項まで 省略 16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、 <u>第51項若しくは第53項から第59項まで</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 第17項から第35項まで 省略	引用の追加

福生市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理 (第 4 条—第 40 条)</p> <p>第 3 章 駐車場の管理 (第 41 条—第 47 条)</p> <p>第 4 章 補則 (第 48 条—第 53 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者 (第 5 号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。) を含む。) は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所があること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3) 収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) 第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。</p> <p>2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する条件を具備する次の各号のいずれかに該当する者 (身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。) にあっては、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1) 60 歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 2 条に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又は</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理 (第 4 条—第 40 条)</p> <p>第 3 章 駐車場の管理 (第 41 条—第 47 条)</p> <p>第 4 章 補則 (第 48 条—第 53 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者 (第 5 号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。) を含む。) は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所があること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3) 収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) 第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。</p> <p>2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する条件を具備する次の各号のいずれかに該当する者 (身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。) にあっては、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1) 60 歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 2 条に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又は</p>

新	旧
<p>ウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度のもの</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのもの</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのもの</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当するもの</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>ウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度のもの</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのもの</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのもの</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当するもの</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>
3~6 省略	3~6 省略
以下の条 省略	以下の条 省略
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律 129 号）の施行に伴い、関係する条例を改正する必要が生じました。

法令名	地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）
公布日	平成 20 年 6 月 18 日 官報掲載
法令番号	平成 20 年法律第 69 号
施行期日	平成 20 年 9 月 1 日 （地方自治法の一部を改正する法律の施行日を定める政令（平成 20 年政令第 253 号）

※ 新旧対照表 別紙第 1（3 ページ）を参照

1 改正法の概要

地方分権の進展とともに、議会の議決機能及びチェック機能がますます求められる状況下において、議員活動の範囲も拡大しており、①自治体によっては議会運営の円滑化を図るための会議として各会派代表者会議や全員協議会などが行われている実態を踏まえ、議員活動の範囲を明確化することが求められていたほか、②議員の報酬が、特別職であっても他の行政委員会等の委員の報酬とは支給方法が異なることから、その位置付けの明確化などが全国三議長会（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会）から要望されました。

このような動きを受け、衆議院総務委員会に実務者協議会が設けられ、議員の職責・職務の明確化などが検討された結果、上記 2 点の内容について衆議院総務委員長提案の法律案として提出、平成 20 年 6 月 11 日に成立し、「地方自治法の一部を改正する法律」として同月 18 日に公布されました。

主要な改正点

(1) 議案審査・議会運営に関し協議・調整を行う場の設定

⇒ 改正後の地方自治法第 100 条第 12 項

「議会は、議会規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」と規定され、このことにより、議会活動の範囲が拡大し、かつ、明確化されました。

(2) 議員の報酬等に関する規定の分離及び報酬名称の明確化

⇒ 改正後の地方自治法第 203 条

議員の報酬等に関する規定を行政委員会の委員等の報酬等の規定から分離するとともに、議員に対する報酬の名称が「議員報酬」となります。

2 改正が必要な条例

条 例 名	改正の概要
福生市議会政務調査費の交付に関する条例	法の改正により、規定中の引用規定を改正
福生市特別職報酬等審議会条例	規定中「報酬」を「議員報酬」に改正
福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	規定中「報酬」を「議員報酬」に改正

※ 新旧対照表 別紙第 2 (5 ページ) を参照

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等）</p> <p>第100条 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 省略</p> <p>⑦ 省略</p> <p>⑧ 省略</p> <p>⑨ 省略</p> <p>⑩ 省略</p> <p>⑪ 省略</p> <p>⑫ <u>議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。</u></p> <p>⑬ 省略</p> <p>⑭ 省略</p> <p>⑮ 省略</p> <p>⑯ 省略</p> <p>⑰ 省略</p> <p>⑱ 省略</p> <p>（地域協議会の設置及び構成員）</p> <p>第202条の5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>第203条の2第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>第8章 給与その他の給付</p> <p>第203条 <u>普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。</u></p> <p>2 <u>普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</u></p> <p>3 <u>普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</u></p> <p>4 <u>議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</u></p> <p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等）</p> <p>第100条 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 議省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 省略</p> <p>⑦ 省略</p> <p>⑧ 省略</p> <p>⑨ 省略</p> <p>⑩ 省略</p> <p>⑪ 省略</p> <p>⑫ 省略</p> <p>⑬ 省略</p> <p>⑭ 省略</p> <p>⑮ 省略</p> <p>⑯ 省略</p> <p>⑰ 省略</p> <p>⑱ 省略</p> <p>（地域協議会の設置及び構成員）</p> <p>第202条の5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>第8章 給与その他の給付</p> <p>第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票</p>

開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(給与その他の給付)

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない。

(給与等に対する審査請求)

第206条 普通地方公共団体の長がした第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- ② 省略
- ③ 省略
- ④ 省略
- ⑤ 省略
- ⑥ 省略

(理事長等)

第304条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

10 第203条の2及び第204条の2の規定は非常勤の理事長等に、第204条から第205条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第203条の2第2項及び第4項、第204条第2項及び第3項並びに第204条の2中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。

立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(給与その他の給付)

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第203条第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない。

(給与等に対する審査請求)

第206条 普通地方公共団体の長がした第203条、第204条又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- ② 省略
- ③ 省略
- ④ 省略
- ⑤ 省略
- ⑥ 省略

(理事長等)

第304条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

10 第203条第1項から第3項まで及び第5項並びに第204条の2の規定は非常勤の理事長等に、第204条から第205条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第203条第2項及び第5項、第204条第2項及び第3項並びに第204条の2中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。

○福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>福生市議会政務調査費の交付に関する条例 平成13年条例第4号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、福生市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>福生市議会政務調査費の交付に関する条例 平成13年条例第4号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、福生市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>地方自治法第100条に第12項が加えられたことにより以下の項が1項ずつ繰り下げられたことによる改正</p>

○福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>福生市特別職報酬等審議会条例 昭和42年条例第20号 (設置) 第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料(以下「報酬等」という。)の額について審議するため、福生市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>福生市特別職報酬等審議会条例 昭和42年条例第20号 (設置) 第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料(以下「報酬等」という。)の額について審議するため、福生市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>地方自治法第203条により議員の「報酬」が「議員報酬」として規定されたことによる改正</p>

○福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>福生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年条例第12号 (議員報酬) 第1条 福生市議会の議員(以下「議会議員」という。)の議員報酬は、別表第1のとおりとする。 第2条 議員報酬は、就職した月分から退職、失職又は死亡した月分までを支給する。ただし、前条に掲げる職務の間に異動のあった場合のその月分の議員報酬は、額の多きによるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、退職又は失職した者がその月のうち再び就職したとき、その他いかなる場合でも重複した議員報酬を支給しない。 第3条・第4条 省略 (期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には100分の250を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年条例第12号 (報酬) 第1条 福生市議会の議員(以下「議会議員」という。)の報酬は、別表第1のとおりとする。 第2条 報酬は、就職した月分から退職、失職又は死亡した月分までを支給する。ただし、前条に掲げる職務の間に異動のあった場合のその月分の報酬は、額の多きによるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、退職又は失職した者がその月のうち再び就職したとき、その他いかなる場合でも重複した報酬を支給しない。 第3条・第4条 省略 (期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には100分の250を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>地方自治法第203条により議員の「報酬」が「議員報酬」として規定されたことによる改正</p>

議案第 61 号 福生市民会館の指定管理者の指定について

1 応募団体 (6 団体)

- ① 野村ビルマネジメントグループ ② 株式会社ケイミックス
③ S & I 福生市民会館運営共同事業体 ④ 共立・日立共同事業体
⑤ アクティオ株式会社 ⑥ TAMART

2 選定経過

- ① 平成20年6月26日 (木) 第1回福生市民会館指定管理者候補者選定審査会
・選定審査方針及び応募資格の確認
- ② 平成20年7月11日 (金) 第2回福生市民会館指定管理者候補者選定審査会
・第一次審査 (書類審査)
- 【第一次審査結果】第一次審査通過者 : S & I 福生市民会館運営共同事業体
 : 株式会社ケイミックス
 : 共立・日立共同事業体
- ③ 平成20年7月29日 (火) 第3回福生市民会館指定管理者候補者選定審査会
・第二次審査 (プレゼンテーション審査)
- 【第二次審査結果】指定管理者候補者 : 共立・日立共同事業体
- ④ 共立・日立共同事業体の概要

共同事業体の名称	共立・日立共同事業体
共同事業体の設立年月日	平成20年6月20日

代表団体の名称	株式会社 共立
所在地	東京都渋谷区代々木五丁目 40 番 13 号
代表者氏名	代表取締役 渡瀬 治夫
設立年月日	昭和34年7月1日
資本金	96,000,000円
職員数	297名
役割分担	施設全体の管理運營業務

構成団体の名称	株式会社 日立ビルシステム
所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
代表者氏名	取締役社長 池村 敏郎
設立年月日	昭和31年10月1日
資本金	5,105,091,000円
職員数	5,377名
役割分担	施設、設備のメンテナンス業務等

(主な業務内容)

株式会社 共立	株式会社 日立ビルシステム
<p>① 劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等の照明・音響・映像設備および舞台機構に関する設計施行ならびにコンサルティング業務、デザインおよび制作業務、管理および操作業務</p> <p>② 劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等における機器、機材、大道具備品の販売、レンタルおよび保守業務</p> <p>③ 音楽・演劇・スポーツ・展示・会議・式典等に関するイベントの企画、制作業務放送番組、販売促進用映像、CM等の企画、制作、販売および著作権の管理</p> <p>④ 放送番組、イベント等における照明・音響・映像技術のサービスおよび美術のデザイン</p> <p>⑤ 上記に付帯する業務他</p>	<p>① エレベーター、エスカレーター、駐車場整備、冷凍空調装置、電気設備、自動ドア、その他ビル設備に必要な機器の販売、据付、保守、改造修理、更新および設計</p> <p>② 各種ビル設備の監視、制御ならびにビル管理</p> <p>③ 冷凍空調設備ならびにそれらの運転制御版、遠隔監視装置、冷媒回収装置の製造</p> <p>④ ビル設備機器、防犯・防災機器、駐車場設備の賃貸およびリース</p> <p>⑤ 上記に付帯する業務他</p>

(指定管理の実績)

株式会社 共立	株式会社 日立ビルシステム
練馬区立練馬文化センター他 23 施設	千代田万世会館他 9 施設

議案第62号 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について

1 応募団体（10団体）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①㈱オーエンス | ②㈱後樂園スポーツ |
| ③特定非営利活動法人 福生市体育協会 | ④シンコースポーツ・山武共同事業体 |
| ⑤美津濃㈱ | ⑥㈱サンアメニティ |
| ⑦㈱コナミススポーツ&ライフ | ⑧日本環境マネジメント㈱ |
| ⑨テルウェル東日本㈱ | ⑩熊川、福生地域体育館指定管理者企業体 |

2 選定経過

- ① 平成20年6月26日（木） 第1回福生市熊川地域・福生地域体育館指定管理者候補者選定審査会・選定審査方針及び応募資格の確認
- ② 平成20年7月11日（金） 第2回福生市熊川地域・福生地域体育館指定管理者候補者選定審査会・第一次審査（書類審査）
- 【第一次審査結果】第一次審査通過者：㈱オーエンス
：㈱後樂園スポーツ
：シンコースポーツ・山武共同事業体
- ③ 平成20年7月29日（火） 第3回福生市熊川地域・福生地域体育館指定管理者候補者選定審査会・第二次審査（プレゼンテーション審査）
- 【第二次審査結果】指定管理者候補者：シンコースポーツ・山武共同事業体

④ シンコースポーツ・山武共同事業体の概要

共同事業体の名称	シンコースポーツ・山武共同事業体
共同事業体の設立年月日	平成20年6月1日

代表団体の名称	シンコースポーツ 株式会社
所在地	東京都台東区台東一丁目27番1号
代表者氏名	代表取締役 石崎 克己
設立年月日	昭和53年11月2日
資本金	80,000,000円
職員数	320名（アルバイト1,300名）
役割分担	施設全体の管理運営業務

構成団体の名称	株式会社 山武
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
代表者氏名	代表取締役 小野木 聖二
設立年月日	昭和24年8月22日
資本金	10,522,716,817円
職員数	5,390名
役割分担	施設、設備のメンテナンス業務等

(主な業務内容)

シンコースポーツ (株)	(株) 山 武
<p>① スポーツ施設の運営管理</p> <p>② スポーツ施設に関するコンサルティング業務</p> <p>③ スポーツイベント等の企画、設計、管理</p> <p>④ 健康体力作り等、スポーツに関する指導業務</p> <p>⑤ スポーツに関する講習会の開催など</p>	<p>① 機器、装置及びシステム機器の開発、設計、製造、販売、賃貸、工事の施工、保守、輸出入並びに試験及び検査の請負(制御・計測機器、電気・通信・精密機器、空調機、防災、防犯機器ほか)</p> <p>② 建物及び施設の建設、総合管理、施設の運営及び運営に関するコンサルティング、情報提供サービス</p> <p>③ 環境対策、管理に関するコンサルティングなど</p>

(指定管理の実績)

シンコースポーツ (株)	(株) 山 武
<p>中央区総合スポーツセンター</p> <p>横浜国際プール</p> <p>御殿場市総合体育館</p> <p>ほか 30施設</p>	<p>北区滝野川体育館</p> <p>台東区社会教育センター(5施設)</p> <p>ほか 22施設</p>

平成20年第3回定例会会期日程(案)

(会期28日間)

月	日	曜	種 別	内 容
9	2	火	本 会 議	} 一般質問
	3	水	本 会 議	
	4	木	本 会 議	
	5	金	本 会 議	一般質問・議案審議
	6	土	休 会	
	7	Ⓚ	〃	
	8	月	〃	
	9	火	〃	決算特別委員会(予定) A9
	10	水	〃	決算特別委員会(予定) A9
	11	木	〃	決算特別委員会(予定) A9
	12	金	〃	決算特別委員会(予定) A9
	13	土	〃	
	14	Ⓚ	〃	
	15	Ⓚ	〃	(敬老の日)
	16	火	〃	横田基地対策特別委員会 A10 庁舎建設特別委員会 P2
	17	水	〃	建設環境委員会 A10
	18	木	〃	市民厚生委員会 A10
	19	金	〃	総務文教委員会 A10
	20	土	〃	
	21	Ⓚ	〃	
	22	月	〃	
	23	Ⓜ	〃	(秋分の日)
	24	水	〃	
	25	木	〃	議会運営委員会 A10
	26	金	〃	
	27	土	〃	
	28	Ⓚ	〃	
	29	月	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成20年第3回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
大 野 聰	1 「福生に5つの元気」の実現に向けて (1) 5つの元気の実現に向けての検討状況について (2) 町会・自治会会館の整備促進策の検討の方向性について (3) 第4期福生市総合計画の策定検討の今後について 2 歳入財源の確保に向けて (1) 市税、使用料等の収納向上対策について (2) 市有未利用地の売却に向けての検討について (3) 公共施設駐車場の有料化の方向性について (4) 基地交付金・都補助金等の確保活動について 3 安全安心なまちづくりの実現に向けて (1) 犯罪発生状況と防犯対策の現状について (2) 安全安心まちづくり市民ひろばの活動状況について (3) 安全安心まちづくり条例の検討状況と条例案提案時期について	1時間 15分
武 藤 政 義	1 若年層の就労率について (1) 若年層の就労状況と就労率の推移 (2) 就労率を上げるための取り組みについて 2 町会、自治会について (1) 町会、自治会の加入率、加入数について (2) 加入率、加入数を上げるための取り組みについて 3 福生七夕まつりについて (1) 第58回福生七夕まつりの主な成果について (2) 各部会の取り組みについて 4 福生市ホームページについて (1) ホームページの効果について	45分
乙 津 豊 彦	1 税収見込みについて (1) 税源移譲による影響について (2) たばこ税について 2 陸橋通りの拡幅工事並びに田園通りの改良工事について (1) 陸橋通りの交差点における歩行者の安全対策について (2) 田園通りの改良工事に対する対策について 3 開かれた学校づくりについて (1) 学校評価について (2) 学校からの積極的な情報提供について	1時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
4 増 田 俊 一	1 保育行政について (1) 熊川保育園とつくし保育園の2園が民営化されたが、どのように評価しているのか (2) 認定子ども園の導入の実現には、どのような考えで取り組んでいくのか	45分
5 清 水 義 朋	1 市民との協働について (1) 協働の考え方について 2 ふるさと納税について (1) ふるさと納税の導入について 3 教育行政について (1) 校庭芝生化について	50分
6 堀 雄 一 朗	1 環境行政について (1) ハイブリットカー等の低公害車導入について (2) エコライトハウス事業について 2 防災行政について (1) 災害時の避難路確保について (2) 耐震シェルターについて (3) 家電製品等による火災注意喚起について 3 地上デジタル放送移行について 4 福生市まちづくり景観基本計画について 5 高齢者緊急通報システムについて	1時間 30分
7 田 村 正 秋	1 横田基地について (1) 横田基地友好祭について (2) 横田基地対策の防衛補助事業等について (3) 電波障害について 2 後期高齢者医療制度について (1) 現状と課題について 3 教育問題について (1) 中学校部活動の状況と外部指導について (2) 再編交付金を活用した教育事業について (3) 夏休み子どもスポーツ体験塾について (4) 青少年海外派遣事業について	1時間
8 田 村 昌 巳	1 福生市商工会館（もくせい会館）のバリアフリー化について (1) エレベーターの設置について (2) 設置の時期について (3) 工期決定後の安全対策、周辺へのPR等について 2 PCB廃棄物について (1) PCB廃棄物処理について (2) 現在小・中学校等に保管しているPCB廃棄物の安全性の確保について 3 基地再編交付金について (1) 再編交付金の概要について	1時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
	(2) 現在の事業について (3) 再編交付金の有効活用について 4 教育センターについて (1) 教育センターの運営状況について (2) 施設改修の状況について (3) 施設改修後の組織と運営についての現状と の変化について	
9 阿 南 育 子	1 環境行政について (1) 環境フェスティバルについて (2) 自転車で走りやすいまちづくりについて 2 男女共同参画の推進について (1) 市役所の女性管理職の登用について (2) 防災における、男女平等について 3 子ども施策について (1) 障がい児の副籍について (2) 学校施設の障がい児の受け入れ体制につ いて (3) 教育振興基本計画と次世代育成支援行動計 画（後期）の融合について	1 時間 15分
10 杉 山 行 男	1 横田基地について (1) 米軍再編後の横田基地の存在について (2) 航空自衛隊航空総隊司令部の移駐について (3) 管制業務の返還について (4) 基地所属軍属による傷害事件について (5) 住宅防音工事等について (6) 要請行動について 2 防災対策について (1) 防災訓練について (2) 防災無線工事の進捗状況について (3) 地震対策について (4) 多摩川の河床の改善について 3 ITコーディネーターのその後について (1) 増え続けるコンピュータプログラム使用料 等や管理費の適正化について	1 時間 30分
11 原 田 剛	1 防災行政について (1) 防災訓練の状況について (2) 震災時の対応について (3) 避難所開設の事前準備について (4) 避難所運営マニュアルについて 2 スポーツ振興について (1) インターネットによる体育施設の申し込み 状況について (2) 個人利用の料金について 3 女性の心と体のサポートについて (1) 女性の健康について (2) 女性の総合相談支援について 4 環境行政について (1) ごみ・たばこのポイ捨てについて (2) ポイ捨て条例の設置について	1 時間 30分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
12 申 田 金 八	1 2016年東京オリンピック招致について (1) 福生市としてどのような協力をするのか (2) 来年の七夕飾りや各行事に思い切った東京オリンピック招致の運動、協力をしてもらいたい 2 カラス等の被害について (1) カラスの被害の有無 (2) カラスの嫌なごみ袋導入について	40分
13 未 次 和 夫	1 地籍調査について (1) 地籍調査の総予算、主体、財源について (2) 市の公共用地占有者に対する対処と現状について 2 財政健全化について (1) 現在の福生市の財政力について (2) 今後の指定管理者制度導入予定について (3) 再任用職員の業務内容及び今後の見通しについて (4) 適正な職員数と総人件費の数値目標について	50分
14 青 海 俊 伯	1 介護保険について (1) 福生市介護保険事業計画第4期について (2) 認知症認定調査項目変更について (3) 厚生労働省からの事務連絡等の徹底について 2 地球温暖化対策について (1) 小中学校及び公的機関の緑のカーテン事業について (2) 環境教育と一般家庭の緑化について 3 小学校の校庭ネットフェンス改善について (1) 昨年からの進捗について	1時間 15分
15 高 橋 章 夫	1 防災行政について (1) 災害対応職員マニュアルについて (2) 総合防災訓練について (3) 福生市防災会議について 2 教育行政について (1) 給食費値上げ後の状況について (2) 食材の高騰による影響について (3) 給食センターの建てかえ等について	1時間
16 大 野 悦 子	1 まちづくりを考える (1) 活性化について (2) 第58回七夕まつりを終えて	30分

17 羽場 茂	1 子育て支援策について (1) 小児救急医療体制整備の進捗状況について (2) 中学生までの医療費無料化について 2 後期高齢者医療制度について (1) 実施後の問題点について (2) 財政的負担の見通しについて 3 教育行政について (1) 教育センターの活動の様子について (2) 基礎学力向上のための施策について	45分
18 小野沢 久	1 資源ごみリサイクルについて (1) 業者への売り払い状況について (2) 業者の選定及び契約方法について (3) 財団法人リサイクル協会との関係について (4) レアメタル等の回収について 2 市営駐輪場の契約改正について (1) 委託経過について (2) 経営状況について (3) 今後の方向性について 3 公園行政について (1) 日光橋公園の今後について (2) かに坂公園整備について (3) 文化の森について 4 たまりパー50キロについて (1) 整備等について都の取り組み姿勢は (2) 自転車の安全運転喚起策について	1時間 20分
19 奥 富 喜 一	1 米軍基地について (1) 米軍再編強化3つのねらいと横田基地について (2) 横須賀配備予定の米原子力空母について (3) ケニー司令部ジャパン(第13空軍分遣隊)について (4) 第515航空機動運用群について (5) 残土運搬について (6) 事件・事故等での新たに情報が得られたものについて 2 C型肝炎、石綿被害、大気汚染患者等対策の周知について 3 低所得の高齢者や障害者への経済的支援策について (1) 石油高騰を始め諸物価の高騰に苦しむ弱者市民対策を、基本構想にどう盛り込むか (2) 配食サービス、灯油代、火災報知器、家賃等について 4 福祉バス・市内循環バスの取り組みについて 5 乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃について	1時間 30分

委員会付託件名表

平成20年9月2日第3回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務文教委員会	議案第46号	福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第47号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
	議案第48号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
	議案第50号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第2号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)
	議案第61号	福生市民会館の指定管理者の指定について
	議案第62号 陳情第20-8号	熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について 東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書
建設環境委員会	議案第49号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第2号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分)
	議案第54号	平成20年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第59号	平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について
	議案第60号	平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について
	請願第20-1号	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書
	請願第20-2号	消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
市民厚生委員会	議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第52号	平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第53号	平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第56号	平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第57号	平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
	議案第58号 陳情第20-7号	平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書
特別委員会	議案第55号	平成19年度福生市一般会計決算認定について